

はじめに

平成 20 年の学校保健法の一部改正により学校保健安全法が成立し、国は、平成 24 年度からの 5 年間を計画期間とする「学校安全の推進に関する計画」（以下、「第 1 次計画」という。）、平成 29 年度からの 5 年間を計画期間とする「第 2 次学校安全の推進に関する計画」（以下、「第 2 次計画」という。）を策定し、学校安全の推進に取り組んできました。

これまで、第 1 次計画及び第 2 次計画に基づいた取組が全国で進められてきました。しかし、様々な計画やマニュアルが整備されつつも必ずしも実効的な取組に結びついていないこと、地域、学校設置者、学校、教職員の学校安全の取組内容や意識に差があること、東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要があること等の課題が指摘されています。

これを踏まえ、令和 4 年 3 月、令和 4 年度からの 5 年間を計画期間とする「第 3 次学校安全の推進に関する計画」が閣議決定されました。本計画では、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図るために 5 つの推進方策が示されています。

県教育委員会としましても、本計画に基づき、安全で安心な学校環境の整備や、組織的な取組を一層充実させるとともに、児童生徒が主体的に学ぶ安全教育を通じ、いかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために行動する態度を身に付けることが重要であると考えております。

令和 7 年度は、これまでの成果を踏まえ、市町村教育委員会を中心とした学校安全の組織的取組や外部専門家の活用等を通じた学校安全体制の構築を推進するため、県内 3 市町教育委員会をモデル地域に指定し、取組を推進しました。

また、県立学校においては、高等学校 1 校、特別支援学校 1 校を実践校に指定し、学校種を超えて取組の成果を共有できるようにしました。

各市町村教育委員会及び学校においては、質の高い学校安全の取組を推進する上での参考として本実践事例集を活用されることをお願いします。

結びに、本事業の推進に当たり、御尽力いただきました関係者の皆様に感謝の意を表します。

令和 8 年 3 月 福岡県教育委員会

◇ 目 次 ◇

はじめに

事業報告 1

◇モデル地域及び実践校の取組概要

《モデル地域による取組》

◇大任町教育委員会（交通安全）

◇うきは市教育委員会（災害安全）

◇宗像市教育委員会（生活安全）

《実践校による取組》

◇県立京都高等学校（交通安全）

◇県立田主丸特別支援学校（生活安全）

関係資料 15

◇大任町教育委員会

◇うきは市教育委員会

◇宗像市教育委員会

参考資料 21

◇学校安全の取組を推進する際に参考となる主な資料等

◇第3次学校安全の推進に関する計画

◇学校事故対応に関する指針【改訂版】

◇「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」の活用
について（依頼）

◇浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する学校に関する調査の結果及び
水害・土砂災害対策の実施について（通知）

福岡県学校安全推進委員会委員名簿 67

1 事業報告

モデル地域及び実践校の取組概要	…P 2
○大任町教育委員会（今任小学校）	…P 4
○うきは市教育委員会（御幸小学校）	…P 6
○宗像市教育委員会（大島学園）	…P 8
○県立京都高等学校	…P10
○県立田主丸特別支援学校	…P12

モデル地域及び実践校の取組概要

【モデル地域】

大任町教育委員会	拠点校：今任小学校	実践領域：交通安全
<p>1 教育委員会としてとらえる安全上の課題</p> <ul style="list-style-type: none">○ 不審者による声かけやつきまといなど、犯罪被害につながるおそれのある事案が発生しており、防犯意識を高める必要がある。○ 交通安全については、登下校中に児童生徒が車と接触するなどの事案が発生しており、通学路における安全確保が課題となっている。 <p>2 特徴的な取組</p> <ul style="list-style-type: none">○ 田川警察署の協力のもと、実践的な不審者対応訓練の中、さすまたを使用した不審者対応の演習を行った。○ 拠点校の5年生、6年生を対象に、交通安全に対する事前学習、海の中道でレンタサイクルを利用した振り返り学習を実施した。○ ながら見守りを主体としたボランティアを募集し、拠点校区において登校時間に合わせ、犬の散歩や花の水やり等を自主的にしていただくことで、地域とのつながりも生まれた。		

うきは市教育委員会	拠点校：御幸小学校	実践領域：災害安全
<p>1 教育委員会としてとらえる安全上の課題</p> <ul style="list-style-type: none">○ 平成24年の九州北部豪雨以降、毎年のように豪雨被害を受けており、災害から身を守る意識を高めることが必要である。 <p>2 特徴的な取組</p> <ul style="list-style-type: none">○ 自分たちが暮らす町の普段と災害時の様子の比較からの課題設定、ハザードマップをもとにした通学路等の確認、GTから助言をもらうことで、効果的な御幸小防災マップを作った。○ 災害発生後に、家庭あるいは避難所でできることとして、段ボールトイレ作りや、災害時の食事作りを行った。○ 学校安全の中核となる教員の資質・能力の向上に係る取組として、大雨災害の備えについての研修、小中学生災害時外傷対応についての研修を行った。		

宗像市教育委員会	拠点校：大島学園	実践領域：生活安全
<p>1 教育委員会としてとらえる安全上の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近年の自然災害が増えている状況とともに、高齢化も進んでいる現状が見られる。高齢者の避難や防災意識といった地域の課題解決に、学校と地域、家庭が連携しながら取組を推進することが必要である。 <p>2 特徴的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 着衣泳の指導では、イトマンスイミングスクールの方を講師に招き、校内のプールにて着衣泳の体験を行った。また別日には、海上保安部の方を講師に招き、海での着衣泳の体験を行った。 ○ 総合的な学習の時間「福祉の力でつながろう大島！」の学習の中で考案した防災バックを各家庭に配付をし、当日はその防災バックを活用して避難訓練を行った。 ○ 宗像市立学校避難訓練を市内の全校一斉に実施した。地域住民との合同による体育館への避難、教職員による避難所開設支援、資機材点検、非常食配布、防災学習（DVD放映、講話等）等を行った。 		

【実践校】

県立京都高等学校	実践領域：交通安全
<p>1 安全上の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 約半数の生徒が主な通学方法として自転車を利用している。 ○ 学校周辺は車両の通行量が大変多く、道幅が狭い。 <p>2 特徴的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒会執行部が中心となって、自転車ヘルメット着用推進啓発動画とスライドを作成し、ヘルメット着用の重要性について呼びかけを行った。 ○ 安全教育アドバイザーを活用し、自転車のルール、飲酒運転の危険性について学んだ。 	

県立田主丸特別支援学校	実践領域：生活安全
<p>1 安全上の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒が単独で安全に行動することは困難である。そのため、不審者侵入時や災害時の避難の方法に関して、常に考えておく必要がある。 <p>2 特徴的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「想定外を想定内にする努力」をモットーとした、危機管理マニュアルの作成、教職員への周知を行った。 ○ 安全教育アドバイザー（うきは警察署生活安全課）を活用し、模擬訓練の講評並びにさすまたの使い方等の指導を受けた。 	

大任町教育委員会

教育委員会名：大任町教育委員会

住 所：田川郡大任町大字大行事 3067 番地

電 話：0947-63-3110

○モデル地域の現状と取組

1 モデル地域の現状及び安全上の課題

(1) モデル地域の現状

○モデル地域名：大任町（交通安全、生活安全）

○学 校 数：小学校 2校

中学校 1校

(2) モデル地域の安全上の課題

田川地区全体において、不審者による声かけやつきまといなど、犯罪被害につながるおそれのある事案が発生しており、防犯において生活上の安全確保が課題となっている。また、交通安全については、登下校中に児童生徒が道路を横断する際に車と接触するなどの事案が発生しており、通学路における安全確保が課題となっている。

2 モデル地域の事業目標

拠点校における学校安全推進体制を確立し、拠点校の学校安全推進体制（校区における他団体との連携・地域子ども見守り隊）を確立するとともに、拠点校の推進体制をモデルとして大任町内小中学校で学校安全推進体制の構築を図る。

3 取組の概要

(1) 安全教育の充実に関する取組

ア 安全教育の充実に関する取組

拠点校担当者、地域指導者、PTA等で構成された「学校安全実践委員会」で計画の協議。以下の取組を実施した。



[学校安全実践委員会の様子]

(ア) 不審者対応訓練の実施

拠点校において、不審者が学校に侵入した場合を想定し、田川警察所の協力のもと、不審者対応訓練を実施した。犯人役を警察関係者に依頼し、実践的な訓練の中、さすまたを使用した

不審者対応の演習を行った。事前学習において、不審者が入ってきた場合の行動について事前に児童に説明を行い、訓練中児童は冷静に対処を行っていた。

訓練終了後には、体育館で講話を実施し、不審者への対応や改善点を児童に示した。



[不審者対応訓練・講話の様子]

(イ) 地域安全マップを作成・発信

作成前の事前学習において、学校付近の通学路を実際に歩き、カーブミラーや信号の位置、見通しが悪い箇所等を下調べした後、児童が意見を出し合いながらマップを作成した。

児童によっては危険だと認識していなかった箇所もあったが、全員でマップを作る中で、危険意識の共有と向上につながった。



[話し合いの様子]



[地域安全マップ]

(イ) 交通安全学習の実施

拠点校の5年生、6年生を対象に、学校で交通安全に対する事前学習を行った後、海の中道でレンタサイクルを利用した振り返り学習を実施した。

一時停止等の交通標識を実際に走行することで、交通安全に対する意識向上につながった。



[海の中道での交通安全学習の様子]

イ 安全教育の取組の評価・検証方法について

(ア) 地域の安全にかかわる組織による評価

拠点校区において、長年自主的に子どもの見守りを行っている地域指導者に、実践委員会の委員として参加していただき、安心なまちづくりに取り組んでいる立場から、本事業の取組を評価していただき、次年度からの取組の見直しを図った。

(2) 組織的取組による安全管理の充実に関する取組

P T Aや地域の住民に協力を仰ぎ「子ども見守り隊」を結成した。

ながら見守りを主体としたボランティアを募集し、拠点校区において20名が参加。登校時間に合わせ、犬の散歩や花の水やり等を自主的にしていただくことで、地域とのつながりも生まれ、児童から地域の方へ挨拶をする場面も見られた。

(3) 学校安全の中核となる教員の学校安全推進体制の構築における役割及び中核教員の資質能力の向上に係る取組について

田川警察署職員を招聘し、町立学校管理職及び中核教員を対象とした研修会を実施した。

交通事故の事例と対策、不審者への対応方法をテーマに研修を行い、9名が参加した。



[研修会の様子]

4 取組の成果と課題

【成果】

・拠点校で地域安全マップを作成したことで、拠点校児童の交通安全意識の向上につながった。また、大任小学校においてもマップを作成し、大任中学校に両校のマップを掲示することで、町内すべての学校において意識の向上を図ることができた。

・実践的な訓練を行うことで、全職員の防犯意識を高めることができた。具体的には、大きな声を出し異常事態が発生しているということを実施訓練通りに行うことによって児童生徒の命が守られることを再確認した。また、複数人で対応することで対応する職員の安全も確保することができることが分かった。

【課題】

- ・児童生徒を含む訓練を定期的実施し、事前事後の学習を定着させ、緊急時に適切な対応ができるように防犯意識を向上させる。
- ・地域指導者等と継続して連携を図り、児童生徒の安全で安心な生活を保障することができるように取組を進めていく。

うきは市教育委員会

教育委員会名：うきは市教育委員会

住 所：うきは市吉井町新治316

電 話：0943-75-4950

○モデル地域の現状と取組

1 モデル地域の現状及び安全上の課題

(1) モデル地域の現状

○モデル地域名：うきは市（災害安全）

○学 校 数：小学校 7校、中学校 2校
（拠点校：御幸小学校）

(2) モデル地域の安全上の課題

うきは市は、平成24年の九州北部豪雨以降、毎年のように豪雨被害を受けてきた。令和5年7月には、短時間に何度も線状降水帯が発生し、巨瀬川に雨水が集中したことで越水氾濫が起こった。その時には、国道210号線の一部が冠水するといった大きな浸水被害が発生しており、家屋の被害が約600戸、道路、河川の被害が約350カ所など、生活を脅かす被害が多く発生した。

また、令和6年7月の豪雨でも、御幸小校区を流れる隈ノ上川の越水被害に加えて、山間部である妹川地区の道路の法面が崩壊する被害も発生しており、災害から身を守る意識を高めることが必要である。

2 モデル地域の事業目標

- 地域内各学校の防災に関する教科横断的なカリキュラムの作成や安全計画及び危機管理マニュアル等を実効性のあるものに改善する。
- 各学校の中核教員が実践委員会において有識者等から指導・助言を受けたり、災害安全のための拠点校の取組を学んだりすることで、中核教員の資質・能力の育成を目指す。
- 児童生徒が災害安全等に対する正しい知識を身に付け、災害安全に関する思考力の育成及び主体的に危険に対して向き合おうとする姿をめざす。
- 児童生徒の災害対応の実践力の向上につながるように、関係機関の助言を受け、危機管理マニュアルや安全教育の年間指導計画について見直す。

3 取組の概要

(1) 安全教育の充実に関する取組

ア 安全教育の充実に関する取組

本事業の拠点である御幸小学校では、4年生において、社会科で学習する単元「自然災害にそなえるまちづくり」と関連付け、総合的な学習の時間で、学校安全をテーマとした単元「防災のための安全なまちづくり」を設定している。また、安全教育を効果的に進めるために、地域に住む防災士をゲストティーチャー（以下、GT）として活用している。

具体的には、総合的な学習の時間の単元を、4つの過程「つかむ」、「さぐる」、「深める」、「まとめる」で設定し、その中で『御幸防災マップ作り』、『事前の備えや災害時に自分たちでできること』の2つを大きなテーマに、探究の過程（課題の設定→情報の収集→整理・分析→まとめ・表現）を2サイクル回して取り組んだ。

(ア) 御幸防災マップ作り

自分たちが暮らす町の普段と災害時の様子の比較から課題の設定を行い、ハザードマップをもとに通学路等を確認し、実際にフィールドワークを行い、危険な場所を確認していった。その際、注意して見る視点についてGTから助言をもらうことで、効果的なマップ作りにつながり、発表を通して防災意識を高めることができた。



フィールドワークの様子



御幸防災マップ

(イ) 事前の備えや災害時に自分たちでできること

防災マップの発表を終え、子どもたちは、GTからの評価・称賛を受けるとともに、『災害が起こる前と起きた後に自分たちができることはないだろうか』と、新たな課題を投げかけられ、さらなる探究活動に入った。

まず、被災中あるいは、被災直後にできることとして、起震車で地震を体験したり、人



AED体験

命救助のためのAED活用体験、火災発生時の初期消火などの体験を行ったりした。子どもたちは、単に体験にとどまることなく、GTによる助言のもと、そのときの注意点やポイントを交流しながら活動を行うことができた。

次に、災害発生後に、家庭あるいは避難所でできることとして、段ボールトイレ作りや、災害時の食事作りを行った。子どもたちは、災害時には水や食料を調達すること以上に排泄に困難をきたすことを知り、使いやすさや強度にポイントを当てながら、段ボールトイレを協働して製作することができた。



段ボールトイレ作り

最後に、災害発生前にできることとして、家庭での備蓄や防災グッズ、避難時携行品について学習した。避難時の携行品は、事前の備えが重要であることや、人によって優先順位が変わることなどを学び、実際に多くのグッズが描かれたカードから、何を持っていくべきか協働して優先順位を決め、全体の前で根拠をもとに説明する活動を行った。



避難時携行品の説明

イ 安全教育の取組を評価する・検証するための方法について

(ア) 拠点校の活動に対して

年間計画が適切に実施されたかを検証し、子どもたちの活動後の振り返りや、専門的な立場である防災士の方からの評価をもとに、次年度に向けて改善を行う。

(イ) 中核となる教員に対して

うきは市が企画した講師を招いた専門研修では、アンケートおよび振り返りを行い、年度末の協議では自校の取組を説明し、成果と課題を整理することで、安全教育の取組を評価・検証した。

(2) 組織的取組による安全管理の充実に関する取組

拠点校に対しては、総合的な学習の時間の活動内容に応じて、地域に住む防災士、うきは市の消防防災系の職員、消防署の隊員に指導を依頼した。また、中核となる教員に対しては、九州大学の先生、消防署の救急救命士を講師として招くことで、安全教育における地域や関係機関等との連携を図った取組を行った。

(3) 学校安全の中核となる教員の学校安全推進体制の構築における役割及び中核教員の資質能力

の向上に係る取組について

学校安全の中核となる教員の資質・能力の向上に係る取組として、以下に示す2つの研修を企画した。

ア 大雨災害の備えについての研修

この研修については、九州大学から気象学や気象災害史を専門とする先生を招き、大雨発生のメカニズムや、うきは市で起きた過去の災害から、今後想定される災害やどのような防災教育が必要になっていくのかを研修した。校区ごとに分かれた交流では、地域の形状や川との位置関係、過去の災害発生地点を確認し、子どもたちに必要な防災教育について協議をした。



校区の災害リスク交流

イ 小中学生災害時外傷対応についての研修

この研修については、久留米広域消防本部から救急救命士を招き、うきは市の救急要請の現状や、久留米市竹野地区で発生した土砂災害時の話をはじめ、学校において熱中症や外傷が起きた時の対応方法などについて研修した。研修の中では、腕の骨折が起きた時の固定方法について、受講者同士で実際に処置をする体験を行い、実践的に学ぶ場面もあった。



外傷対応の体験

(4) その他の主な取組について

大雨発生時の対応として、梅雨に入る前の5月に引き渡し訓練を行った。この訓練は毎年行っているものであるが、本年度から中学校区で日にちを合わせて行い、引き渡し時には校内を土足可にして、教室で保護者に確実につなぐ流れを確認した。また、訓練実施後には、全職員で訓練の振り返りを行った。



校区の災害リスク交流

4 取組の成果と課題

【成果】

- ・拠点校の学習では、地域の人材（防災士）を活用することで、専門的な立場からの指導を受けながら、探究的に学びを進めることができた。
- ・中核教員の研修では、地域の地理的な状況や、校内で起こりうる状況を想定した内容で、研修後の評価も高かった。

【課題】

- ・拠点校の防災教育は、総合的な学習の時間を中心にテーマを設定して充実させてきたが、この取組を市内の学校にも波及させていく必要がある。

宗像市教育委員会

教育委員会名：宗像市教育委員会

住 所：宗像市東郷1丁目1番1号

電 話：0940-36-5099

○モデル地域の現状と取組

1 モデル地域の現状及び安全上の課題

(1) モデル地域の現状

○モデル地域名：宗像市

○学校数：小学校14校

中学校6校

義務教育学校1校

(2) モデル地域の安全上の課題

拠点校（大島学園）がある大島地区を含む宗像市では、近年の自然災害が増えている状況とともに、高齢化も進んでいる現状が見られる。高齢者の避難や防災意識といった地域の課題解決に、市内で小中一貫コミュニティ・スクールを推進していることから学校と地域、家庭が連携しながら取組を進めている学校が増えてきている。

2 モデル地域の事業目標

- 学校と家庭や地域、関係機関と連携し児童生徒の安全を確保する取組を推進することができる。
- 教職員の学校安全に関する資質能力を高め様々な危機事象へのリスク・クライシスマネジメントが適切に行える研修を行い、学校安全推進体制の充実を図ることができる。
- 危機管理マニュアルの改善による実効性を高めることができる。

3 取組の概要

(1) 安全教育の充実に関する取組

ア 安全教育の充実に関する取組

拠点校の大島学園では、学校安全に関する指導の全体計画を基に、特別活動（学校行事、学級活動）を中心に、安全に関する指導を行っている



【資料1 協議の様子】

る。取組の実施に当たっては、年度当初に、大島地区実践委員会にて年間の学校安全教育の見通しについて協議を行っている（資料1）。また、8、9年生（中学

2、3年生）では、福祉・防災を探究課題として、総合的な学習の時間「福祉の力でつなごう大島！」を学習している。そこで学習したことを生かして、学校安全に関わる学校行事等で、学校安全を主体的に啓発する活動を行っている。

(ア) 避難訓練

6月7日に地震・火災・津波を想定した避難訓練を実施した。消火器の使い方を指導するとともに、家庭とともに、津波時の避難経路や避難時の約束について話し合った



【資料2 消火器の使い方】

（資料2）。避難経路を確認する際には、8、9年生が総合的な学習の時間で作成した防災マップを活用している（資料3）。この活動は、「防災マップを活用して保護者とともに避難経路について話し合いたい」という子供たちの課題意識を基に設定されている。



【資料3 話し合いの様子】

(イ) 着衣泳の指導

7月11日（1～6年生対象）、7月16日（7～9年生対象）、7月17日（全学年対象）に着衣泳の指導を行った（資料4）。



【資料4 着衣泳の様子】

11日には、イトマンスイミングスクールの方を講師に招き、校内のプールにて着衣泳の体験を行った。17日には、海上保安部の方を講師に招き、海での着衣泳の体験を行った。

(ウ) 安全な登下校の指導

保護者から通学路にイノシシの目撃情報があり、登下校の心配の声があがった。すぐに臨時のPTA総本部役員会を開催し、対策について協議を行った。そこで、

①学校で子供たちに「イノシシに遭遇した時の対応の仕方」を教えること、②登校時の安全指導を「見守り隊（コミュニティ・センター）」に依頼すること、③イノシシ出現情報を保護者間の連絡網で共有し学校に報告してもらうこと、④地域からイノシシ出現情報を迅速に学校に報告してもらうことの4つを確認した。

9月9日に、猟友会の方によるイノシシの対処の仕方に関する特別授業を行った（資料5）。子供たちは、学習したことを基に、

「背中を見せずにくっきりとあわてず後ずさりをする」とイノシシにあった際の行動についての目標を意思決定することができた。



【資料5 猟友会の方の話】

（エ）避難訓練

9月13日に大島地区コミュニティ運営協議会と連携した島全体での避難訓練を行った。また、休日の地震・津波の発生を想定し、家から学校への避難という形で行った（資料6）。避難訓練の当日までに8、9年生が総合的な学習の時間



【資料6 家から避難する様子】

「福祉の力でつなごう大島！」の学習の中で考案した防災バックを



【資料7 話合いの様子】

各家庭に配布をし、当日はその防災バックを活用して避難訓練を行った。避難後は、8月の線状降水帯の被害の現状と今後についての話合いを8、9年生が主体となって行った（資料7）。総合的な学習の中で、線状降水帯発生時に避難をした人数の割合が少なかったことを知った9年生の生徒が、参加している地域の方に向けて「確実に避難をするようにしてください」と呼びかけを行った。

イ 安全教育の取組を評価する・検証するための方法について

教職員、子供、保護者や地域の方の意識の高まりについては、1年間に2回の質問紙を使って調査し評価を行っている。また、大島地区実践委員会を中心に学校運営協議会、PTA 本部役員会等で取組の成果と課題を明らかにし、改善策を見いだしている。

（1）組織的取組による安全管理の充実に関する取組

宗像市では、①児童生徒の防災に対する意識をはじめ、知識や行動力を高めること②教職員の防災に対する意識をはじめ、知識や行動力を高めるとともに、避難所開設・運営支援活動等の体験をすること③各学校策定の防災対策マニュアル等の手順の確認及び検証を行うことの3つを目的に、宗像市立学校避難訓練を市内の全校一斉に実施している。地域住民との合同による体育館への避難、教職員による避難所開設支援、資機材点検、非常食配布、防災学習（DVD放映、講話等）等を実施している。

（2）学校安全の中核となる教員の学校安全推進体制の構築における役割及び中核教員の資質能力の向上に係る取組について

12月1日に市内の教頭、12月10日に教務担当主幹教諭・教務主任を対象に研修会を開催した。教頭を対象にした研修会では、学校における危機管理についての講話や各学校の取組についての交流を通して、子供が安全に安心して学ぶ場としての学校づくりに資することができることを目的とした。拠点校（大島学園）での取組を紹介するとともに、文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 課長補佐を招聘し、「学校における危機管理」について御講話いただいた。

4 取組の成果と課題

【成果】

・表1は、拠点校で行ったコミュニティ運営協議会と連携した島全体での避難訓練の参加者数である。参加者数が年々増加していることから、地域全体の防災意識が高まっていることが分かる。

【表1 9月実施の避難訓練の参加者数】

年度	令和5年	令和6年	令和7年
人数	52人	127人	133人

・学校、家庭、地域のそれぞれが主体となって子供たちの安全教育の充実に図るための具体的な連携の在り方についての事例を市内で共有することができた。

・市内一斉に宗像市立学校避難訓練を行うことで、児童生徒や教職員の防災意識を高めることができた。

【課題】

・学校安全に関する指導の全体計画については、各学校の実態（児童生徒や地域の課題や特色）に応じたものを作成していく必要がある。

・各学校において、学校運営協議会で防災について熟議を行い、安全教育の推進のための学校、家庭、地域のそれぞれの役割を明確にしていく必要がある。

福岡県立京都高等学校

住 所：行橋市南大橋4-5-1

電 話：0930-23-0036

1 子どもや学校、地域の実態

(1) 通学方法と生徒の実態

全校生徒643名のうち、約半数の生徒が主な通学方法として自転車を利用している。また、電車等を利用し駅から徒歩で通学する生徒も含めると徒歩で学校に登校する生徒が半数である。

方法	1年		2年		3年		合計		総数
	男	女	男	女	男	女	男	女	
徒 歩	5	15	15	17	4	15	24	47	71
自 転 車	57	37	63	41	77	54	197	132	329
バ ス	0	3	0	3	1	4	1	10	11
J R 行 橋	9	15	5	7	3	3	17	25	42
J R 南 行 橋	26	37	20	19	24	31	70	87	157
そ の 他	0	7	7	5	2	12	9	24	33
計	97	114	110	92	111	119	318	325	643

【資料1 令和7年度 通学方法別生徒数】

(2) 事故の発生状況及び形態

令和6年度の交通事故報告は計19件（延べ20名）となっている。その内訳は、自転車乗車中が17件、車同乗中が1件、徒歩1件となっており、ほとんどが自転車事故であった。自転車事故の生徒の状態は、自転車対車が8件、相手なしの単独事故が5件、自転車対自転車が4件となっている。

令和7年度の交通事故報告は、11月30日時点で計15件となっている。その内訳は、自転車乗車中が12件、車同乗中が3件となっており、昨年度同様に自転車事故が多くを占めている。自転車事故の生徒の状態は、自転車対車が5件、相手なしの単独事故が5件、自転車対自転車が1件、自転車対歩行者が1件となっている。

(3) 学校周辺の交通環境

本校周辺の通学路は交通量が多い上に道幅が狭く、歩道が整備されていない箇所が多くあり、特に雨天時には交通渋滞が発生しやすい。多くの生徒が利用する今川橋に整備された歩道は、片側のみで登下校時には他校の児童・生徒や一般の方で混雑する状況である。また、駅からの通学路も狭く、歩道が整備されていない箇所もあり危険である。

2 目標

本校生徒の実態と地域や学校周辺の交通環境を踏まえて、生徒に交通ルールやマナーを守ることが自他の生命

や未来を守ることにつながることを理解させ、主体的に遵守することができるように、以下の目標を設定した。

- (1) 交通ルールやマナーの重要性を理解させ、交通安全意識の醸成を図る。
- (2) 交通ルールやマナーを主体的に遵守することができる能力の育成を図る。
- (3) 自他の生命を尊重し、安心して安全な社会づくりに参加・貢献できる資質・能力の育成を図る。

3 具体的な取組

(1) 4月11日 生徒指導講話

全校生徒を対象とし、生徒指導主事による講話を実施した。登下校時のルールや学校周辺の交通環境等の交通安全についての内容を取り入れた。主体的に自他の生命を守る行動をとることができるように、生徒の心に響く講話を目指して実施した。

(2) 登校指導

年間を通して、生徒の登校時（8時00分～8時20分）に週2回程度、学校周辺の通学路で登校指導を実施した。自転車通学生のヘルメット着用や歩行者の交通マナー等、交通安全について指導を行った。

(3) 自転車通学に関する取組

ア 自転車通学の心得・自転車通学許可

自転車通学希望者には、「自転車通学の心得」についての説明を行い、「自転車通学許可願」を提出させた。自転車は車両であり、交通社会の一員として自覚と責任を持ち、安全運転に努めることの重要性を理解させた。

イ 自転車点検

4月に全学年で「自転車点検チェックシート」を活用して自転車点検を行った。

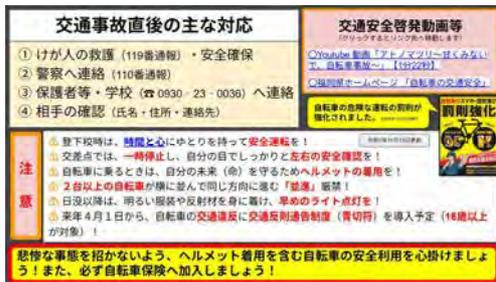


【資料2 「自転車点検チェックシート」】

ウ GoogleClassroom の活用

GoogleClassroom の学年連絡のスライドに、交通事故直

後の主な対応、交通安全啓発動画等、注意事項に関する内容（適宜更新）等を掲載し、ホームルーム等で活用したり、生徒が必要に応じて確認できるようにしたりすることで、交通安全に関する意識の高揚を図った。



【資料3 GoogleClassroomの連絡スライド】

エ 自転車ヘルメット着用推進の取組

生徒会執行部が中心となって、自転車ヘルメット着用推進啓発動画とスライドを作成し、全校集会等でヘルメット着用の重要性について呼びかけを行った。主体的に判断して自分の命を守る態度の育成を図ることができた。



【資料4 ヘルメット着用推進啓発動画】

(4) 関係機関等との連携

ア PTA挨拶運動（行橋警察署交通課と連携）

6月12日、11月19日 PTAと行橋警察署交通課と連携し、挨拶運動、啓発資料等の配付を行った。



【資料5 PTA挨拶運動の様子】

イ 生徒会執行部による挨拶運動

10月7日、行橋警察署交通課の協力を得て、挨拶運動、自転車通学生に対して啓発資料等の配付を行った。



【資料6 生徒会執行部による挨拶運動の様子】

ウ 京都高校「緑の日」

11月29日、PTAと連携し、学校周辺や最寄り駅

からの通学路等の清掃活動を行った。通学路の安全をあらためて確認する機会となり、安全な登下校につながる事ができた。

4 安全教育アドバイザーの活用

(1) 交通安全教室

講師：アイルモーターズスクール豊前

教習指導員 宮本 一輝 氏

期日：9月30日

対象：全校生徒

内容：自転車の乗り方・交通ルールについて、自転車乗車用ヘルメット着用について、飲酒運転の危険性について講話をしていただいた。



【資料7 交通安全教室の様子】

5 成果

(1) 各取組を終えての生徒の感想等

ア 生徒会執行部による挨拶運動を実施して

この取組を通して、交通ルールを守ることの大切さを改めて実感するとともに、普段の交通マナーを見つめ直す良い機会になりました。私たち自身が加害者にも被害者にもなり得ることを自覚し、交通ルールを守って安全な行動を心がけていきたいです。また、危険な行動を見かけた際には声かけができるようにしたいです。

イ 交通安全教室を受講して

自分の行動を見つめ直すきっかけとなり、交通安全への意識を高めることができました。一人一人の交通安全に対する意識が事故を防ぐことにつながると感じます。これからも日頃から交通ルールを守り、安全に生活していきたいと思います。

(2) 全体を通して

年間を通じて、さまざまな取組を計画的に実施することができた。特に、生徒会執行部を中心とした自転車ヘルメット着用推進の取組や行橋警察署やPTA等の関係機関と連携した取組は、交通安全意識の醸成につながった。生徒の登下校時の様子からも、生徒一人一人が主体的に判断し、自他の生命を守る行動をとることができるようになってきていると感じる。

6 今後の課題

今年度の取組を継続、発展させていくために、生徒が主体的に自他の生命を尊重し、自ら考え、行動することができる資質や能力の育成を図ることが求められる。また、子どもたちを取り巻く多くの関係機関等との連携を充実し、日常的な見守りの体制を構築することや交通環境の整備も必要です。

福岡県立田主丸特別支援学校

住 所：久留米市田主丸町石垣1190-1

電 話：0943-73-1537

1 子どもや学校、地域の実態

本校（資料1）は、久留米市の東部で耳納連山のふもとの果樹栽培が盛んな地域に位置しており、校舎の周りには葡萄畑が広がっている。



【資料1 校舎】

本校は、肢体不自由教育の特別支援学校であり、今年度の全校児童生徒は、29名（訪問教育生3名を含む）である。本校の児童生徒の多くは車椅子を利用して移動を行っている。車椅子を利用していない児童生徒であっても、身体に障がいや有しているため一人での歩行移動が難しく、教師等の介助が必要である。また、医療的ケアを必要とする児童生徒は6名である。

このような児童生徒が通う本校においては、安全・安心な学校生活を送るために、児童生徒の命をどのように守るかが常に課題である。特に、不審者侵入時や地震、火災等の災害時の避難方法については、マニュアルを作成し、教職員間で共通理解を図ったり、マニュアルに基づいた訓練を行ったりしている。

今回の取組は、本校の児童生徒の実態を踏まえ、教職員が不審者侵入時の対策をどのように行うことが適切であるかに焦点を当てることとした。

2 目標

○ 教職員の危機管理能力の維持・向上を目的として、危機管理マニュアルの内容を周知・共有するとともに、不審者対策の模擬訓練を通して、日頃から学校安全に対する意識を高め、危機発生時の対応を全教職員で考える場とする。

○ 日頃から来校者に対して、積極的に挨拶や声掛けを心掛ける意識を身に付ける。

3 具体的な取組

(1) 4月～5月 危機管理マニュアルの教職員への周知

危機管理マニュアルの教職員への周知については、毎年4月～5月に実施する地震・火災発生時の避難訓練、怪我・病気等における緊急時対応シミュレーション等の前に、危機管理マニュアルを読み、どのように対応すべきか事前に把握に努めるよう指示を行っている。今回の不審者対策模擬訓練の実施前にも教職員へ

危機管理マニュアルによる確認を行うよう周知した。なお、本校の危機管理のモットーは、「想定外を想定内にする努力」であり、児童生徒が安全・安心に学ぶことができる教育環境の整備に努めている。

(2) 6月17日 不審者対策模擬訓練について、警察署との事前打ち合わせ

不審者対策模擬訓練の実施要項を警察署に持参し、当日の不審者や教職員の動きについて説明を行い、不審者に遭遇した時の初期対応等について講話依頼を行った。また、訓練当日に管理職から警察に110番を実際に行い、警察への通報練習を行うことを伝えた。

(3) 7月24日 不審者対策模擬訓練の実施

児童生徒の実態を考慮し、本訓練は教職員のみで実施した。不審者侵入時に危機管理マニュアルに示されている教職員の動きができるか、実際に不審者対応した際、マニュアルに示されていない対応が必要であったか、などの確認を行った。

ア 不審者について ～予想される行動～

- 玄関、事務室を通らずに、1階特別教室のベランダ側（資料2）から校内に侵入する。
- 特定の教職員を出せと言いながら、校内を徘徊したり、教室に入ろう（資料3）としたりする。
- 手にはナイフを持っている。



【資料2 校舎への侵入】



【資料3 教室への侵入】

イ 教職員の対応

- 要件を尋ね、事務室にて受付をするよう案内する。
- インターホンをを使って、職員室にいる管理職に状況を伝える。
- 管理職は、職員室にいる教職員に、校内放送で不審者が侵入している旨の放送を行うこと、応援に向かうことを指示する。
- 校内放送を行うよう指示された教職員は、「〇階（不審者がいる階）に大きな荷物が届きました。」

と放送をする。

- 応援に向かう教職員は、さすまた等を持って、応援に行く。
- 放送を聞いた授業中の教職員は、教室の施錠を行い、児童生徒の身の安全を守るとともに、応援可能な職員は、不審者がいる階に向かい対応する。
- 管理職は、警察に通報し、警察官の要請、現在の状況、犯人の特徴等を伝える。
- さすまた等を持って不審者対応を行う教職員は、不審者を無理に取り押さえるのではなく、警察官到着まで、児童生徒に近づけさせないようにしながら時間をかせぐ。(資料4)
- 警察官が到着し、不審者を確保した後は、管理職が児童生徒、教職員の安否確認等を行う。



【資料4 不審者と対峙】

4 安全教育アドバイザーの活用

不審者対策模擬訓練において、うきは警察署生活安全課から職員2名を講師として派遣していただき、模擬訓練の講評並びにさすまたの使い方の指導などを行っていただいた。

(1) 模擬訓練の講評

- 今年度の訓練では、不審者があまり暴れず、後半の5分くらいは押し問答が続き、通報から10分のところで警察官が到着し、終了となった。

警察は、早くて5分~10分くらいで到着する。

- 不審者の胴体部分を抑えているさすまた(資料5)は、不審者からすぐに外されるので、あまり効果はない。さすまたを持った複数の教職員で、不審者の前後左右から挟む。

刃物を持っている時点で傷つけたい気持ちで来ているので、あまり暴れないようであれば取り押さえ



【資料5 さすまたの使い方】

- 通報は、教頭が現場を確認して学校の携帯電話で行ったが、本来なら気付いた人がその場で通報。通報が遅くなると、対応が後手に回ってしまうため、すぐ通報してよい。何回も通報してよい。
- 警察への通報時、通報者(教頭)が不審者に近づきすぎている。通話中は無防備になるので不審者と距離をとること。
- 特定の人物を狙っている場合、児童生徒から遠ざ

ける場所に不審者を誘導する。仮に、その人物を連れてきたとしても不審者が落ち着くとは限らない。後半は「校長を出せ」と言っていたが、校長が来た場合でも、不審者が落ち着くとは限らない。不審者の様子を見ながら対応する。

- 刃物等を持っている不審者に対し、椅子などを投げつけても良い。正当防衛にあたる。
 - 後半の押し問答のところはもっと大声で不審者を威嚇してもよい。
 - 不審者が校内に侵入してきたら、教室に閉じこもるのが良い。
 - 知っている人でも声を掛け、来校者証の提示・着用を促すとともに、要件を聞く。
 - とにかく侵入させない。
- (2) さすまたの使い方
- 複数人で不審者を取り囲むようにして対応する。
 - 不審者の上半身をさすまたで押さえても、不審者自身が外すことがある。さすまたの先で不審者の膝より下の部分をひっかけて倒す。

5 成果

(1) 訓練後の教職員アンケートの結果(一部紹介)

- 不審者に対しては、できるだけ集団で行動したい。
- 授業中に突然教室に侵入されたら、本当にびっくりする。教室の児童生徒を守るのが精一杯で、うまく対応できないということが分かった。
- 嘘をついても、不審者を児童生徒から遠ざけることが必要であることが分かった。
- 大きな声を出すことは知らせるためだけではなく、相手を威嚇する役割もあることを知った。
- 不審者に気付いた教職員が警察に連絡する。電話する時は不審者と距離をとる。不審者が誰かを訪ねて来ても、児童生徒がいない場所に導く。さすまたや椅子等を持って警察が到着するまで時間を稼ぐ。

(2) 成果

訓練後の教職員アンケートから、不審者に対する対応の仕方、障がいのある児童生徒をどのようにして不審者から守るのか、警察官の到着までの時間の稼ぎ方などについて学ぶことができた。

6 今後の課題

今後の不審者対策として、警察の方が言われた「とにかく、侵入させない」ことを第一に、全教職員で検討すべきであることが分かった。本校の防犯用カメラは、校舎裏の駐車場からの侵入を監視する目的で設置されている。今後は、正門又は玄関から見える位置にも防犯用カメラを設置する、来校者に積極的に声を掛けるなど、「不審者を侵入させない」環境整備に努める。



2 関係資料

学校安全総合支援事業モデル地域関係資料

○大任町教育委員会（今任小学校） …P16

○うきは市教育委員会（御幸小学校） …P17

○宗像市教育委員会（大島学園） …P18

大任町学校安全総合支援事業

こども見守り隊 ボランティア募集！

大任町の未来を担う子どもたちのために
登下校時間帯の通学路の見守り活動に
ご協力いただける方を募集します。



活動内容

通学路の横断歩道での児童が信号を渡る際に誘導する活動、ご自宅前で花に水をあげながら、ウォーキングをしながらの見守りなど何かをしながら行う見守り活動等。

※時間帯や頻度、方法はライフスタイルに合わせて無理なく活動し、各自ができる範囲で行う活動です。

応募方法

本事業への参加人数の把握のため、下記の申込用紙に必要事項を記入のうえ、大任町教育委員会へご持参いただくか、郵送または FAX でお送りください。

こども見守り隊ボランティア 申し込み用紙

氏名	年齢	歳	性別	男・女
連絡先	住所（〒 - ）			
	電話	携帯(PHS)		
	E-mail			

第4学年 総合的な学習の時間 単元指導計画①

単元名	防災のための安全なまちづくり	実施時期	5月～6月・9月～11月	時間数	30時間
関連	社会：自然災害にそなえるまちづくり（8時間）		人材活用	御幸自治協議会（77-3367）防災士 江藤さん	
目標	追究する力		協働する力		
	豪雨災害から「自分の命・身の回りの人の命を守る」という課題を解決するために、関係機関の方にインタビューしたり、町歩きをして危険箇所を調べたりして分かったことや気付いたことを基に、「御幸校区防災マップ」を作成するとともに、「事前の備えや災害時の適切な行動」に視点を広げ、関係機関の方と体験をし、「防災のための安全なまちづくり」についてまとめることができるようにする。		「御幸校区防災マップ」を完成させるために、自分ができることを考えるとともに、豪雨災害から、「自分の命、みんなの命を守る」という目的に立ち返りながら、友達の意見を解釈したり、共感したりして、各グループで「防災マップ」の内容と事前の備えや災害時の適切な行動を考え、それに伴う自分の役割を最後まで果たすことで、防災に関する知識を豊かなものにすることができるようにする。		

過程	配時	学習活動と具体的な支援(■)	評価規準
つかむ	③	1 災害に関する映像を見たり、復興地を見学したりして、問題点を見だし、「防災のための安全なまちづくり」という学習テーマを設定する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 【北部豪雨の映像】 御幸校区でも大きな被害が </div> ↔ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 【普段と災害時の川や山の様子】 同じ場所がこんなに変わる </div> <ul style="list-style-type: none"> ・豪雨災害が起きたらどんな行動をとったらいのかな。 ・自分や身の回りの人の命を守るために、どうしたらいいのかな。 ■ 当時の様子が分かる映像や普段の自然環境との比較ができる資料を準備する。また、防災士の方に話をしていただく。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> 防災のための安全なまちづくりにできることを考えよう </div>	課題の設定 <input type="checkbox"/> 【北部豪雨の映像】と【普段の川や山の様子】の自然環境の様子を比較して、「防災のための安全なまちづくりが必要」という課題をもつことができる。 (追一ア)
とくめる	③ ③ ③ ②	2 御幸校区に住んでいる人が安全に過ごすために地域の危険な場所の情報を収集し、御幸防災マップ作りをする。 ○ ハザードマップで自分の住んでいる場所や通学路を確認し、実際に歩いて危険な場所を知る。 ・雨が続くと、水路の水が道にあふれているよ。 ■ 校区を歩く時、気をつけて見る視点についてGTに助言をもらう場を設定する。また、家族にインタビューをする機会を設定する。 ○ 各グループで校区防災マップにまとめ、発表の準備をする。 ■ 通学路毎に、防災マップにまとめる。 ○ 防災マップにまとめたことを発表する。 ■ 防災士の方に防災マップを提案して、改善点や新たな課題(事前の備えや災害時の行動)につながる助言をもらう機会を設定する。 ※ 「事前の備え」「災害時の行動」を紹介し、新たな課題に気付かせる。	情報の収集 <input type="checkbox"/> ハザードマップを見て、住んでいる場所や通学路の確認を行い、情報の収集の見直しをもつことができる。 (追一イ) 整理・分析 <input type="checkbox"/> 収集した情報を防災の観点から関連づけしている。(追一ウ) <input type="checkbox"/> 防災マップの目的を意識して、自分の役割を積極的に果たそうとしている。(協一ウ)
深める	① ⑩ ③	3 事前の備えや災害時の行動の取組を体験し、自分たちでできることを考え行動するという新たな課題を解決する。 ○ 水害の佈さ(避難時の行動や適切な避難)、避難所の実態(トイレや食事、事前準備等)について防災士の方から話を聞き、事前に備えにおきたいことについて考える。 ■ 防災士の方に話を聞く機会を設定する。 ○ 事前の備えについて体験し、防災マップに付け加える。 ・備蓄と非常持ち出し品・試食 ・少ない水でご飯を炊く体験 ・段ボールと袋でトイレ作り ・新聞紙でポンチョやスリッパ作り ・クロスロード体験(こんな時どうする) ※ 起震車体験 ○ 自分たちにできることを考え、防災マップにまとめる。 ・川が氾濫したときは・・・ ・地震が起きたら・・・ ■ 各自治協議会に協力をお願いして、御幸「防災マップ」をPRする。	課題の設定 <input type="checkbox"/> 防災士の方の話や災害時の映像から「事前の備えや災害時の適切な行動」に関する情報を収集している。(追一イ) 情報の収集 <input type="checkbox"/> 前回の課題を踏まえて「事前の準備や災害時の適切な行動」について自分の役割を積極的に果たそうとしている。(追一エ) 整理・分析 <input type="checkbox"/> 防災マップに付け加える内容を考え、準備を進めている。(追一エ)
まとめる	⑤	4 地域の方に発信し、防災について自分にできることをまとめる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> 災害から、自分の命、身の回りの人の命を守るためには、「知る」「備える」「行動する」を大切にしていきたい。 </div>	まとめ・表現 <input type="checkbox"/> 自分の見方の変容や頑張ったことを、自分の言葉できちんとまとめている。(協一エ)

資料1

令和7年度 避難訓練実施要項

令和7年5月12日（月）
 学校安全総合支援部

- 目的** 災害発生時の想定のもと、非常時における連絡体制の確立及び防災意識の向上を図る
- 日時** 令和7年6月7日（土） 9：40～11：30
- 事前指導**
 - 当日の避難訓練実施の前に事前学習を行う。（参考資料あり。）
 - 警報や緊急放送、教師の指示を確実に聞き取れることを徹底させる。
 - 避難に際しての基本的行動の指導をする。
 - ※「おさない・はしらない・しゃべらない・もどらない・ていがくねんゆうせん」※迅速な行動をとる。
 - ※校舎外に出たら、**急いで集合場所に移動する。**
 - ※避難経路・集合場所の確認をする。
 - ※教師が不在の場合（昼休み等）「火もたらしく遠くを通る」「はやく校舎の外へ出る」ことを伝える。

4. 避難訓練実施内容

○避難経路（火災避難）火元は、晴天時は職員室、雨天時は理科室とする

【晴天時】

- 1、2、3年 運動場側テラス→体育館横階段→グラウンドへ
- 4、5、6年 ワークスペース横非常階段→体育館横階段→グラウンドへ
- 7、8、9年 7年：教室→ランチルーム側出入口→スロープ→グラウンドへ
 8年：音楽室→職員玄関→グラウンドへ
 9年：理科室→旧校舎玄関→グラウンドへ

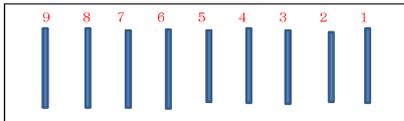
【雨天時】（児童・生徒の体調を配慮し、雨を避ける）

- 1、2、3年 運動場側テラス→体育館横階段→体育館へ
- 4、5、6年 教材室横階段→小学部部昇降口→体育館横階段→体育館へ
- 7、8、9年 7年：教室→ホール横階段→職員玄関→保健室外デッキ→体育館横階段→体育館
 8年：音楽室→職員玄関→保健室外デッキ→体育館横階段→体育館
 9年：理科室→ホール横階段→職員玄関→保健室外デッキ→体育館横階段→体育館へ

防災倉庫を正面に向かって右から1年～9年

雨天時は体育館部室前を正面にして晴天時と同様に整列

防災倉庫



5. 日程

9：40	各学級で事前学習（各担任） 1～4年：「おさない・はしらない・しゃべらない・もどらない・ていがくねんゆうせん」について、避難経路の確認など 5～9年：自分の命は自分で守る大切さについて ○しげいに避難訓練をすることを連絡する(092-281-8811 教頭) ☆職員室で火災発生（晴天時） ☆理科室（雨天時）
9：48	① 自動火災報知機発報（教頭）
9：50	② 現場（職員室）へ急行、火災確認（OO） 確認後、教頭へ報告（OO）、 消火活動（OO）※消火器を持って現場へ
	③ 119番通報（OO）
	④ 校内放送をする。（教頭）
	「緊急放送、緊急放送、ただ今、職員室（理科室）で火災が発生しました。児童・生徒の皆さんは先生の指示にしたがってグラウンド（体育館）に避難して下さい。」 ※2回繰り返した放送後、担任は避難させる。避難タイムは放送終了後、教務主任がストップウォッチをスタートし、計測する
	⑤ 避難誘導にあたる教員は、児童・生徒を上靴のまま、すばやく避難させる。 ○各担任は、教室ドアを開け、準備室や近くのトイレなどを確認して、最後に避難する。※火災の場合には窓は開ける・地震は開ける ○避難グッズを持って移動する。（教頭）※放送室にまどめてある。 ○養護教諭は必ず救急バックを持って避難する。（中に緊急連絡先一覧あり。）
	⑥ グラウンドにいたら学年毎の人員確認をし、本部（校長）に報告する。 ○担任が必ず児童・生徒人員（負傷者等）を教務主任（OO）に報告し山本→校長に報告する。 ○教務主任（OO）は、避難状況（児童・生徒数、重・軽症者数等）を避難グッズの中にある児童生徒確認名簿に記入する。
10：00	⑦ 消防署の方のお話（大島分遣所） ※消火器デモンストレーション
	⑧ お礼の言葉（OOさん）
	⑨ 担当教員の話（OO）
	⑩ 諸連絡
10：15	ホールに移動する。 ○そうきんで上靴の汚れを落とす。（各昇降口） ○そうきんは生活・環境委員と生活環境委員担当職員が準備する。休憩を挟み、3時間目を開始。

10：25	わたしの防災カチェック！ 地震が起きた際の避難方法、経路、場所について保護者とともに考える（ホール） 今回は火災の場合の避難訓練であったが、9月には地震の避難訓練もあること、地震は学校にいる間に起こるとは限らず、おうちの人と地震が起きた時の対応について考えてほしい旨を説明する。
10：35	・導入 DVD 保護者とともに、学校ではない場所にいる際に大きな地震が起きた場合を想定して、避難の方法や経路、集合場所について考える。 ★地域で考える（各地区に分かれ、教員も交えてグループを作る。※別紙） ・谷・町、堂ノ前・東（4つ）・西・宮崎 ※危険箇所 生徒が作った防災マップに危険箇所を追加していく。 （市の防災マップで危険箇所の確認、ふせんに書いてボードに貼っていく） ※近所の人の状況を把握できているか？高齢者の有無や普段いる場所など
10：45	★防災リュックの紹介：OOさん、防災リュックの中身リスト配布・確認
10：50	★家族で考える（各家庭でそれぞれの約束事を決め、ホワイトボードに書く。） ※地震発生時の集合場所は？ ※避難経路は？ ※持ち物はどこに何を準備しているか？防災リュックに何を入れる？ （保護者が来られない家庭については、教員が入る。）
11：10	・各グループで出た意見を発表してもらおう。（出た意見や反省を聞いて、普段から防災意識を高めるとともに、9月の市内一斉防災訓練で活かす。）
11：25	○分遣所の方からお話 ○校長先生のお話 ○終わりの言葉

6. 準備

【避難訓練】

- ・ストップウォッチ1個（拡声器1個） ・そうきん・足ふきタオル
- ・担当が大島分遣所に連絡をして、「避難訓練通知書」を事前に提出し、当日の避難訓練の指導をお願いします。また後日、報告書を提出する。※提出済。
- ※分遣所の方が来られた場合は報告書の提出はなし。

【防災カチェック】

- ・大島防災マップ（昨年度生徒たちが作成した区ごとのもの と 教員のクロムブック）
- ・東日本大震災 アニメ DVD ・防災リュックと中身の見本
- ・ホワイトボード入数分、マジック、ふせん ・マイク ・椅子
- ・プロジェクター

資料2

令和7年度 避難訓練実施要項

令和7年8月25日（月）
学校安全総合支援部

1. 目的
- ・避難訓練を受けて、避難に伴う児童生徒の具体的な思考力・判断力・行動力を高める。
 - ・自分で考え責任を持って行動するために、地震・津波などの災害に関する理解を深め、生命・身体の安全保持に必要な能力を育てる。
 - ・宗像市総合防災訓練として実施し、市・大島地区コミュニティ運営協議会、島民との連携を図って行う。

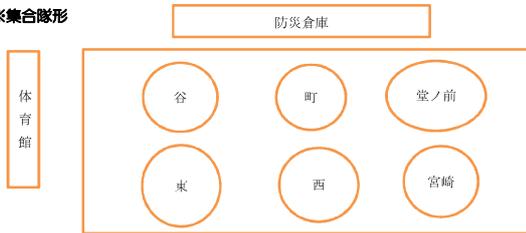
2. 日時 令和7年9月13日（土） 8：55～10：30

3. 事前指導

前日までに、避難訓練に必要な事前指導を行っておく。

- ・地震・津波を想定した避難訓練だということを伝える。
- ・休日を想定した避難訓練なので、自宅から避難すること。
- ・地震が起きたらまずやるべきことは？
- ・「想定にとらわれない」「最善を尽くす」「率先避難者たれ」の再確認。
- ・島内放送・防災サイレンを聞き取ることを徹底する。
- ・家族で決めた約束事を守って避難する。（避難経路、持ち物等）
- ・防災リュックを持って避難してくること。
- ・避難場所は、大島学園 グラウンド

※集合隊形



5. 教師の役割

今回の避難訓練は休日を想定して行うため、教員は誘導や確認ではなく、各地区に分かれて児童・生徒の活動の記録を行う。（写真・動画撮影）

- 西 土内
- 町 矢野ち 大石
- 堂ノ前 川崎
- 東 吉田ゆ 吉田あ 園田 正月
- 谷 中山 矢野や
- 宮崎 山本 喜多

- *郡・清水は学校に残り8、9年生の活動の記録を行う。
- *校長・教頭・濱尾はフリーで動く。

6. 準備

各区の表示 マイク プロジェクター パソコン 椅子

4. 避難訓練実施内容

8：58	地震発生 ※地域：島内放送⇒防災サイレン
9：02	津波警報サイレン
9：04	消防団サイレン ① 児童生徒は避難を開始する。※6月の「防災力チェック」で確認した避難経路を通り、保護者との約束事を守って避難する。防災リュックも持参。（大島学園グラウンドへ） *ただし、今回の豪雨被害を受けて避難経路を検討し直す必要がある場合は、家族と話し避難経路を決める。 *『率先避難者』を意識すること。自分の周りの高齢者に声掛けをして、逃げることを優先する。 *『率先避難者』を意識すること。自分の周りの高齢者に声掛けをして、逃げることを優先する。
9：15	② 7、8、9年生は避難してきた地域の方の氏名や地区を確認し、各地区の場所へ誘導する。（コミセンと要確認）
9：25	③ 市の担当者から避難訓練の様子についての講評
9：30	休憩
9：40	・・・ホールへ移動・・・ ホールにて 8、9年生による福祉×防災のイベント（進行は生徒） ☆大島の現状についてのプレゼン 昨年度と今年度のあい学の活動をプレゼンにまとめて発表 ☆災害時の備えに関するディスカッション ～8月10日・11日の水害を受けて～ ・災害時大変だったことや気付いたこと ・災害時に工夫したこと ・防災バッグの中身の再検討 ☆大島体操 改善点を踏まえて、島民と体操を行う
10：25	おわりの言葉

- 1 単元名 「福祉×防災=いきいき大島」
- 2 単元の目標
- 大島の福祉や防災の取り組みや危機管理について理解し、課題解決に向けて意見をまとめることができる。
(知識及び技能)
 - 大島に必要な福祉・防災活動について考え、地域の方や島外の方にも分かりやすく工夫して伝えることができる。
(思考力、判断力、表現力等)
 - 福祉・防災について関心をもち、課題解決に向けて他者と協力して取り組もうとしている。
(学びに向かう力、人間性等)

3 単元設定の理由

本校の8年生は2名、9年生は10名の計12名である。本学園の子どもの保護者の多くは、漁師や消防団に属している。災害時には、船を避泊させたり消防団の救助活動をしたため家族の避難に同行することができない。そのため、学園の中学生は、災害時に要救助者として積極的に関わらなければならない存在である。全島民のうち45%以上が高齢者であり、避難が困難な高齢者が多くいる。そこで、8年生は、高齢者自身が避難できる体力をつけ、健康になって欲しいという思いから本活動に取り組んでいる。9年生は、これまで島の防災意識や災害時の避難経路について学習に取り組んできた。取組みを進めるうちに島の防災意識の低さが課題として明らかになった。特に高齢者の方を中心に災害が起きたときに避難を諦める人が多いということが分かった。意識調査やインタビューを通して、避難することが面倒、避難所まで歩くことができないなどということが明らかになった。そこで、大島を支える立場になる人材として、福祉や防災の視点から自分たちに何ができるかを考え行動することができるようになりたい。

本単元は、地域や学校の特色に応じた課題として、福祉や防災のための安全な島づくりを探究課題として取り組む。大島の福祉や防災に関する関係機関と連携し課題解決に向けて設定したものである。ここでは、1学期にそれぞれで取り組んできたことを基に、大島の防災意識や高齢者問題についてより深く学習することを通して、必要な情報に応じた調査方法を選択し、大島の福祉や防災について考えて行動できることをねらいとしている。

本単元では、9月にある宗像市一斉の防災訓練において、島の高齢者を対象にした福祉×防災いきいき大島イベントを実施するために、イベント企画を考えることが一次の主な活動である。福祉×防災イベントの実施を終えて、二次の活動では、大島の福祉、防災の意識を地域の人にもっと高めてもらうための発信活動につなげていく。このような学習を展開することで、大島を支える立場となる意識の高め、島の高齢者問題に伴う防災意識の希薄さを解消し島全体の防災意識を高めることができると考える。

4 単元の評価規準

評価の観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
評価規準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉・防災について知るとともに、災害時において自助・公助・共助の考えを基に自分ができることを考え行動することができる。 ○ 質問紙調査や関係機関へのインタビューなどによって収集した情報を、図や文章にまとめることができる。 ○ 地域福祉・防災の課題解決に向けた取組を通して、福祉・防災に対する意識や課題解決に対する意識が変化してきたことを理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の方の命を守るための防災の在り方について、客観的なデータから防災意識の向上や高齢者問題の課題を見出し、見通しをもって計画を立てている。 ○ 福祉・防災の在り方をよりよく理解するために、必要な情報に応じた調査方法を選択し、収集している。 ○ 災害時に必要な情報を取捨選択したり、複数の情報と比較したり関連付けたりしながら、解決に向けて考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大島の福祉・防災に関する関係機関と連携し課題解決に向けて自らのよさを生かしながら、協力して取り組もうとしている。 ○ 福祉・防災で体験したことで見えた課題を協働して解決していくようしている。 ○ 課題解決の状況を振り返り、よりよい改善策を考えながら、大島が抱える福祉・防災の課題解決に向けて粘り強く取り組もうとしている。

6 本時の目標

- 災害時に備えるために必要な情報を取捨選択したり、複数の情報と比較したり関連付けたりしながら解決に向けて考えている。
(思考力、判断力、表現力等)

7 本時の展開

種	学習活動・学習内容	指導上の留意点(○)・評価規準(◇)
導入	1 前時の学習を全体で共有し、めあてを確認する。 <めあて> 地域の人と福祉×防災の意識を高めるために自分ができることを考えよう	○ 前時の学習を想起するために、全体計画表をもとに各班で出した課題点や改善点を掲示する。
展開	2 各班の場所へ移動して、Team 大島伴走者からの助言を基に、自分で企画書③の改善点や課題点について各班で話し合う。 ・ どのような目的で活動を実施したのか ・ 災害時に本当に避難が可能なのか ・ 高齢者に避難方法が伝わっているのか ・ 避難完了の確認は誰がするべきなのか ・ 高齢者の体力レベルにあっている体操になっているか 7年教室：元気組 ・ 大島消防分遣所：○○さん ・ 大島コミセン：○○さん 8年教室：Smile Island ・ ふれあいセンター：○○さん ・ 民生委員：遠藤さん 9年教室：リュッククラフターズ ・ 宗像市役所危機管理課：○○さん	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各班で前時までに班の課題点や改善点を明確にしたうえで、Team 大島伴走者から企画書③に対して指摘をもらう。 ○ 事前に教師と Team 大島伴走者が作成した企画書③を共有し、課題点や改善点について共通理解をする。 ○ 課題解決のためにこれまでの学習資料や Team 大島伴走者から専門的な視点からアドバイスをもらい必要な資料の見直しをさせる。 ○ 活発な議論を深めるために事前に質問事項を考えたり視点を意識させたりする。
展開	3 9年生教室に全員集合し、企画の改善について Team 大島伴走者と意見交流をする。 ・ 災害時の安全な避難経路などの情報を高齢者に伝えるためにどうすればよいか。 ・ 発信方法に課題があった、日頃からの関わり方 ・ 避難完了の確認はどのようにするのか、本当にしてもらえるのか、誰がするのか ・ 把握するための方法、連絡系統	○ 多様な意見をもらうために、その他の Team 大島伴走者に質問する機会を設ける。
展開	4 各班で企画書③を付加修正した企画書④を全体で共有する。 ・ 企画書③から企画書④をどのように修正するのか	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の企画書⑤につなげるために、他の班の企画のよさを見付けよう促すとともに、自分にも取り入れられるか検討する場を設ける。 ○ 企画書④が今後の島の福祉・防災の意識につながることを Team 大島伴走者から価値付けをしてもらう。その際、企画の実現性、再検討が必要なこと、新たな視点、他に想定すべきことなど各班の企画のよさを視点に話をさせる。
終末	5 学習を振り返る。 (1) 本時で気づいたことを個人で振り返りまとめる。 ・ 訓練の時だけでなく日頃から高齢者の方と関わる必要がある。 ・ 島の防災意識をもっと高めるために自分たちの想いを伝えたい。 <まとめ> 災害時に大島を守るためには、日ごろから様々な人と関わっていくことや自分の想いを伝えることが必要になる。 (2) 次時の学習活動を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 災害時に備えるために必要な情報を取捨選択したり、複数の情報と比較したり関連付けたりしながら解決に向けて考えている。 ○ 企画を振り返るために全体計画表を基に次の活動内容を確認する。

時	学習活動・学習内容	指導上の留意点(○)・評価規準(◇)
2	1 1学期の活動を振り返り、学習課題を設定する。 (1) これまでの福祉・防災の活動を振り返る。(9年防災、8年福祉) (2) 地域の課題について考える。 ・ 昨年度の避難訓練の課題についてコミセンの○○さんから話を聞き、自分ができることはないか話し合うこと。 ・ 高齢者の現状について民生委員の○○さんから話を聞き、自分ができることはないか話し合うこと。 <課題> 島の避難訓練で自分たちができることを考えよう	<ul style="list-style-type: none"> ○指導上の留意点 ◇他教科との関連・連携 ○ 学習課題の設定のために、1学期にそれぞれで活動していたことについて、「知ったこと、学んだこと、知りたいこと」の視点をもって話せるように助言する。
一次	2 福祉×防災イベントに向けて考え企画する。 ・ 役割分担 ・ いつまでか ・ 何をするか ・ 事後アンケート内容決めなど	○ 何のためにイベントを実施するのかを考えたうえで、島の防災意識に関することや高齢者に関する課題、困りごとを書きだすためのワークシートを準備する。
4	3 イベント企画準備、打合せをする。 ・ 健康維持：災害時に高齢者が逃げるための足腰をトレーニングする動画を作成する。 ・ 避難経路：避難をしたかどうかを確認するための行動、避難経路を伝える。 ・ 避難生活：家にあるもので防災バックを準備する。コミュニケーションをとることができるような空間づくりやレクリエーションを考える。	<ul style="list-style-type: none"> ○ イベント企画を準備するために、各班に分かれて必要な活動や内容をリストにして確認できるようにする。 ◇ 保健体育科：自然災害による傷害の防止 ◇ 保健体育科：体づくり運動 ◇ 社会科学：災害にそなえるために ◇ 社会科学：福祉の充実と財源
2	4 9月14日福祉×防災イベントを実施する。 ・ どのような目的で実施しているのか ・ アンケート調査などの案内 ・ イベント参加者からの感想を動画で残す	○ イベント実施のために、活動の目的や役割分担を明確にしておく。
6	5 各班での振り返り、次の学習課題を設定する。 (1) 各班での振り返りや課題点を全体で共有する。(企画書①) ・ アンケート集計 ・ 目的の再確認 (2) 避難所開設や運営の際に必要なことについて Team 大島伴走者から学ぶ。 <課題> 大島の福祉×防災の意識をもっと高めるために自分たちができることを考えよう	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習課題につなげるために、Team 大島伴走者を活用し各班の助言をしてもらう。 ○ 企画を明確にするために、以下の視点をもとに Team 大島伴走者から助言をってもらう。 ○ 高齢者の体力に応じた運動になっているか ○ 高齢者にも分かりやすい内容になっているか ・ ふれあいセンター：○○さん ・ 民生委員：○○さん
二次	3 企画の課題をもとに大島の避難所に取り入れられそうなることを考え、イベント企画の付加修正をする。(企画書②) (4) イベント企画の付加修正を Team 大島伴走者に事前に見てもらい改善点を自分で改善する。(企画書③) (5) よりよい福祉・防災イベントにするために Team 大島伴走者から指導助言をもらう。(企画書④)【本時】 ・ 避難する意識を高めることができるか (準備前) ・ 高齢者でも安全に逃げることができるか (避難時) ・ 高齢者のことを考えた避難経路が作成できているか (避難時) ・ 災害時に支える立場として、よりよい行動がとれるようにしたい。 ・ 避難時に地域の方が安全に避難できるような経路にしたい。 ・ 避難しようと思ってもらえるように、健康についても考えてもらいたい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所運営につながるか ・ 大島消防分遣所：○○さん ・ 宗像市役所危機管理課：○○さん
4	6 発表会に向けた計画、準備をする。(企画書⑤) (1) 伝える方法について考え決定する。 ・ ポスター、プレゼンテーション、展示品 (2) これまで調べた情報を整理・分析しまとめる。 ・ 相見談をもって発表練習をする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ イベントスタジアムや学芸発表会でのイメージをもたせるために、つづ、ぜひ、誰にどんな発表をするかについて説明する。 ○ 国語科「説得力のある構成を考えよう」 「魅力的な提案をしよう」
2	7 学習した成果を発表し、大島の福祉×防災の取組を発信する。 ・ オンラインスタジアムや島外の人にも大島の福祉×防災イベントで取り組んだことを発信する。 ・ 大島学習発表会で保護者や地域の人に発表する。 ・ 各区のよさへべりに参加し発信する。	○ 相手意識をもって発表できるようポスターやプレゼンテーションなどの活用について各班で効果的な伝え方について交流する場を設ける。
1	8 活動の振り返りをする。 ・ これまでの学習を振り返り、地域の課題解決に向けた取組の評価を行う。	○ 活動を振り返るために、これまでで活動してきたことを価値付けする。



3 參考資料

学校安全の取組（学校安全計画や危機管理マニュアルの見直し、安全点検の実施及び避難訓練を含む安全教育等）を推進する際に参考となる主な資料等

	資料等	主な内容	備考
全体に関すること	学校事故対応に関する指針【改訂版】 (令和6年3月)	学校管理下における死亡事故や重篤な事故が起きた際の対応の指針。	本冊子に全文を掲載
	「生きる力」を育む学校での安全教育 (平成31年3月)	新学習指導要領及び第2次学校安全の推進に関する計画に対応した学校安全資料。安全教育、安全管理、組織活動等具体的に掲載。自校の学校安全計画を見直す際に参考となる資料。	
	学校危機管理マニュアル作成の手引き (平成30年2月)	学校防災マニュアル(地震、津波被害:平成24年3月)を受け、他の危機事象(交通事故、不審者事案等)についても掲載。	
	「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理 (令和2年3月)	学校事故対応に関する指針に基づいて、文部科学省に提出された詳細調査報告書について横断的に整理したもの。具体的な対応事例から、学校事故の対応について検討する際の参考となる資料。	
	学校危機管理マニュアル等の評価・見直しガイドライン (令和3年6月)	学校で危機管理マニュアルの見直し・改善を行う際の評価の観点(チェックリストや考え方)が掲載。自校の危機管理マニュアルを見直す際に参考となる資料。	本冊子にQRコード付き文書掲載
	第3次学校安全の推進に関する計画 (令和4年3月)	令和4～8年度における学校安全に関する基本的な方向と具体的な方策について示した計画。	本冊子に全文を掲載

<p>災害安全 に関する こと</p>	<p>自然災害に対する 学校防災体制の強 化及び実践的な防 災教育の推進につ いて(令和元年12 月5日)</p>	<p>東日本大震災の津波被害に係る 大川小学校事故訴訟に関して、校長 等や教育委員会に過失があったと して自治体に損害賠償を命じた控 訴審の判決内容が確定したこと等 を受け発出された文書。 学校保健安全法、水防法等に基づ き、学校における取組、設置者にお ける取組を具体的に掲載。</p>	
<p>交通安全 に関する こと</p>	<p>通学路の交通安全 の確保に向けた着 実かつ効果的な取 組の推進について (平成25年12 月6日)</p>	<p>平成24年4～5月にかけて京 都府亀岡市などで登校中の児童生 徒が巻き込まれる事故が相次いで 発生したことを受け、以下の通学路 の安全確保に関する取組を実施す るよう求められた。 ・地域ごとに通学路の交通安全の 確保に向けた取組の基本的方針を 策定。</p>	
<p>生活安全 に関する こと</p>	<p>登下校時における 児童生徒等の安全 確保の充実につい て(平成30年8月 9日)</p>	<p>平成30年5月、新潟市において 下校中の児童が殺害される事件を 受け、「登下校防犯プラン」を策定。 本通知は標記プランを実施する際 の留意事項を掲載。</p>	
	<p>幼児児童生徒の安 全確保に関する指 針(再改定版)(令 和2年12月)</p>	<p>平成19年に改訂が行われた本 指針について、令和2年12月に再 改定されたもの。 学校の設置、又は管理する者が児 童生徒の安全確保をするための具 体的な方策等が示される。</p>	

◇「学校安全×文部科学省」(<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>)には、上記資料をはじめ、学校安全に関する文部科学省等の取組や通知文、これまでに作成した資料などが掲載されている。

第3次学校安全の推進に関する計画

令和4年3月25日

第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間）

I 総論

第3次計画の策定に向けた課題認識

- 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題
- 学校安全の取組内容や意識の差
- 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性など

目指す姿

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

II 推進方策

5つの推進方策を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

3. 学校における安全に関する教育の充実

4. 学校における安全管理の取組の充実

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

施策の基本的な方向性

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

推進方策 1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 学校経営における学校安全の明確な位置付け
- セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校安全計画を見直すサイクルの確立
- 学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
- 学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、学校安全に関する研修・訓練の充実
- 教員養成における学校安全の学修の充実

推進方策 2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進
- 通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づく関係機関が連携した取組の強化・活性化
- SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進

推進方策 3. 学校における安全に関する教育の充実

- 児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導時間の確保、学校における教育手法の改善
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携の強化
- 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集
- ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進

推進方策 4. 学校における安全管理の取組の充実

- 学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）、学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等）
- 学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進
- 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
- 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（学校事故対応に関する指針の内容の改訂に関する検討）

推進方策 5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

- 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進（調査項目、調査方法の見直し等）
- 災害共済給付に関するデータ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用
- 設置主体（国立・公立・私立）に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供
- AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進
- 学校安全を意識化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週間の設定等）
- 国の学校安全に関する施策のフォローアップの実施

目次

はじめに	1
I 総論	2
1. これまでの取組と課題	2
2. 施策の基本的な方向性	3
II 学校安全を推進するための方策	4
1. 学校安全に関する組織的取組の推進	4
(1) 学校経営における学校安全の明確な位置付け	4
(2) 学校安全計画に基づく実践的な取組内容の充実	4
(3) 危機管理マニュアルに基づく取組内容の充実	4
(4) 学校における人的体制の整備	4
(5) 学校安全における校長・教職員の研修及び訓練の充実	4
(6) 学校安全における学校安全の学修の充実	4
2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進	9
(1) 家庭、地域との連携・協働の推進	9
(2) 関係機関との連携による安全対策の推進	9
3. 学校における安全に関する教育の充実	11
(1) 安全教育に係る時間の確保	11
(2) 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実	11
(3) 学校における教育手法の改善	11
(4) 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集・発信	11
(5) 現代的課題への対応	11
4. 学校における安全管理の取組の充実	17
(1) 学校における安全点検	17
(2) 施設・設備の安全性の確保のための整備	17
(3) 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用	17
(4) 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等	17
5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等	20
(1) 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進	20
(2) 科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進	20
(3) 学校安全を意識化する機会の設定の推進	20
(4) 学校におけるデジタル化の進展とサイバーセキュリティの確保	20
(5) 学校安全に関する施策のフォローアップ	20

はじめに

我が国は、近い将来に発生が懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震、激甚化・頻発化する豪雨、台風などの計り知れない自然災害のリスクに直面している。また、学校における活動中の事故や登下校中における事件・事故、SNSの利用による犯罪など子供の安全を脅かす様々な事案も次々と顕在化している。

このような中、学校は、児童生徒等が集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、児童生徒等が生きて活動し、安心して学べるようにするために、児童生徒等の安全の確保が保障されることにとどまらず、学校教育活動全体

また、児童生徒等は守られるべき対象であることにとどまらず、学校教育活動全体を通じて、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に身に付け、自ら進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるようにすることが求められる。

このため、今後5年間（令和4年度から令和8年度）における学校安全に係る基本的方向性と具体的な方策を示す「第3次学校安全の推進に関する計画」を策定し、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進する。本計画に基づき、安全で安心な学校環境の整備や、組織的な取組を一層充実させるとともに、安全教育を通じて、児童生徒等に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を表現するために自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成を図ることが重要である。

言うまでもなく安全に対する取組は全ての世代において行われるべきであるが、学校安全の取組は、安全に関する資質・能力を身に付けた児童生徒等が将来社会人となり、様々な場面で活躍することを通じて、社会全体の安全意識の向上や安全で安心な社会づくりに寄与するという点で極めて重要な意義がある。

子供が心身ともに健やかに育つことは、国や地域を問わず、時代を越えて、全ての人々の願いである。本計画を踏まえ、関係者や関係機関が全力で学校安全の取組を実施し、安心で安全な学校づくり、社会づくりを推進するべきである。

I 総論

学校安全の活動は、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」、「交通安全³⁾」の各領域を通じて、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを旨とする「安全教育」、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す「安全管理」、これらの活動を円滑に進めるための「組織活動」という3つの主要な活動から構成されている。

特に、組織活動については、安全教育と安全管理を相互に関連付けるものであるとともに、校内体制の構築のみならず、学校安全に関わる活動の担い手となりうる学校外の多様な主体との連携が求められるものである。

1. これまでの取組と課題

(1) これまでの取組

平成20年の学校保健法の一部改正により学校保健安全法⁴⁾が成立し、国は、平成24年度からの5年間の計画期間とする「学校安全の推進に関する計画」(以下、「第1次計画」という。)、平成29年度からの5年間の計画期間とする「第2次学校安全の推進に関する計画」(以下、「第2次計画」という。)を策定し、学校安全の推進に取り組んできた。

第1次計画の計画期間(平成24年度から平成28年度)中には、東日本大震災の教訓を踏まえて、児童生徒等が主体的に行動する態度を育成することの重要性が改めて認識され、学校教育活動全体を通じて実践的な安全教育が推進されるとともに、自然災害による被害を防ぐために地域の特性を踏まえた学校施設の整備や防災マニュアルの整備等の対策が推進された。また、教育活動中の事故防止や不審者侵入等に対応した危機管理マニュアル及びひび防犯設備の整備と訓練の実施、通学・通園中の交通事故や犯罪被害を防止するための安全点検や見守り活動等、各種の安全上の課題に応じた対策が推進された。さらに、学校安全に係る取組全般において、外部の専門家や関係機関の専門的知見を取り入れ、一層の取組改善を行うといった先進的な取組が進められた。

第2次計画の計画期間中(平成29年度から令和3年度)には、児童生徒等の様々な安全上の課題に対し、管理職のリーダーシップの下、組織的な体制を整備し、学校教育活動全体を通じて取組を実施するとともに、その取組を評価・検証し、学校安全計画や危機管理マニュアル等の改善を図りながら、学校安全を推進することとした。安全教育では、学習指導要領の改訂を踏まえ、カリキュラム・マネジメント⁵⁾の確立を通じて、系統的・体系的で実践的な安全教育を推進することとされた。また、安全管

¹ 学校、家庭など日常生活で起こる事件・事故を取り扱う。誘拐や傷害などの犯罪被害防止も含まれる。

² 様々な交通場面における危険と安全、事故防止が含まれる。

³ 防災と同様、地震・津波災害、火山災害、風水(雪)害等の被害にも含まれる。

⁴ 昭和53年法律第56号

⁵ 新学習指導要領においては、各学校において児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の基盤に必要な人的・物的な体制を確保するとともに、その改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(カリキュラム・マネジメント)に努めるものとしている。

理においては、定期的な学校施設・設備の安全点検、防犯・交通安全・防災の視点から通学・通園路の安全点検を行うとともに、事故等の未然防止や発生後の調査・検証、再発防止のための取組・充実に努めた。さらに、安全上の課題が複雑化・多様化する中で、家庭・地域・関係機関等との連携・協働が一層推進された。

(2) 第3次学校安全の推進に関する計画策定に向けた課題

一方、令和4年度からの5年間の計画期間とする「第3次学校安全の推進に関する計画」(以下、「第3次計画」という。)の策定に向けた課題として、様々な計画やマニュアルが整備されつつも必ずしも実効的な取組に結びついていないこと、地域・学校設置者、学校、教職員の学校安全の取組内容や意識に差があること、東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要があること、学校安全の中核となる教職員の位置付け及び研修の充実に伴って学校現場の実態が追い付いていないこと、様々なデータや研究成果が学校現場で実際に活用されていないこと、計画自体のプロローグや部分なため十分に進捗が図られていない事項があることなどが指摘されている。

このため、学校及び学校設置者において取組がより実効的なものとなるよう、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルの構築を全国的に推進するとともに、必要な施策を実効的に進めるための国の施策の充実、計画における主要な指標の設定や進捗管理の改善に取り組まなければならない。

また、児童生徒等の通学時に発生する事件・事故など、学校の努力だけでは防止できない事案も発生している。過去の悲しい事件・事故・災害被害等の経験を繰り返さないためにも、これまでの知見を今後の学校安全の取組に活かすことはもとより、子供の視点にも立ちながら、学校外の専門的な知見や地域からの協力を得て、学校安全に関わる取組に反映していくことが求められる。教育行政の関係者はもちろんのこと、児童生徒等が被害を受ける事件・事故・災害を減らすための地域による努力が必要であり、国、地方公共団体、学校設置者のみならず、警察・消防、気象台等の関係機関、PTA・自治会、地域のボランティアなど、学校安全の各領域に関わる多様な主体と学校との協働を継続的に進めていかなければならない。

これまで行われてきた安全教育、安全管理、組織活動の取組により、学校の教職員が事件・事故の発生に備えた訓練や研修の成果を活かし、児童生徒等に対する被害を未然に防ぐ行動をとれたケースも存在する。全国的に学校安全の取組の質の向上を図る重要性・必要性は今後も変わることはなく、引き続き、国は、地方公共団体や学校設置者と連携・協力の下、各学校が学校安全に取り組みやすくなるよう支援していくことが必要である。

2. 施策の基本的な方向性

これまでの取組や課題を踏まえ、第3次計画期間において取り組むべき施策の基本的な方向性は以下のとおりとする。

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

（目指す姿）

基本的な方向性に基づき、Ⅱに掲げる施策を実施することにより、第3次計画の計画期間において目指す姿は以下のとおりとする。

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

<主要指標>

- ・ 学校管理下での重大事故件数
- ・ 学校管理下での負傷・疾病の発生件数、発生率

Ⅱ 学校安全を推進するための方策

学校安全に関する組織的取組の推進、家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進、学校における安全教育の充実、学校における安全管理の取組の充実等に関し具体的な取組を進めることにより、学校安全に関する取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上、すなわち、学校における安全文化の醸成を図るものとする。

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

（1）学校経営における学校安全の明確な位置付け

学校安全に関わる活動を校内全体として行うためには、安全教育・安全管理を担当する教職員にその重要性や進め方が共通理解されていることが大切である。校長のリーダーシップの下、学校安全計画に基づく学校全体としての活動や適切な役割分担に基づく事故・災害等発生時の対応ができるよう校内体制が整えられている環境下でなければ、実効的な取組を進めることは困難である。

このため、校長が学校安全を学校経営に明確に位置付けることや、学校安全計画に基づく組織的・計画的な活動を進められる環境が整えられるよう校内安全委員会

を設置すること等により、学校安全に関する適切な役割分担と共通理解に基づく対応ができる校内体制を設けることが重要である。

国は、学校設置者等との連携を図り、各学校における取組の状況を把握するとともに、学校安全が各学校の学校経営に位置付けられるよう周知啓発等の取組を推進する。

<主要指標>

- ・ 学校安全を学校経営に位置付けている学校数
- ・ 学校における校内体制の整備状況（校内安全委員会、学校安全部などの設置）
- ・ 学校評価において、学校安全に関する項目を扱っている学校数

（2）学校安全計画に基づく実践的な取組内容の充実

全ての学校において、学校安全計画⁶を策定し、これを実施しなければならぬとされており、学校安全計画には、当該学校の施設及び設備の安全点検、通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修、その他学校における安全に関する事項を記載することとされている⁷。また、その立案に当たっては、学校医等が参与することとされている⁸。

第1次計画及び第2次計画において、学校安全計画を実施するに当たって、内容や手段、学校内の取組が適切であったか等定期的に取組状況を振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが重要であり、計画、実行、評価、改善（PDCA）サイクルを確立していく中で、より効果的な学校安全活動を充実させる必要性が指摘されてきた。

第3次計画期間においては、セーフティプロモーション⁹の考え方を取り入れ、学校医等の積極的な参画を得ながら、学校種や児童生徒等の発達段階に応じた学校安全計画自体の見直しを含むPDCAサイクルの確立を目指す。国は、全国的な学校安全の取組の質の向上を図るため、各学校の学校安全計画の内容に関し学校設置者が定期的に点検・指導し、改善を加えるPDCAサイクルを確立することができよう、好事例⁹等を取集・発信する。

<主要指標>

- ・ 学校安全計画の策定状況
- ・ 各学校の学校安全計画の見直しに対する学校設置者による定期的な点検・指導の状況

⁶ 学校保健安全法第27条

⁷ 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第22条～第24条

⁸ 学校安全に関する指針（組織、方針、実践、評価、改善、共有）に基づいて、学校安全の推進を目的とした中期目標・中期計画（3年程度）を明確に設定し、その目標と計画を達成するための組織の整備とSPDCASサイクルに基づく実践と協働、さらに分析による客観的な根拠に基づいた評価の共有が継続されていると認定された学校を認証する取組。

⁹ 例えば、学校内でのケガの発生状況のデータから、発生場所や発生時間帯、受傷部位や受傷程度などを分析し、予防のための目標や計画を立て、保護者等に参加する安全点検や児童生徒等の主体的な安全教育等を実現し、明確な根拠に基づいた評価を行い、取組体制や学校安全計画の見直しを図る事例などが考えられる。

- ・学校安全計画について定期的に評価・点検し、次の対策につなげている学校教

(3) 危機管理マニュアルに基づく取組内容の充実

全ての学校において、児童生徒等の安全の確保を図るため、危険等発生時において学校の職員が取るべき措置の具体的内容及び手順を定めた危機管理マニュアルを作成することとされている。危機管理マニュアルは、学校を取り巻く地域の自然的・社会的環境によって、児童生徒等や教職員の生命・心身に重大な影響を及ぼす事象をはじめとして様々な危機事象が起こり得ることを想定して作成される必要がある。また、危機管理マニュアルの作成後は、学校を取り巻く状況の変化を踏まえ、関係府省庁や自治体の担当部局や研究者等の専門家の協力を得ながら、学校で実施した訓練等の検証結果、国内外で発生した事故・災害事例の教訓、先進的な取組事例などを基に、常に実践的なものとなるよう改善を行う必要がある。

国は、学校が作成した危機管理マニュアルについて、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」等を活用した見直しを学校及び学校設置者に対して求めるとともに、外部の有識者等の知見を加えて見直しを行う学校及び学校設置者の取組を支援する。その際、国は、最新の情勢の変化を踏まえ、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」を適時更新する。

<主要指標>

- ・危機管理マニュアルの策定状況
- ・各学校の危機管理マニュアルの見直しに対する学校設置者による定期的な点検・指導の状況
- ・災害の種類（地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山災害等）及び学校の立地（浸水想定区域¹⁰・土砂災害警戒区域¹¹・津波災害警戒区域¹²等）に応じた危機管理マニュアルの策定・見直し状況
- ・地域の事故等のリスクに応じた危機管理マニュアルの策定・見直し状況
- ・危機管理マニュアルの策定・見直しの際の外部有識者の関与の状況
- ・事故・災害発生後の教育活動の継続に関する内容の記載状況

(4) 学校における人的体制の整備

学校において、学校安全計画を適切に立案し、実行していくためには、校務分掌において学校安全に係る業務が位置付けられるとともに、当該校務分掌を担当する

¹⁰ 国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川等について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定される洪水浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項関係）、都道府県知事又は市町村長が指定した排水施設等について、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される雨水出水浸水想定区域（水防法第14条の2第1項及び第2項関係）、都道府県知事が指定した海岸等について、想定最大規模の高潮により当該海岸が氾濫した場合に、浸水が想定される高潮浸水想定区域（水防法第14条の3第1項関係）

¹¹ 土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項関係）

¹² 津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項関係）

管理職以外の教職員が明確にされていることが不可欠である。他方、学校現場の実情として、学校安全担当となった教職員が学校安全に関する知識や経験に乏しく、学校安全に関わる活動の総括や教科等横断的な安全教育の実施をけん引することが困難な場合も想定される。

地域によっては、学校安全担当の教職員に対する講習会の開催等により、学校安全に関わる意識・能力の向上や各学校等の実践活動に活かす取組、自治体の方針として安全主任等を置くことで校内組織を整備する取組が行われている。こうした取組も参考として、学校安全の中核を担う教職員の位置付けを明確化するとともに、各学校における学校安全計画の内容やそれに基づく取組の実効性を全国的に高める必要がある。

国は、学校設置者等と連携を図り、各学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けに関する実態を把握し、その結果を踏まえ、学校安全の中核を担う教職員が配置されるよう、制度上の位置付けを含め具体的に検討する。また、学校安全の中核を担う教職員を対象とした研修について、オンラインを取り入れた効果的な研修の充実を図る。

なお、こうした人的体制の整備に当たっては、学校における働き方改革の観点も踏まえ、一部の教職員に業務が偏ることのないように十分配慮する必要がある。

<主要指標>

- ・校務分掌に学校安全の中核を担う管理職以外の教職員（学校安全主任（主事）など）が位置付けられている学校の割合
- ・学校安全の中核を担う教職員に対する研修の実施状況、実施体制

(5) 学校安全に関する校長・教職員の研修及び訓練の充実

学校保健安全法において、学校環境の安全の確保は、校長が必要な措置を講じるものとされている。児童生徒等の安全の確保のため、校長の役割は大きく、全国的な学校安全の質の向上に向けては、前述の学校安全の中核を担う教職員に対する研修のみならず、校長を対象とする学校安全に関する研修を必修とするなど、一層の充実を図らなければならない。

国は、教職員支援機構や各都道府県等と連携しながら、校長及び学校安全の中核を担う教職員に対する学校安全に関する研修の充実を図る。その際、国は、学校において学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しを実効的に行われるよう、最新の情勢の変化を踏まえて、学校安全の指導資料の充実を図るとともに「教職員のための学校安全e-ラーニング」を適時更新する。

学校においては、教職員支援機構の校内研修向け動画教材、「教職員のための学校安全e-ラーニング」、「学校安全推進のための教職員向け研修・訓練実践事例集」等を活用し、校内研修を行うことを学校安全計画に位置付け、実施する。

<主要指標>

- ・校長、学校安全の中核を担う教職員に対する研修の実施状況、実施体制
- ・危機管理マニュアルに基づく教職員の実践的な訓練の実施状況

(6) 教員養成における学校安全の学修の充実

教員養成においては、リスク・マネジメントを含む学校安全について、児童生徒等や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えた人材育成が求められる。現行の教職課程においても、こうした教職に必要な素養を身に付けさせるため、教職課程コアカリキュラムのうち、教育の基礎的理解に関する科目の中で学校安全への対応について扱うこととされている。しかしながら、大学等の教員養成機関では、学校安全の3領域全てを深く理解するための十分な学修が確保されていない点が懸念されている。

また、教員養成段階においては、学校安全の3領域を全て取り扱う中で、例えば、過去に発生した重大な事件・事故・災害の事例を用いて正常性バイアスなどの認知バイアス¹³や権威勾配¹⁴などの心理的な側面についても学修し、学校管理下において類似の事故が発生させないため、学校教育活動を進める上でのどのような危険があるのかをイメージでき、知識や視点を学べるようにする必要がある。さらに、防災教育を通して児童生徒等のどのような資質・能力を育むのかという視点を学生が持つことができよう。大学等は指導することが望ましい。

国は、大学等の教員養成機関に対し、学校安全に関する学修内容を充実するよう促す。上述の心理的な側面等の学修のほか、例えば、カリキュラム・マネジメントに関して学修する中で学校安全を題材として取り扱うことや、全ての教職を志す学生に応急救命措置の知識を付けさせるためAEDを用いた実習を含む一次救命措置(BLS)¹⁵を教育の基礎的理解に関する科目以外の科目において外部講師を招いて実施することなどを含めた授業科目のプログラム等を作成し、大学等へ具体的に情報提供し、教育課程の内外を通じて学校安全の学修の充実を推進する。

<主要指標>

- ・教員養成機関における、学校安全の取扱状況（学校安全の3領域、正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱い等）
- ・教員養成機関における、AEDを用いた実習を含む一次救命措置（BLS）の実施状況

¹³ 自分によって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう「正常性バイアス」のほか、周囲にいる他者に同調して過激な対応が現れてしまう「集団同調性バイアス」、これまでの経験が合理的な判断を妨げる「経験バイアス」などが考えられる。

¹⁴ 権威勾配とは、職位や経験における上位者と下位者との間の権威の差である。例えば、ベテランと新人の組み合わせで、ベテランの判断に新人が疑問を感じてもそれを指摘できない雰囲気がある場合、「権威勾配が強すぎる（又は、急すぎる）」という。逆に、上長と部下の関係が対等で、緊急事態でも上長が果敢な決断をできない状態は、「権威勾配が弱すぎる（又は、緩すぎる）」と言う。安全確保・事故防止には適切な権威勾配が必要である。（大川小学校教育事故検証報告書（平成26年2月）より）

¹⁵ 一次救命処置（Basic Life Support）は、心臓や呼吸が止まってしまった人を助けるために心臓蘇生を行ったり、AED（自動体外式除細動器）を使用したりする緊急の処置のこと。食・物など喉に詰まった物を取り除くための方法（気道異物除去法）も一次救命処置に含まれる。

2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

(1) 家庭、地域との連携・協働の推進

登下校の見守りをはじめとする児童生徒等を取り巻く学校安全上の課題に対して、学校や教職員がその全てを担うことは困難である。特に、平素からの学校と家庭・地域との関係づくりが非常時に児童生徒等の命や安全を守ることにつながることにも、家庭や地域との連携・協働の推進が不可欠である。

また、「子供の安全」について、学校と児童生徒等・家庭・地域の関係者それぞれの役割を確認する場を設けることで、例えば、地域ごとに実施される防災訓練において児童生徒等の役割が設定され、児童生徒等が主体的に安全の確保に向けて取り組むことにつながるなど、学校と地域の連携・協働と学校安全の双方が推進されることも期待できるものである。

このため、学校は、例えば、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用や、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動¹⁶などの学校と地域の連携・協働の仕組みを活用することにより、地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行うことや、学校安全の観点を組み入れた学校運営や地域ぐるみでの防犯・交通安全・防災等の取組を行うことが必要である。

国は、コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した学校と地域の連携・協働による安全教育の充実を図られるよう、学校安全に関する知識・経験を有する地域人材の育成を支援する。また、国は、学校における学校安全の取組の質の向上に向けた専門的知見の更なる活用を推進するため、地域の大学等の研究機関や専門機関と連携し、各地域における外部専門家の活用に関するモデル的な取組を支援する。

また、例えば、学校での安全点検や児童生徒等の見守り活動、学校の所在する自治体における通学路の交通安全の確保に関する推進体制等においてPTA等の参画を推進するなど、子供や保護者の視点からの取組を推進する。国は、子供の見守り活動等に参画する地域の人材確保が課題となっている実情も踏まえ、地域と連携した学校安全の取組について情報収集や調査研究等を行うことなどを通じて、効果的に継続が可能な取組について検討し、その普及を図る。

<主要指標>

- ・地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール等の仕組みを活用して、地域と協働して学校安全に取り組んだ学校数
- ・学校安全に関するPTAの参画状況（安全点検、登下校時の見守り活動等）

(2) 関係機関との連携による安全対策の推進

①通学時の安全対策の推進

通学時（通園時を含む）の安全は、交通安全の観点、犯罪被害防止という生活安

¹⁶ 地域学校協働活動とは、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指す、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

全の観点、災害発生時の災害安全のそれぞれの観点からの対策が必要である。

通学路の交通安全の確保に向けた取組として、文部科学省、国土交通省、警察庁が連携し、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等における、地域ごとの通学路の交通安全の確保に関する基本的方針（通学路交通安全プログラム）の策定や、それに基づく取組を継続して行うための関係者による体制の構築等を推進している。

通学中の児童生徒等が重篤な被害に遭う交通事故の発生が続いていることから、令和3年に実施した通学路における合同点検の結果等を踏まえ、速度規制や登下校時間帯に限った車両通行止め、通学路の変更、スクールガード等による登下校時の見守り活動の実施等によるソフト面での対策に加え、歩道やガードレール、信号機、横断歩道等の交通安全施設等の整備等によるハード面での対策を適切に組み合わせるなど、地域の実情に応じた効果的な対策を関係機関が連携して実施し、児童生徒等の安全な通行を確保するための道路交通環境を整備する。国は、これらの対策状況のフォローアップを関係府省庁が連携して実施する。

また、通学路に隣接する家屋等の倒壊の危険性への対処など、道路管理者や管轄警察署と連携した対策では解決することが困難な通学路の危険箇所が存在していること等から、国は、各地域の通学路の安全に係る取組、交通安全の確保に関する推進体制や通学路交通安全プログラムの状況等について実態を把握し、効果的な事例等について収集・周知すること等により、各自治体における関係機関が連携した取組の強化・活性化を推進する。

これらの取組とともに、発達段階に応じて、児童生徒等が通学中の様々な状況に対応する力を身に付けることも重要である。特に、自転車利用時において児童生徒等が事故の被害者にも加害者にもなることのないよう、自転車の安全利用の推進に取組むことが必要である。国は、児童生徒等が通学時においても自転車を安全に利用することや、自ら危険を予測し、回避できる力を身に付けることができるよう、関係機関等の協力を得つつ、効果的な安全教育の手法の普及を図る。

防犯の観点からの通学時の子供の安全確保については、国は、登下校防犯プラン¹⁷に掲げる各施策を引き続き実施する¹⁸。

<主要指標>

- ・市町村通学路交通安全プログラムの策定状況
- ・各市町村の通学路交通安全の確保に関する推進体制における取組状況

②防犯対策における取組

近年増加傾向にあるSNSに起因する児童生徒等への被害への対策として、国は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法

¹⁷ 「登下校防犯プラン」（平成30年6月22日 登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）
¹⁸ 「子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針～子どもまんまなか社会を目指すことも家庭庁の創設～」(令和3年12月21日閣議決定)においては、令和5年度までの限り早い時期に「子ども家庭庁」を創設し、同庁において内閣府からの移管を受け、登下校の安全や犯罪防止から子どもを守る取組を進めることとされている。

律¹⁹」及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」に基づき、関係府省庁が協力しながら、平成29年法改正を踏まえたフィルタリングの利用率向上のための取組の更なる推進、青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進等、青少年のインターネット利用環境の整備に関する施策を総合的に推進する²⁰。また、痴漢等の性被害対策については、国は、令和2年6月に決定的に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、学校における被害防止教育や関係機関と連携した広報啓発活動等を実施することにより、性暴力の予防啓発や周りからの声掛けの必要性等の啓発を促進するとともに、被害に関する相談先の周知を図るなど、被害の根絶に向けた取組を促進する。

③災害発生時の避難所運営に係る取組

災害時において避難所の円滑な開設・運営を図るためには、避難所の運営主体となる市町村の防災担当部局等と避難所としての活用が予定される学校、地域の防災組織（自主防災組織等）などと平時から連携を深めておくことが不可欠である。特に、避難所の円滑な開設・運営に当たっては、予め学校施設の避難所としての利用方法を決めておくことが重要であることから、地域の状況に応じ、学校の教育活動の再開・継続に支障のない範囲で、要配慮者スペースの確保、熱中症対策等を図るための体育館・特別教室・普通教室の利用、避難者及び避難所の運営に資する活動を行う者の校内通信環境の利用等について協議し、共通認識を構築することが望ましい。

市町村の防災担当部局は、市町村立学校とは運営主体の異なる国立・私立学校や都道府県立学校との連携が図られるよう留意する。

また、特別支援学校は、障害のある児童生徒等とその家族の指定福祉避難所となり、直接の避難先となり得ることに留意が必要である。

国は、学校における取組状況を把握した上で、関係府省庁が連携し、災害発生時の避難所の円滑な開設・運営が行われるよう必要な対策を行う。

<主要指標>

- ・地域住民の避難受け入れ時の対応について地域の関係機関と協議している学校の割合

3. 学校における安全に関する教育の充実

学校における安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事

¹⁹ 平成20年法律第79条
²⁰ 「子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針～子どもまんまなか社会を目指すことも家庭庁の創設～」(令和3年12月21日閣議決定)においては、子ども家庭庁が内閣府からの移管を受け、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備を担うこととされている。

²¹ 本閣議決定の発生效力に関する学校の教職員の第一義的な役割は、児童生徒の安全確保とともに、児童生徒等の発達促進と学級教育活動の円滑な実施にあり、避難所の確保については、一義的には、市町村の防災担当部局等が責任を負うものである。(平成29年1月20日文部科学省初等中等教育局長通知)

項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力²²を育成することを目指すものである。

各学校では、新学習指導要領において重視しているカリキュラム・マネジメントの考え方を生かしながら、児童生徒等や学校、地域の美態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して、学校の特色を生かした安全教育の目標や指導の重点を設定し、教育課程を編成・実施していくことが重要であり、各学校において管理職や教職員の共通理解を図りながら、安全教育を積極的に推進するべきである。

(1) 安全教育に係る時間の確保

我が国は、地震、津波、豪雨などによる自然災害の発生が国土の面積に比して非常に多く、いづれどこで暮らしていても自然災害に遭う可能性がある。一度発生すれば甚大な被害を被る自然災害から命を守るための安全教育の重要性について学校関係者は改めて認識を強く持つべきである。

安全教育においては、児童生徒等がいかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成することや、東日本大震災の教訓も踏まえ、児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成することが重要である。学校における安全教育のための時間の確保については、その必要性が第1次計画の策定時から指摘されているところであり、地域によっては、安全教育に取り組み時間を設定することを推進する取組も見られている。

国は、学習指導要領の下、各学校における安全教育が保健体育をはじめ関連する教科等で体系的に実施され、その指導の充実が図られるよう、好事例を周知することや「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」において実施状況等を定期的に把握し、公表していくことにより、各学校が学校安全計画に安全教育を取り扱う時間を適切に位置付け、年間の指導時間の確保に取り組みことを推進する。

< 主要指標 >

・ 学校安全計画に位置付けて計画的に行われる、安全教育の指導時間の状況

(2) 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実

(防災教育の重要性・必要性)

甚大な被害をもたらした東日本大震災から10年余りが経過し、震災の記憶が風化し取組の優先順位が低下することが危惧されている。日本国内は、いかなる場所においても大きな地震が起こり得るものであり、予期せぬ地震の発生に対する備え

²² 「学校安全資料 「生きる力」をほぐくむ学校での安全教育」27頁参照。具体的には、①様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を営むするために必要な知識や技能を身に付けていること。(知識・技能)、②自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な措置を取集し、安全な生活を営むために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するため必要な力を身に付けていること。(思考力・判断力・表現力等)、③安全に関与する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を営みしようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。(学びに向かう力・人間性等)。

は、学校の所在地に関わらず取組を進める必要がある。

また、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害の発生が懸念されているだけでなく、近年は気候変動等の影響も受けた、豪雨、台風による河川の氾濫、土砂崩れなどの気象災害の激甚化・頻発化、さらには火山災害など懸念されている。各自治体においては、地域の災害リスクを踏まえ、ハザードマップを適時適切に見直すことが重要である。学校においては、これらの最新のハザードマップなども活用した事前防災の体制強化及び実践的な防災教育の推進が喫緊の課題として求められている。

防災教育は、単に生命を守る技術の教育として狭く捉えるのではなく、どのような児童生徒等の資質・能力を育みたいのかという視点から「防災を通じた教育」と広く捉えることも必要である。防災教育には、災害時に自分と周囲の人の命を守ることができるようになるという効果とともに、児童生徒等の主体性や社会性、郷土愛や地域を担う意識を育む効果や、地域と学校が連携して防災教育に取り組み、を通じて大人が心を動かされ、地域の防災力を高める効果も期待される。自然災害に関する教育を行う際には、自然がもたらす恩恵などについて触れることにより、児童生徒等が自身の暮らす地域に対する理解を深めることができるようにすることへの配慮も必要である。

新学習指導要領において「社会に開かれた教育課程」の実現を図る²³こととされる中、防災教育についても、地域の防災リーダーなどの資格者やボランティアなどの人材、公民館における防災講座なども教育資源として活用することが重要である。消防署と学校の連携のみならず、地域に密着して「共助」の役割を担っている消防団、自主防災組織、自治会やまちづくり組織等の地域コミュニティの活動と、学校における防災教育を関連付けることや、防災・減災に専門性を持つ大学・NPO等が学校における避難訓練をはじめとするとする防災教育に参画するなど、地域の実情に応じた防災教育を進めることも重要である。

また、避難訓練については、例えば、大地震の発生を想定した訓練では、余震等を伴うことを訓練で再現しているか、高確率で停電が発生することを想定して校内放送を使用しない訓練を行っているか、悪天候時や揺れの過剰な中など校庭に集合することが合理的ではない場合を想定して訓練を行っているかなど、学校現場における訓練が現実的なものとなっていないことが指摘されている。災害の発生が学校の教育活動中ではない場合も想定し、児童生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できる力を身に付けられるようにするため、児童生徒等が安全教育で身に付けた力を発揮し行動する場として避難訓練を位置付け、訓練を通して児童生徒等が自らの行動を振り返り課題を見付け改善を図る課題解決の学習の流れとなるよう意図的計画的に実施し、より実効性のある訓練になるよう見直しを図る必要がある。

²³ よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にし、地域の人材・物的資源も活用し、社会との連携及び協働によりその実現を図ること。

さらに、防災分野におけるデジタルを活用した取組が進められており、これまでに以上に専門機関や関係機関の知見を活かした防災教育を進められる可能性がある。

（防災教育に係る取組）

国は、全国全ての学校で地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育や実践的な避難訓練を実施できるよう、発達段階を考慮した防災教育の手引きを新たに作成し周知する。

また、国は、防災科学技術研究所をはじめとする専門機関や関係機関の保有する知見や研究成果を活用し、学校現場で活用しやすい教材やデータ等を作成し、その普及を図るとともに、特に幼児期からの防災教育については、家庭に向けた情報伝達・啓発を行うためのひな形も含めて幼児向けの教材を作成し、保護者及び幼児に對する防災教育の充実を図る。

さらに、学校設置者や専門機関と協力して、避難訓練の実施に当たった際の注意点や想定すべき事項を整理し、震災等の想定時刻や想定場所を限らない訓練や余震・停電を想定した訓練など、学校における実践的な避難訓練の実施を推進するとともに、緊急地震速報受信システムや遠距離でも使用できるスマートフォンなど災害発生時を想定した環境整備に努める。

国は、実践的な避難訓練の実施状況や見直しの状況をはじめとする全国の学校の防災教育に関する実施内容を定期的かつ具体的に調査し、主要な指標を設定し、その状況を公表する。

地方公共団体は、地域の災害リスクを踏まえ、教育委員会や学校と連携しながら、児童生徒等が将来の地域防災力の担い手となるよう、消防団員、自主防災組織員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を推進する。

＜主要指標＞

- ・実践的な避難訓練の実施（余震の想定、停電時や悪天候の想定など）
- ・地域の災害リスクや災害の種類（地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山災害等）に応じた安全教育の実施
- ・地域住民との協働による防災教育・避難訓練の実施（消防団との連携、避難所設置訓練など）

（3）学校における教育手法の改善

各学校においては、児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して、学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教科等横断的な視点で関連性を持たせながら教育課程を編成・実施することが重要である。

新学習指導要領において「社会に開かれた教育課程」の実現を図ることとされる中、安全教育を進めるに当たっては、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用、コミュニケーション・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動などの学校と地域の連携・協働の仕組みの活用、民間企業・団体等が提供する教

育プログラムの活用など、様々な教育資源を活用することが重要である。

国は、モデル事業等を通じ、主体的に行動する態度や危険を予測し回避する能力を育成することや、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めることを目指した教育手法（例えば、ロールプレイングの導入、安全マップの作成、児童生徒等が参加する安全点検など）の開発・普及を行うことにより、各学校や地方公共団体ににおける取組を促す。また、主体的に行動する態度や共助・公助の拠点を踏まえた安全教育が学校現場で円滑に導入されるよう、安全教育に関する効果的なカリキュラムや評価手法の開発を行い、指導についての教師用参考資料を作成する。その際、モデル事業を含む最新の研究成果を活かすとともに、十分な利用が図られるよう積極的な情報提供に努める。

安全教育を効果的に実施するためには、体験活動を通じた学びやデジタル技術を活用した学びが有効であると考えられる。このため、国は、発達の段階に応じて、被災地を含めた様々なボランティア活動などの体験活動やデジタル技術を活用した学びによる安全教育の推進を図る。また、児童生徒等が楽しく前向きに取り組めるような魅力的な授業事例、教職員が活用しやすいコンパクトな授業事例の共有やその推進を図る。

先進的な取組の支援を行う際には、成果が特定の学校や地域にとどまることのないよう、得られた知見を広く共有・普及し、全国における安全教育の質的向上につながる仕組みを構築することに留意する。

各学校は、国や自治体等が提供する教材や授業展開例を参考に、効果的な安全教育に取り組む。

また、安全教育についてはその効果の検証も重要であり、国は、安全教育の評価の在り方について検討を進める。

＜主要指標＞

- ・デジタル技術を活用した安全教育の実施状況

（4）幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集・発信

遊びや生活を通じた総合的な指導を行う幼稚園等において安全教育を推進することは、幼児自らが命を守る行動を取れるようになる点や、保護者の理解や協力が得られやすい点、小学校以降の安全教育の取組に関する質の向上につながる点から重要であることから、幼児期から発達段階に応じた安全教育の取組の充実を図る。国は、関係府省庁が連携し、幼児期における安全教育の好事例等の収集と情報発信を実施する。

また、特別支援学校における障害がある児童生徒等への安全教育を推進・発信することは、特別支援学級等での安全教育の推進にもつながると考えられることから、国は、特別支援学校における安全教育の取組の好事例等の収集と情報発信を実施する。

(5) 現代的課題への対応

中央教育審議会答申²⁴においては、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つとして安全に関する力を掲げており、学校安全の3領域に関する教育については教科等横断的に実施されることが必要とされている。

学校安全の3領域に関する従来の学習内容に加えて、児童生徒等が被害に遭うSNSに起因する犯罪や、性犯罪・性暴力への対策については、現代的な課題として、安全教育の中で柔軟に扱うことも重要である。

特に、性犯罪・性暴力対策については、令和2年6月に決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、児童生徒等が巻き込まれる性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組等を推進しているところであるが、さらに、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律²⁵の成立により、国、地方公共団体、学校の設置者、学校、教育職員等その他の関係者において、児童生徒等に対する啓発を含め、児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を実施することが定められた。これらの趣旨も踏まえ、国は、児童生徒等が生命を大切にするとともに性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」の一層の推進を図ることとする。その際、特別支援学校等については、児童生徒等の個々の特性や程度等に応じ、適切な対応を図る。

こうした現代的課題への対応に関する指導内容や指導計画については、各学校において、関連する教科等における指導内容との関連を意識しながら学校安全計画に位置付けることを推奨し、児童生徒等に必要な知識等を身に付けさせる。

また、新型コロナウイルス感染症対策とマスクの着用による熱中症リスクに関する安全対策との両立という課題も生じたところである。各学校において、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」等を踏まえ、熱中症予防の観点からのマスク着用に関する考え方について、一層の周知を図る。さらに、弾道ミサイル発射等の国民保護のための適切な情報伝達の仕組みなどの体制整備や、安全確保のための適切な避難行動が図られるよう、学校の危機管理マニュアルの見直しや状況に合わせた避難訓練の重要性について、一層の周知を図る。

なお、GIGA スクール構想の実現に当たっては、児童生徒等にID・パスワードの適切な管理について指導するなど、これまで以上に情報モラルやサイバーセキュリティに関する教育を充実させることが重要であることから、国は、学校とサイバー防犯に係るボランティア等との連携も図れるよう、サイバーセキュリティに関する注意事項の啓発等に取り組む。

< 主要指標 >

²⁴ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（平成28年12月21日）
²⁵ 令和3年法律第57号

・ SNS に関する安全教育の実施状況

・ 性犯罪・性暴力の防止のための「生命（いのち）の安全教育」の実施状況

・ SNS に関する安全教育や「生命（いのち）の安全教育」の学校安全計画への位置付け

4. 学校における安全管理の取組の充実

(1) 学校における安全点検

① 学校における安全点検に関する手法の改善

学校施設・設備などの安全点検については、学校保健安全法施行規則において、毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならないとされている²⁶。各学校においては、この定期点検に加え、児童生徒等が過ごす安全な環境の確保を図るため、教職員の目視等による日常的な点検が行われている²⁷。

一方、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる不具合を判断する具体的な基準など、安全点検に関する標準が明確ではない点も指摘されているところであり、今後、学校における施設・設備の定期点検に関する標準的な手法について検討が行われることが必要である。また、国立教育政策研究所による調査からは、教職員と比較して児童生徒の方が日常的な事故等に対し危険を感じる度合いが高いことが示されており、安全点検に子供の視点を加えることで、事故の要因に対する気付きや学校内での問題意識の共有を推進することができる。

国は、子供の視点を加えた安全点検を推進するとともに、学校管理下で発生した死亡事故や重大事故から得られた情報を基に、類似の事故の発生を防ぐため、学校向けの定期点検要領の作成について、第3次計画期間中の可能な限り早期に検討し、その普及を図る。

< 主要指標 >

・ 児童生徒が安全点検に参加する活動を行っている学校数

② 学校設置者による点検・対策の実施

学校保健安全法においては、学校環境の安全の確保について、校長による改善措置や、学校設置者に対する申し出を行うことが定められている²⁸。近年、学校施設の老朽化が進む中、老朽化に起因する安全面の不具合が増加し、重大な事故が断続的に発生しているが、施設・設備の点検については、校長・教職員による日常的な点検では専門的な視点からの判断は困難である。また、災害時においても、発災直後の施設的安全点検等が迅速かつ適切に行われることが必要である。

このため、学校設置者は、専門家との連携など施設・設備の点検に関する実施体

²⁶ 学校保健安全法施行規則第28条第1項
²⁷ 学校保健安全法施行規則第29条
²⁸ 学校保健安全法第28条

制の構築を検討することが重要である。具体的には、学校の施設・設備の設置状況や児童生徒等の多様な行動を考慮の上、専門的な点検を実施して不具合を早期に見し、適切な維持管理を実施することにより、事故を未然に防いでいくため、技術職員が在籍する首長部局との連携や民間委託等により安全点検の実施体制の強化に努めるとともに、校長からの申し出や専門的な点検により把握した不具合をできる限り早期に解決するよう努める。

さらに、国は、学校施設・設備に関する専門的な視点からの安全点検の実施体制について、実態を把握し、必要な取組を強化する。

<主要指標>

- ・専門的な視点から、学校における具体的な安全点検の方法、体制を構築している学校設置者数

(2) 施設・設備の安全性の確保のための整備

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域のコミュニケーションの拠点であり、非常災害時には地域住民の避難所等ともなることから、その安全性の確保は極めて重要である。

公立小中学校施設の約8割が築25年以上であり、安全面・機能面の不具合が発生するなど、老朽化対策は喫緊の課題である。このため、学校設置者は、学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）を踏まえ、長寿命化改修を中心とした計画的な整備を図る。その際、学校と地域が連携した地域ぐるみの学校安全・防災等の観点から、学校施設と他の公共施設との複合化・集約化を併せて検討することが求められる。また、国立学校等施設についても、約6割が築25年以上と老朽化が進行しているため、公立学校と同様に老朽化対策を推進する。

国は、学校設置者による学校施設の老朽化対策が計画的に実施されるよう、長寿命改修や複合化・集約化に係る事例集や手引書等の作成・普及に努めるとともに、国庫補助を行うために必要な予算額を確保し、学校設置者を支援する。

国立及び公立学校施設における構造体の耐震化や体育館等の吊り天井の落下防止対策はおおむね完了しているが、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策は未だ十分に進んでいない。国及び学校設置者は、児童生徒等の生命を守り、安全・安心な教育環境を実現するため、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策を引き続き推進する。

私立学校についても、引き続き、構造体の耐震化、吊り天井の落下防止対策等を推進する。

将来の発生が懸念される南海トラフ巨大地震等に備えた津波対策や、地域の流域治水の取組も踏まえつつ、近年、激甚化・頻発化する台風や豪雨等に対応した水害対策が必要である。学校施設は、災害時において、児童生徒等の安全確保とともに、地域住民の避難所としての役割も担うことから、障害の有無等にかかわらず誰もが安全かつ快適に過ごせるよう、国及び学校設置者は、職員室、特別教室や体育館の

空調、洋式トイレ、バリアフリー化²⁹、自家発電設備等の防災機能の整備を推進する。また、これらを学校における避難訓練など実践的な防災教育に活かしていくことも重要である。

学校設置者においては、学校施設の安全確保に取り組みに当たり、技術的ノウハウの不足等の課題も抱えている。このため、国は、首長部局との連携による体制強化や民間委託等による整備の事例・手法等を蓄積し発信するとともに、専門家による専門的・技術的な相談体制を構築することが必要である。

<主要指標>

- ・学校施設における老朽化対策実施率（公立・国立）
- ・学校施設における非構造部材の耐震対策実施率（公立・国立）
- ・学校施設における構造体の耐震化率（私立）

(3) 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用

過去に発生した事件・事故や災害はもとより、重大な事故等に至らなかったもののその可能性があったと考えられる事例も教訓として、類似の事故等の再発を防ぐことは重要である。事故等の再発防止には、他の事例から学び、それを未然に防ぐとすると関係者の意識や具体的な行動が伴わなければならない。

学校設置者及び学校管理職は、子供の視点や意見も踏まえつつ、学校管理下における重大事故につながり得るヒヤリハット事例を次の活動に活かすために情報共有することや、他校で起きた事例は自校でも起き得ることを想定し校内研修を進める機会を作り、事故の発生を未然に防ぐよう努める。また、各学校において、こうした事故等の防止に必要な活動が、学校安全計画や危機管理マニュアルに記載され、計画的に研修・訓練が実施されているか、各学校設置者が定期的に確認する。国は、これらの取組を推進するため、学校設置者や学校が学校安全計画や危機管理マニュアルを適切に見直すために必要な指導資料の作成・普及を行う。

<主要指標>

- ・重大事故の予防のためのヒヤリハット事例に関する校内での定期共有の状況

(4) 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等

学校の管理下において事件・事故が発生した際、学校及び学校設置者には児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うとともに、発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証、児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明、再発防止の取組など様々な取組が求められる。このため、国は平成28年3月に「学校事故対応に関する指針」（以下、「事故対応指針」という。）を作成し、事

²⁹ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」（バリアフリー法）の改正（令和3年4月施行）により、建築物（新築・増築・改修）のバリアフリー化が義務づけられることとなる。また、建築物の耐震化に関する法律（平成18年法律第91号）（耐震法）の改正（令和3年4月施行）により、建築物（新築・増築・改修）の耐震化が義務づけられることとなる。また、既存の当該建築物についても同基準への適合の努力義務が課せられた。

案発生後に学校が主体となつて行う調査や必要な場合に学校設置者が外部専門家の参画を得て行う詳細な調査に関することを含め、再発防止や発生後の対応の指針を示している。国においては、事故対応指針に沿った対応として、詳細な調査が行われた場合の報告書の提出を求め、事故情報の蓄積や学校・学校設置者・都道府県等の担当部署への周知を行っている。

しかしながら、事故等の発生後の被害者及びその家族への配慮した支援が十分に取られていないと考えられる事案や、児童生徒の死亡事故に関する国への報告がなされていない事案も見られることなど、事故対応指針の作成当初に想定していた取組が進んでいない状況にある。

このため、事故対応指針に沿った児童生徒の死亡事故等の発生に関する国への報告について、引き続き徹底を求めるとともに、学校管理下において発生した事故等の検証や再発防止に関する実効性を高めるため、事故対応指針の内容の改訂その他の必要な措置について、早期に検討を開始する。

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

(1) 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進

①学校安全に係る調査の実施及びモデル事業等の成果の周知

国は、第3次計画において学校・学校設置者が推進するとされた事項については、定期的に実施する「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」において実施状況等を把握し、分かりやすい形でその結果を公表する。

また、国は、第3次計画において推進すべきとされた事項について、モデル事業や調査研究事業等として重点的に取り組み、その成果や事例を分かりやすい形で周知する。

②学校現場における事故情報等の効果的な活用の推進

国は、学校管理下の事故等に関する情報発信を強化するとともに、的確なタイミングで事故情報等を学校設置者及び学校と共有し、実際の学校現場における効果的な活用を推進する。

具体的には、日本スポーツ振興センターに蓄積されている災害共済給付³⁰⁾に関するデータ等について、関係府省庁間での共有を図るとともに、教科や場面に応じた分かりやすい啓発資料の周知、情報共有、効果的な活用を図る。

③設置主体に関わらない取組の推進

児童生徒等の安全を守ることは学校教育の大前提であり、設置主体の違いにより必要な情報や取組に差があってはならないが、教育委員会が主催する教職員向けの研修等の多くは公立学校の教職員を対象としていることから、国立・私立学校の場、公立学校と比べ、学校安全に関する研修等に関する情報や機会が少ないことが

³⁰ 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針〜こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設〜」(令和3年12月21日閣議決定) においては、こども家庭庁が文部科学省からの修習を受け、災害共済給付を担うこととされている。

懸念される。

このため、国は、設置主体の別を問わず、全ての学校へ適切な情報や研修の機会が実質的に十分に行きわたるよう、各教育委員会や国立・私立の関係団体の協力を得るなど連携を一層強化する。

(2) 科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進

国は、学校事故の減少に向けて、学校現場で得られる情報・データを科学的に分析し、学校現場における対策の試行・効果検証までを一体的に行う調査研究を実施するなど、AI やデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組を推進する。

(3) 学校安全を意欲化する機会の設定の推進

国は、学校安全の意識を高めるための活動として、例えば、毎月の学校における「学校安全の日」の設定や、国民安全の日(7月1日)³¹⁾、防災の日(9月1日)や防災週間など安全に関連する広報・啓発の機会を捉えて、教職員や地域とともに学校安全の推進を意識化する取組を推進する。各学校の「学校安全の日」の設定においては、それぞれの地域の地理的及び歴史的特性や災害リスクなど地域の実情を踏まえた設定を推進する。また、国、地方教育行政、学校設置者、日本スポーツ振興センターの協働による優れた取組の普及を図るため、学校安全に関する情報発信を毎年、定期的・継続的に行う。

<主要指標>

- ・各学校における、定期的な「安全の日」等の設定状況

(4) 学校におけるデジタル化の進展とサイバーセキュリティの確保

学校におけるデジタル化の進展が期待される一方、大きな社会問題となっているランサムウェアによる恐喝被害が学校においても確認されるなど、学校におけるサイバーセキュリティの確保は喫緊の課題となっている。こうした課題に適切に対処するため、国は、警察等の関係機関と連携しながら、教育委員会における教職員に対するサイバーセキュリティに関する研修の充実を促進する。

(5) 学校安全に関する施策のフォローアップ

国は、第3次計画に基づく施策の進捗状況について毎年度フォローアップを行い公表するとともに、計画期間中における成果や課題、情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

³¹ 昭和35年5月、国民各界の一致した要望の下、産業安全、交通安全、水災予防、学校安全、海難防止等を第一とした安全運動の連携と、これら安全運動の共通の基礎となる安全意識の高揚、安全水準向上のための国民運動展開のため創設。

指針の目的・
対象・構成

事故発生
の未然
防止

事故発生に備え
た事前の
取組等

事故発生後
の対応の
流れ

調査の実施
基本調査・
詳細調査

再発防止策
の策定・
実施

被害児童生徒等
の保護者
への支援

参考資料

参考様式

学校事故対応に関する指針【改訂版】

文 部 科 学 省

学校事故対応に関する指針【改訂版】

はじめに

文部科学省は、平成26年度に「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議を設置し、学校管理下での事件・事故・災害における学校及び学校の設置者の対応に係る調査、学校の危機管理の在り方や再発防止を含む事故を未然に防ぐ取組、第三者委員会等による調査組織の必要性や在り方等についてヒアリングを行った上で、平成28年3月に「学校事故対応に関する指針（以下、「指針」という。）」を策定しました。

その後、指針を踏まえた取組が各地で進められる中で、策定から約6年が経過した令和4年3月25日に閣議決定された「第3次学校安全の推進に関する計画」においては、被害児童生徒等及びその家族への配慮した支援が十分に取られていないと考えられる事案があることや、死亡事故に関する国への報告がなされていない事案も見られることを指摘した上で、指針策定当初に想定していた取組について実効性を高める観点から、指針改訂等の措置について早急に検討を開始する必要性があることが示されました。

こうした状況を踏まえ、令和4年度には文部科学省に「学校安全の推進に関する有識者会議」を設置し、指針の見直しに向けた検討を開始しました。令和5年度には前年度の議論を引継ぎ、指針改訂に向けた専門的な議論を進めるため「学校事故対応に関する指針の見直しワーキンググループ」を同有識者会議の下に設置し、学校の設置者等へ学校事故対応に関する実態調査やヒアリング等を実施しつつ、指針の実効性を高めるための検討を重ね、令和6年3月、指針（改訂版）を取りまとめました。

学校の危機管理の目的は、児童生徒等や教職員の生命や心身の安全を確保することにあります。学校においては、児童生徒等が生き生きと学習や運動等の活動を行うためには、児童生徒等の安全の確保が保障されることが最優先されるべき不可欠の前提です。しかし、学校の管理下における様々な事故や不審者による児童生徒等の切りつけ事件、自然災害に起因する死亡事故など、全国の学校においては、重大事件・事故災害が依然として発生しています。

学校の管理下において事件・事故災害が発生した際、学校及び学校の設置者は、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うとともに、発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証はもとより、児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明、再発防止などの取組が求められます。

この指針（改訂版）では、これまでの重大事故等を踏まえた未然防止や事故発生に備えた事前の体制整備等の取組、被害児童生徒等及びその家族への配慮した支援、事故等の検証や再発防止、死亡事故等の発生に関する国への報告等の実効性を図るため、記述の充実を図るとともに、学校や学校の設置者、都道府県等担当課において、当該指針を参考に着実な実施を進めていくためのチェックリストを備えています。

学校、学校の設置者、都道府県等担当課においては、それぞれの実情を踏まえつつ、本指針を踏まえ、事前の体制整備、事故発生時の対応、連絡系統の確認など事故対応に関する共通理解を十分に図っていただき、適切な対応をお願いします。

文部科学省においても、各学校や学校の設置者、都道府県等担当課と連携しながら、児童生徒等が安全に安心して学習して学習できる環境の確保に取り組みをまいります。

令和6年3月

目次

はじめに

1 本指針の目的・対象・構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2 事故発生の未然防止

- (1) 重大事故・ヒヤリハット事例の共有と活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 各種マニュアルの策定・見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (3) 教職員の危機管理に関する資質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (4) 安全点検の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (5) 安全教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

3 事故発生に備えた事前の取組等

- (1) 緊急時対応に関する事前の体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (2) 保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備・・・・・・・・・・・・ 12
- (3) 事前の取組等の推進に当たって
 - (3-1) 学校安全計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (3-2) 事故発生に備えた取組（詳細調査委員会の設置を含む）について・・ 13

4 事故発生後の対応の流れ

- 4-1 事故発生直後の取組
 - (1) 応急手当の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (2) 被害児童生徒等の保護者への連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (3) 現場に居合わせた児童生徒等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

4-2 初期対応時（事故発生直後～事故後1週間程度）の取組

- (1) 危機対応の態勢整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (2) 被害児童生徒等の保護者への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (3) 学校の設置者等への事故報告、支援要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (4) 国への一報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 報告、支援要請連絡系統図
- (5) 基本調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (6) 保護者への説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (7) 記者会見を含む情報の公表及び関係機関との調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

4-3 再発防止に向けた中長期的な取組（事故後1週間程度経過以降）：詳細調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

5 調査の実施（基本調査・詳細調査）

- 5-1 調査の目的・概要及び目標
 - (1) 調査の目的・概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - (2) 調査の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

指針・目的・構成

5-2 基本調査の実施 (原則として、学校が実施)
(1) 基本調査の対象 24
(2) 基本調査の実施主体 24
(3) 基本調査の実施に当たったの留意事項・手順 25
(3-1) 関係する全教職員からの聴き取り 26
(3-2) 事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取り 26
(3-3) 関係機関との協力等 27
(4) 情報の整理・再発防止策の検討・報告 27
(5) 基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり 28

事故発生前の組織等

5-3 詳細調査への移行の判断
(1) 詳細調査の概要・移行の判断主体 30
(2) 詳細調査に移行すべき事案の考え方 30

対応の流れ

5-4 詳細調査の実施
(1) 詳細調査の実施主体 32
(2) 詳細調査委員会の設置 32
(2-1) 詳細調査委員会の構成等 32
(2-2) 詳細調査の計画・実施手順 33
(3) 被害児童生徒等の保護者からの聴き取りにおける留意事項 34
(4) 事故に至る過程や原因の調査 (分析評価) と再発防止・学校事故予防への提言 34
(5) 報告書の取りまとめ 35

策定・防止策の実施

6 再発防止策の策定・実施
(1) 詳細調査委員会の報告書等の活用 37

被害児童生徒等の保護者への支援

7 被害児童生徒等の保護者への支援
(1) 被害児童生徒等の保護者への関わり 39
(2) 児童生徒等の心のケア 41
(3) 災害共済給付の請求 42
(4) 中立的立場で事故に係る対応を支援する「支援担当者」の設置 42

参考資料

おわりに
参考資料
(事故発生後の対応の流れ (概要版)、安全点検、緊急時対応、心停止が疑われる場合の応急手当、遺族等への関わり 等) 45
(学校用・学校の設置者用・都道府県等担当課用チェックリスト、報告様式 等) 54
参考文献 82
学校安全の推進に関する有識者会議について 84

参考様式

指針・目的・構成

1 本指針の目的・対象・構成

(目的)

本指針は、学校の管理下における事故の未然防止を図るとともに、事故が発生した際、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うこと
児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明を行うこと
これまでの安全対策の検証や発生原因の究明を行うこと
再発防止などの取組を行うこと

により事故の被害を最小限にとどめ、学校、学校の設置者、都道府県等担当課が組織的に対応していくことを目的に作成している。

(対象)

本指針の対象とする「事故」は、原則として、学校の管理下 (本指針においては登下校中に発生した事故もその対象に含まれる) で発生した事故とする。なお、以下に示す事案についてはそれぞれの実情に応じた既存の指針等が整備されていることから、一義的には以下の指針等に基づいた対応を行うこととし、それによらない部分については、本指針を参考とすること。(★)
幼稚園及び認定こども園における事故
教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン (平成28年3月 内閣府・文部科学省・厚生労働省)

※子ども・子育て支援新制度における「施設型給付」を受けない幼稚園は本ガイドラインの対応には含まれないが、本ガイドラインを参考に適切な対応が行われるようにすること
いじめの重大事態
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (平成29年3月 文部科学省)

通知「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂について (平成26年7月1日 付け26文科初第416号)
子供の自殺が起きたときの背景調査の指針 (平成26年7月 文部科学省)

※いじめが背景に疑われる場合は「いじめ防止対策推進法」に規定する「重大事態」として、法律に基づいた対応を行うこと。
学校給食における食物アレルギー事故
学校給食における食物アレルギー対応指針 (平成27年3月 文部科学省)

(構成)
本指針は、上記目的を達成するために、
事故発生後の未然防止策
事故対応に備えた事前の取組等
事故発生後の対応の流れ
調査の実施

参考資料
被害児童生徒等の保護者への支援

参考資料

被害児童生徒等の保護者への支援

参考様式

対象・目的・構成

・再発防止策の策定と実施
・被害児童生徒等の保護者への支援 等
について、学校、学校の設置者、都道府県等担当課、国において実施すべき内容をまとめたものである。(★)
※) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項に定める、「災害共済給付」の対象となる「学校の管理下」参照

【本指針で使用する用語の解説】

学校：本指針における「学校」とは、学校教育法第1条に定める学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。
学校の設置者：公立学校の場合は学校を設置・管理する教育委員会、私立学校の場合は学校法人等、国立大学法人が設置する附属学校の場合は国立大学法人をいう。

都道府県等担当課：都道府県教育委員会、都道府県私学担当課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課をいう。

詳細調査委員会：学校の設置者の下に設置する事件の詳細を調査する委員会をいう。外部専門家が参画するなどし、調査の公平性・中立性を確保することとされる。

★：【別紙】Q&A（学校事故対応に関する指針の運用に関すること）

チェックリスト：本指針に基づく取組を確認するための学校、学校の設置者、都道府県等担当課別のチェックリスト [【参考様式1、2、3】](#)

対象・目的・構成

(1) 重大事故・ヒヤリハット事例の共有と活用
全国の学校等で発生した重大事故をはじめ、校内等で発生したヒヤリハット事例も教職員間で共有することは、実効性ある学校安全の体制を構築する上で非常に重要である。

学校

○ 国等からの重大事故の情報（詳細調査（「5-4 詳細調査の実施」参照）等の分析を含む）や各種事故情報及び、同様の事故の未然防止のための注意喚起の通知を、教職員間で共有するとともに、校内で発生しただけがや、ヒヤリハット事例についても共有し、重大事故が発生する前に対策を講じる必要がある。

※独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）のWEBサイトから閲覧できる「学校等事故事例検索データベース」や「学校等の管理下の災害」からも、事故発生後の未然防止を進める上で参考となる全国の学校等で発生した重大事故の情報を入手することが可能である。

とりわけ学校内での死亡事故の死因の多数が突然死であることを周知し、児童生徒が倒れた場を想定した訓練を計画するなど、突発に即した対応を図ることが重要である。(★)

○ 学校は、あらゆる機会を活用して安全に関する教職員間の情報交換・情報の蓄積ができる仕組みを構築し、研修等により教職員の危機管理に関する資質の向上につなげる。

学校の設置者

○ 日頃から学校で発生した重大事故又は繰り返し発生している事故の情報収集に努めるとともに、国からの事故情報及び未然防止のための注意喚起の通知や、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）からの発表される事故情報等を速やかに所管の学校に周知・共有すること等により、事故の未然防止に努める。

都道府県等担当課

○ 日頃から学校事故の情報収集に努めるなど、都道府県教育委員会は域内の市区町村教育委員会に対し、都道府県等担当課は所轄の学校に対し、国からの再発防止等に関する情報も含めた学校事故の事例や傾向を提供し、必要な事故防止策等にかかる支援・助言を行うことが求められる。

国

○ 本指針等に基づいて実施された詳細調査に係る事故事例の情報や、全国の学校等における事故情報を収集するとともに、収集した事故事例等の分析等を行い、適宜、都道府県等担当課を通じて学校設置者や学校等に対して再発防止等に関する情報を発信する。

◆独立行政法人日本スポーツ振興センター
災害共済給付 Web 学校等事故事例検索データベース URL
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/school/anzen_school/tabid/822/Default.aspx

◆学校安全ポータルサイト「文部科学省×安全教育」
（「学校事故対応に関する指針・事故事例共有資料」等参照）
<https://anzenyoku.mext.go.jp/>



対象・目的・構成

・再発防止策の策定と実施
・被害児童生徒等の保護者への支援 等
について、学校、学校の設置者、都道府県等担当課、国において実施すべき内容をまとめたものである。(★)
※) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項に定める、「災害共済給付」の対象となる「学校の管理下」参照

【本指針で使用する用語の解説】

学校：本指針における「学校」とは、学校教育法第1条に定める学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。
学校の設置者：公立学校の場合は学校を設置・管理する教育委員会、私立学校の場合は学校法人等、国立大学法人が設置する附属学校の場合は国立大学法人をいう。

都道府県等担当課：都道府県教育委員会、都道府県私学担当課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課をいう。

詳細調査委員会：学校の設置者の下に設置する事件の詳細を調査する委員会をいう。外部専門家が参画するなどし、調査の公平性・中立性を確保することとされる。

★：【別紙】Q&A（学校事故対応に関する指針の運用に関すること）

チェックリスト：本指針に基づく取組を確認するための学校、学校の設置者、都道府県等担当課別のチェックリスト [【参考様式1、2、3】](#)

対象・目的・構成

(1) 重大事故・ヒヤリハット事例の共有と活用
全国の学校等で発生した重大事故をはじめ、校内等で発生したヒヤリハット事例も教職員間で共有することは、実効性ある学校安全の体制を構築する上で非常に重要である。

学校

○ 国等からの重大事故の情報（詳細調査（「5-4 詳細調査の実施」参照）等の分析を含む）や各種事故情報及び、同様の事故の未然防止のための注意喚起の通知を、教職員間で共有するとともに、校内で発生しただけがや、ヒヤリハット事例についても共有し、重大事故が発生する前に対策を講じる必要がある。

※独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）のWEBサイトから閲覧できる「学校等事故事例検索データベース」や「学校等の管理下の災害」からも、事故発生後の未然防止を進める上で参考となる全国の学校等で発生した重大事故の情報を入手することが可能である。

とりわけ学校内での死亡事故の死因の多数が突然死であることを周知し、児童生徒が倒れた場を想定した訓練を計画するなど、突発に即した対応を図ることが重要である。(★)

○ 学校は、あらゆる機会を活用して安全に関する教職員間の情報交換・情報の蓄積ができる仕組みを構築し、研修等により教職員の危機管理に関する資質の向上につなげる。

学校の設置者

○ 日頃から学校で発生した重大事故又は繰り返し発生している事故の情報収集に努めるとともに、国からの事故情報及び未然防止のための注意喚起の通知や、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）からの発表される事故情報等を速やかに所管の学校に周知・共有すること等により、事故の未然防止に努める。

都道府県等担当課

○ 日頃から学校事故の情報収集に努めるなど、都道府県教育委員会は域内の市区町村教育委員会に対し、都道府県等担当課は所轄の学校に対し、国からの再発防止等に関する情報も含めた学校事故の事例や傾向を提供し、必要な事故防止策等にかかる支援・助言を行うことが求められる。

国

○ 本指針等に基づいて実施された詳細調査に係る事故事例の情報や、全国の学校等における事故情報を収集するとともに、収集した事故事例等の分析等を行い、適宜、都道府県等担当課を通じて学校設置者や学校等に対して再発防止等に関する情報を発信する。

◆独立行政法人日本スポーツ振興センター
災害共済給付 Web 学校等事故事例検索データベース URL
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/school/anzen_school/tabid/822/Default.aspx

◆学校安全ポータルサイト「文部科学省×安全教育」
（「学校事故対応に関する指針・事故事例共有資料」等参照）
<https://anzenyoku.mext.go.jp/>



対象・目的・構成

未然防止の未

事前の準備等

対応の発生後の

調査の実施

再発防止策の実施

児童生徒等の保護への配慮

参考資料

参考様式

(2) 各種マニュアルの策定・見直し

- 事故等の発生の際に、教職員の迅速かつ適切な対応が、組織的に行われるようにするために、危機管理マニュアルの策定が不可欠であるとともに（学校保健安全法第29条で各学校に策定が義務付けられている。）、毎年度、訓練等の結果を踏まえて、絶えず検証・見直しを行い、実効性のある危機管理マニュアルに改訂することが重要である。
- 事故発生の未然防止のために必要な事項は、危機管理マニュアルに定め、そのことを実践することが必要である。
- 危機管理マニュアルの見直しに当たっては、全国の学校等で発生した重大事故や、校内等で発生したヒヤリハット事例も踏まえ、適宜、自校の状況に照らして、検討していく必要がある。
- 危機管理マニュアルの策定・見直しに当たっては、以下の資料等も参照されたい。

◆「学校の危機管理マニュアル作成の手引」
<https://anzenyokoku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisvou-all.pdf>

◆「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」
 （解説編）「サンブル編」参照
<https://anzenyokoku.mext.go.jp/mextshiryou/data/kikikamri/kikikamri-all.pdf>

◆「学校安全ポータルサイト「文部科学省×安全教育」」
 （「都道府県・指定市教育委員会が作成した資料」等参照）
<https://anzenyokoku.mext.go.jp/>

学校の設置者

- 学校が策定する危機管理マニュアルについて、事故や災害等から児童生徒等の安全を確保できるものになっているかを定期的に点検し、不備があれば、指導・助言により、是正を促す必要がある。

（参考）学校保健安全法

（学校安全に関する学校の設置者の責務）
第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
（危険等発生時対応要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の事情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対応要領」という。）を作成するものとする。
二 校長は、危険等発生時対応要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

(3) 教職員の危機管理に関する資質の向上

- 教職員は、事故の発生を未然に防ぐとともに、万が一事故が発生した場合は、児童生徒等の安全確保を優先し、被害を最小限にとどめ、事故に遭った被害児童生徒等の心のケアやその保護者の支援などについて十分な対応を行うことが大切である。そのためには、心構えも含めて教職員の資質を高めておくことが必要であり、各学校は、教職員の危機管理に関する資質の向上を図る研修等を通じて、教職員個々に、状況に応じた判断力や機敏な行動力等の対応能力を高めることが重要である。
- 研修等の実施に当たっては、あらゆる危険事象について教職員のみで全て対応できるようにするということではなく、危機等発生時に、まずは児童生徒等の安全を確保し、被害を最小限にとどめるための備えをしておくという観点をも重視すべきである。
- 具体的には、各学校において、以下のような取組が求められる。

- ・ 学校における重大事故の実態、ヒヤリハット事例の共有
- ・ 各学校の学校安全計画に、危機管理についての研修等を位置付ける
- ・ 「事前」、「発生時」、「事後」の三段階の危機管理に対応した校内研修の実施

事故等の発生を未然に防ぐ・発生に対して備える「事前」の危機管理

※主に「2 事故発生の未然防止」に関する内容

- ・ 様々なケースに対応した防災避難訓練、防犯避難訓練の実施
- ・ 不審者の侵入等、異常事態に気付くことができる体制の整備
- ・ 施設設備のリスクの発見・共有
- ・ 安全教育の充実に関する事等

事故等の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑える「発生時」の危機管理

※主に「3 事故発生に備えた事前の取組等」に関する内容

- ・ 児童生徒等の安全確保に関する役割分担等の確認
- ・ 事件・事故災害発生時の対応訓練の実施 等
 - ▶ 児童生徒等が倒れたことを想定した対応訓練の実施
 - ▶ 応急手当（心肺蘇生、AEDの使用含む。）等の技法等の習得
 - ▶ エビベン®の使用を含むアナフィラキシーショックへの対応に関すること
 - ▶ 被害児童生徒等及びその保護者への対応
 - ▶ 緊急時の連絡・通報・情報共有体制の確認

危機が一旦収まった後の対応、再発の防止等を図る「事後」の危機管理

- 主に「4 事故発生の流れ、5 調査の実施（基本調査・詳細調査）、6 再発防止策の策定・実施、7 被害児童生徒等の保護者への支援」に関する内容
 - ・ 正しい情報の早期の把握
 - ・ 基本調査の実施方法に関する事等
 - ・ 保護者等への説明や児童生徒等（教職員を含む）の心のケアを行う体制の確認
 - ・ 発生した事故等の検証・得られた教訓から再発防止に向けた対策 等
- その他、校内の事故統計や事故事例、安全点検の結果や日本スポーツ振興センター等の事故災害情報等を活用した安全な環境の整備に関する研修等が考えられる。

指
対
象
針
・
目
的
構
成

事
故
防
止
策
の
未
成
熟

事
故
発
生
前
の
予
め
の
備
え
等

事
故
発
生
後
の
対
応
策

調
査
の
実
施
策
略

再
発
防
止
策
の
実
施

培
養
取
組
み
等
の
課
題
へ
の
対
応

参
考
資
料

参
考
様
式

- 研修・訓練の事例や研修資料として、以下も参照されたい。

◆ 「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」

(学校安全推進のための教職員向け研修・訓練実践事例集 参照)

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/kikikanri/kikikanri-sa11.pdf>



◆ 「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/jikoshishinseiri.pdf>



- 訓練を実施する場合は、事件・事故災害が発生した初動時に、教職員が慌てず冷静に対処できるよう、以下の点に留意して実施することが必要である。

- ・危機管理マニュアルを踏まえて実施すること
- ・事件等発生時に、教職員が迅速に危機管理マニュアルを参照できるよう、危機管理マニュアルの要約版の保管場所や、緊急時に使用するAED等の救命や避難等に必要器具等の設置場所についても訓練時に確認すること
- ・被害児童生徒等の生命に関わる緊急事案については、救命処置が秒を争うことから、管理職への報告よりも救命処置を優先させ迅速に対応することが必要であることも確認すること

- ・119番通報の際には傷病者の状況を伝え指指令員からの口頭指導を受けながら適切に対応すること
- ・そのため事故現場からいち早く通報が行えるよう体制を整えること

- 学校安全に係る教職員の研修・訓練は、できる限り新年度の早期に行うこと。
- 危機対応訓練の一つとして、避難訓練は、児童生徒等が自ら判断し、安全な行動が取れる能力を養うための活動であると同時に、学校の危機管理上必要な業務として行う学教職員の活動であることを理解する。また、危機対応訓練においては、形式的・表面的な訓練とならないよう、想定場面を絶えず見直すことで、児童生徒等及び教職員が災害に対する危機意識を持てるように実施する。

- 例えば、児童生徒等に対する理解や課題についての教職員間の連携、情報共有の在り方など、日頃の教育実践の見直し、点検を行うことは、危機対応訓練にも資するものである。

- 都道府県教育委員会等が開催する、学校安全教室の講師となる教職員等を対象とした指導法等の講習会には、各学校から積極的に教職員を派遣し、資質の向上に努めることが求められる。

学校の設置者

- 学校における教職員の危機管理に関する研修等が着実に実施され、その充実が図られるよう、研修機会の情報提供や研修・訓練の実施状況の確認等を行っていくことが求められる。

- 過去の事故事例や日本スポーツ振興センター等の事故災害情報等を参考にすると、事故対応に当たった際の知見を得ておく必要がある。

国

- 教員研修の充実や教職課程における取扱いの充実を促進する。

(4) 安全点検の実施

学校

- 学校の施設及び設備等を安全に保つことは学校安全の基本であり、安全点検は、学校保健安全法第27条及び学校保健安全法施行規則第28条に定められているとおり、計画的に実施する必要がある。(【参考資料2】参照)

学校の設置者

- 校舎等からの転落事故、遊具による事故、固定していない備品による地震の際の被害等、過去の事故が繰り返されることの無いよう、定期・臨時・日常の安全点検の中で、施設設備の不備や危険箇所の点検・確認、改善等を学校と学校の設置者が連携を図りながら実施していくことが求められる。
- 緊急時に使用するAED等の救命や避難等に必要器具等は、児童生徒等の命を守る上で重要なものであることから、使用可能な状態にあるかについても適宜点検し、使用できない状況にある場合には、学校の設置者と連携するなど、速やかに改善等を行う必要がある。
- 各学校、学校の設置者においては、国で作成した「学校における安全点検要領」等を参照するなど、安全管理を徹底されたい。

(参考) 学校保健安全法

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する連字を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならぬ。

(参考) 学校保健安全法施行規則

(安全点検)

第二十八条 法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行われなければならない。二学校においては、必要があるときは、同時に、安全点検を行うものとする。

対象・目的・構成

事故防止の未

事故発生前の体制整備等

事故発生後の対応の流れ

調査の実施
実施調査・詳細調査

策定・防止策の実施

緊急児童生徒等の保護への対応

参考資料

参考様式

(5) 安全教育の充実 学校

- 学校安全を図る上では、教職員の研修だけでなく、児童生徒等自身が安全について学び、自ら危険を回避できる行動がとれるよう、安全教育の充実が重要である。各学校においては、安全教育の意義・目標を確認し、学校安全計画に基づき、教科等における指導のみならず、教育活動全体を通じて、その充実を図ることが期待される。
- 現行の学習指導要領においては、防災を含む安全に関する教育の目標が強化され、また小学校においても救命実習を実施する例が増加し、救急の現場で児童生徒が教職員や大人を手伝って活躍する事例も増えている。この面での指導の充実を図ることによって、重大事故の未然防止につながることも期待できる。
- 安全教育の充実にあたっては、以下の資料等を参照して取り組まれない。

◆**学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育**
(第2章 学校における安全教育) 参照)
https://anzanboukoku.mext.go.jp/mextshiryow/data/ss/ikatso03_h31.pdf

◆**学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン**
(学校安全推進のための教職員向け研修・訓練実践事例集 参照)
<https://anzanboukoku.mext.go.jp/mextshiryow/data/kikikanri/kikikanri-a11.pdf>



3 事故発生に備えた事前の取組等

(1) 緊急時対応に関する事前の体制整備

学校

- 事故等発生時の緊急時に備え、以下のような事前の体制整備を進めておく必要がある。
- ・校長が責任者となり、危機対応に当たって、安全を担当する教職員が中心となって組織的に活動できる体制を校務分掌等によりあらかじめ示しておく。
- ・教職員はそれぞれの状況に応じて平常時から役割を分担し、連携を取りながら学校安全に関する活動を進めておく。
- ・学校安全の中核となる教職員を中心に、日常的、定期的に職員会議、学年会、校内研修等あらゆる機会を活用して、意図的に協議・情報共有を進めておく。
- ・管理職や担当教職員が出張等で不在の場合でも組織的な対応が行えるよう、事故発生時の指揮命令者を明確にするとともに、事故発生時の役割と業務内容を全教職員が共通理解しておく。(参考資料3参照)

例) >役割分担表を職員室等の見やすい場所に掲示

>学校安全計画に基づく定期的・組織的に事故発生時の対応について訓練の実施
又はマニュアルの読み合わせ等による、各自の役割と業務内容の確認 等

・児童生徒が意識を失って倒れたなどの緊急事案では、駆けつけた教職員の中で直ちに指揮命令者を決めて組織的に対応する。そのため想定訓練を実施しておくとともに、誰もを取り組めるよう体制整備を図っておく。

例) >事故現場からの119番通報の仕方や、救急現場での役割分担一覧表を名札などに入れて常時携帯する 等
・児童生徒に対してしても、人が倒れた時の心肺蘇生の方法やAED使用の重要性を教えておく。

・学校外での学習時や部活動等における事故の場合についても、現地における安全確認を実施し、各教職員の役割分担や連絡の取り方、事故対応の手順についてもあらかじめ定めておくとともに、連絡先リストを作成しておく。

例) >あらかじめ、現地における危険箇所の把握等による安全確認とともに、交通事情、連絡の方法、救急病院等の医療機関の有無などを詳しく調査する 等
・休日等の勤務時間外に事故・災害が発生した場合に備え、連絡先リストを作成しておくことを含め管理職等への連絡体制を整備しておく。

・「学校生活管理指導表」等から、児童生徒等の運動制限やアレルギーマニユアルの有無等を把握するとともに、把握した情報を、個人情報取り扱いに留意した上で、全教職員で共有できる仕組みを構築しておく。

例) >各教職員が各自の役割において、行動制限やアレルギーマニユアルの読み合わせ等を確認する等
あらかじめ明確にし、事前の訓練やマニュアルの読み合わせ等の場で確認する 等

※関連する教職員研修については、2(3)も参照すること。

対指
象針
・
目
構
成
的

(2) 保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備

- 学校における安全に関する取組や事件・事故等が発生した場合の対応を、事前に保護者と共有しておくことは重要であり、以下のような取組が必要である。
 - ・ 学校では、日常生活全般における安全確保につながるよう、児童生徒等が発達の段階に応じて危険予測・危険回避できるよう指導していることや、学校、家庭及び地域社会の安全に貢献できるような指導していることを家庭に知らせる。
 - ・ 在校園時等において事件・事故等が発生した場合の、児童生徒等の安全確保や連絡体制等について、家庭に知らせ、対応の共有を図っておくとともに、連絡先リストを作成しておく。

事
故
発
生
前
の
防
止
策
等

- 学校安全活動を充実させ、児童生徒等の安全をより確実に図るためには、家庭、地域、関係機関等と連携を図ることが必要である。例えば、以下の団体等と意図的・意図的な連携をすることは、学校安全活動の推進に効果的と考えられる。

- ・ PTA（保護者）、地域の住民・ボランティア
- ・ 各地域の警察署、消防署、市区町村の防災担当部署、近隣の学校
- ・ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校近隣の保健医療機関
- ・ その他学校現場と関係を有する者・団体

事
故
発
生
後
の
流
れ

- その際、学校と地域が目標や課題を共有し協議することができるとともに、地域の委員会として選任するなどして、日常的に連携・協働する関係を構築することも効果的と考えられる。

調
査
の
実
施
策
再
防
止
策
の
策
再
防
止
策
の
策

- 学校は、地域の実情に応じて、以下のような場を設置・活用するなど、学校の取組や体制、児童生徒等の状況について情報を発信して共有するとともに、地域との信頼関係を築き連携・協働を進めることが重要である。
- ・ 警察などの関係機関、団体との意見交換等の場（学校運営協議会、学校警察連絡協議会、地域学校安全委員会等）

参
考
資
料

- ・ 通学路の交通安全の確保のため、「通学路交通安全プログラム※」に基づき取組を推進する協議会等の場
- ※各地域の関係機関等が連携して地域全体で通学路の安全確保を効果的に行うことを目的とした取組

参
考
資
料

- ＜通学路の交通安全の確保のための推進体制（協議会等）に関する通知＞
（平成31年3月8日付け通知）https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1417907.htm
- （令和5年6月28日付け通知）https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416886_00018.htm

参
考
資
料

- 事故の未然防止や事故発生時の対応（調査実施の判断や調査の実施を含む）に備える観点から、日頃から学校安全に知見を有する者（第三者）との関係を構築することも有効である。

対指
象針
・
目
構
成
的

(3) 事前の取組等の推進に当たって (3-1) 学校安全計画について

- 学校安全計画（年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画）に、以下の内容を盛り込む。
 - ・ 避難訓練等も含めた安全教育
 - ・ 学校の施設及び設備の安全点検
 - ・ 教職員の研修等

事
故
発
生
前
の
防
止
策
等

- 教職員の共通理解の下、計画に基づく取組を進めていく（教職員の共通理解の形成についての具体的な取組は上記2（3）を参照のこと）

事
故
発
生
後
の
流
れ

- 各学校における計画の作成と実行、評価、改善について必要な指導・助言を行い、その内容の充実にも努める。

調
査
の
実
施
策
再
防
止
策
の
策

- 都道府県等担当課
- 所轄の学校等が行う取組に対して必要な支援・助言を実施する。
- 都道府県・指定都市教育委員会等が実施する教員研修において、危機管理の知識や視点に関する内容を取り扱う等により、教職員の資質向上に努める。

参
考
資
料

- 都道府県等担当課
- 所轄の学校等で行う取組に対して必要な支援・助言を実施する。
- 都道府県・指定都市教育委員会等が実施する教員研修において、危機管理の知識や視点に関する内容を取り扱う等により、教職員の資質向上に努める。

参
考
資
料

- 都道府県等担当課
- 所轄の学校等で行う取組に対して必要な支援・助言を実施する。
- 都道府県・指定都市教育委員会等が実施する教員研修において、危機管理の知識や視点に関する内容を取り扱う等により、教職員の資質向上に努める。

参
考
資
料

- 都道府県等担当課
- 所轄の学校等で行う取組に対して必要な支援・助言を実施する。
- 都道府県・指定都市教育委員会等が実施する教員研修において、危機管理の知識や視点に関する内容を取り扱う等により、教職員の資質向上に努める。

参
考
資
料

- 都道府県等担当課
- 所轄の学校等で行う取組に対して必要な支援・助言を実施する。
- 都道府県・指定都市教育委員会等が実施する教員研修において、危機管理の知識や視点に関する内容を取り扱う等により、教職員の資質向上に努める。

参
考
資
料

- 都道府県等担当課
- 所轄の学校等で行う取組に対して必要な支援・助言を実施する。
- 都道府県・指定都市教育委員会等が実施する教員研修において、危機管理の知識や視点に関する内容を取り扱う等により、教職員の資質向上に努める。

4 事故発生後の対応の流れ

ここでは、「事故発生直後の取組」から「初期対応時（事故発生直後～事故後1週間程度）の取組」（基本調査含む）、それ以降の「詳細調査の実施」に至るまでの流れを記載している。

基本調査及び詳細調査のそれぞれのプロセスの詳細については、5（P.23）を参照されたい（【参考資料1】参照）。

詳細調査に至るまでの事故発生後の対応については、被害児童生徒及びその保護者に対して誠意をもって支援し、事故発生に係る事実を明らかにするとともに、その結果を真摯に受け止めることが必要である。そして、得られた教訓については、今後の事故防止のための安全管理や安全教育に生かし、児童生徒等の安全確保の取組を徹底することが求められる。こうした認識のもと、迅速、丁寧かつ着実な対応を行うことが重要である。なお、事故発生後の対応が滞ることのないよう、各学校は必要に応じ、学校の設置者や都道府県等担当課に相談し、国や学校安全に知見を有する第三者に助言を求めつつ、学校の対応を支援することも考えられる。

4-1 事故発生直後の取組

(1) 応急手当の実施

学校

【参考資料4, 5】参照

○ 事故発生時に優先すべきことは、事故にあった児童生徒等（以下、「被害児童生徒等」という。）の生命と健康である。事故直後は、まずは被害児童生徒等の医学的対応（応急手当）を行う。学校内の情報共有等も大事であるが、まずは被害児童生徒等の応急手当を最優先で行うことに十分留意することが必要である。

○ 事故が発生した場合には、第一発見者は、被害児童生徒等の症状を確認し、近くにいる管理職や教職員、児童生徒等に応援の要請を行うとともに、被害児童生徒等の症状に応じて、速やかに心肺蘇生、AEDの使用、気道異物除去、止血などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにする。

○ 指揮命令者（近くにいる管理職又は教職員）は、応援に駆けつけた教職員に対して役割分担を指示し、速やかに救急車の要請やAEDの手配、アナフィラキシー症状が見られる場合にはエビペン®の手配等、対応に当たる。

○ なお、呼びかけに応じないなど重篤な事故と考えられる事象が起きたときは、救命処置が秒を争うことである点を理解し、大声で応援を呼ぶ、119番通報、心肺蘇生の開始、AEDの装着など迅速に行動することが必要である。

○ 救急車を手配するための119番は通報者を限定する必要がなく、例えば「原則として管理職が119番通報を行う」といった取扱いとなっている場合には、その取扱いを見直すことも検討すべきであり、第一発見者をはじめ誰でも即座に通報できるようにする。

○ 119番通報は傷病者の状況を伝え通信指令員からの口頭指導を受けるため事故現場から直ちに行う。その際電話を切らずに、スピーカー機能があれば切り替え、両手を自由

対指
象針
・
構目
・
成的

事
故
防
止
・
救
急
手
当
の
実
施

事
故
発
生
直
後
の
取
組
等

事
故
発
生
後
の
流
れ

調
査
の
実
施
（
基
本
調
査
・
詳
細
調
査
）

再
防
止
・
防
止
策
の
実
施

被害児童生徒等への保護への配慮

参
考
資
料

参
考
様
式

にして心肺蘇生を行うとともに、通信指令員の指示を応援のメンバーと共有しながら対応する。そのため、複数の教職員等で対応することが必要である。

- 応急手当を実施する際には、以下の点に留意する。
 - ・ 管理職への報告よりも児童生徒等の救命処置を優先する。
 - ・ 救命処置において、意識や呼吸の有無が「分からない」場合は、呼吸と思えた状況が死戦期呼吸である可能性にも留意して、意識や呼吸がない場合と同様の対応とし、速やかに心肺蘇生とAED装着を実施する。
 - ・ 救急車を手配するために119番通報をすれば、消防の通信司令員から電話口で指示や指導が受けられるため、心停止かどうかの判断に迷う場合や、胸骨圧迫のやり方などが分からない場合は、遠慮することなく指示を仰ぐようにする。
 - ・ 校舎外や校外での活動時などにおいても、事故が発生した場所からの素早い119番通報や、消防の通信司令員から電話口で指示や指導を受けるといった緊急的な対応を即座に行うことができるよう、体制を整えておくことが重要である。

例) 担当する教職員の携帯電話の所持等

- ・ 教職員は事故の状況や被害児童生徒等の様子に動揺せず、またその他の児童生徒等の不安を軽減するように対応する。
- ・ 応急手当を優先しつつも、事故の発生状況や事故後の対応及びその結果について、適宜メモを残すことを心がけ、対応が一段落した時点でメモを整理する（応援に駆けつけた教職員に対し、記録担当の役割を指示する。）。

(2) 被害児童生徒等の保護者への連絡

学校

○ 被害児童生徒等の保護者に対し、事故の発生（第1報）を可能な限り早く連絡する。なお、その際には、事故の概況、けがの程度など、最低限必要とする情報を整理した上で行う。

○ 被害の詳細や搬送先の医療機関名等、ある程度の情報が整理できた段階で、第2報の連絡を行う。以後、正確かつ迅速な連絡に努め、情報の共有を図る。

(3) 現場に居合わせた児童生徒等への対応

学校

○ 学校事故では、意図的ではなくても、他の児童生徒等がもう一方の当事者（加害者）となることもある。事故に遭った本人はもとより、加害児童生徒等も傷つき、相当の心的負担がかかっていることに留意し、心のケアを十分に行う（「7（2）児童生徒等の心のケア」参照）。

○ 命にかかわるような状況に遭遇したり、それを目撃したりした場合などには、通常のストレスでは生じない精神症状と身体症状が現れることがあることを理解し、迅速に心

対象・目的
針・構
成

身の健康状態の把握を行う。なお、それらの症状は、事件・事故の直後には現れず、しばらく経ってから現れる場合があることを念頭に置く必要がある。

- 事故・災害等の状況により、現場に居合わせた児童生徒等だけでなく、学校全体の児童生徒等に対して、保護者に引渡しをしたり、保護者による登下校時の引率やボランティア等による巡回を依頼したりするなどの対応が必要である。

4-2 初期対応時（事故発生直後～事故後1週間程度）の取組

(1) 危機対応の態勢整備

学校

- 事故発生後の対応は、校長のリーダーシップの下、被害児童生徒等の保護者対応、報道対応等、チームとして対応する（「3 (1) 緊急時対応に関する事前の体制整備」参照）。

- 危機発生時には様々な対応を集中して行う必要があるため、的確な方針と実施のための人員が必要になる。学校だけでは手が回らない場合は、学校の設置者に人員の派遣等の支援を要請し、必要な人員を確保し対応に当たる。

- 事故発生後の対応を行う教職員には相当の心的負担がかかっていることに留意し、関係教職員に対する配慮も必要である。特に救命処置を実施する現場にいた教職員は強いストレス反応が生じることがあるため、メンタルヘルズケア等の実施について、学校の設置者等に支援等を求めることも考えられる。

(2) 被害児童生徒等の保護者への対応

学校

- 応急手当等、事故発生直後の対応終了後は、できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は、被害児童生徒等の保護者に対し正確に伝える等、責任をもって誠実な対応を行う。

- 被害児童生徒等の保護者に寄り添い、信頼関係にたたって事態への対応ができるよう、対応の責任者を決め、常に情報の共有化を図る。

- 被害児童生徒等の保護者の要望や状況に応じて、信頼できる第三者（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）を学校の設置者と相談の上紹介し、相談・支援が受けられるようにする。

学校の設置者

- 必要に応じて、被害児童生徒等の保護者の心情を理解し、被害児童生徒等の保護者、学校や学校の設置者をつなぐ役割を担う支援担当者確保する。（「7 (4) 中立的な立場で事故に係る対応を支援する「支援担当者」の設置」を参照）

- なお、複数の被害児童生徒等が事故等にあった場合、学校だけの対応で困難な場合があるため、複数の職員を派遣して支援対応することも考慮しておく必要がある。

(3) 学校の設置者等への報告、支援要請

学校

- 次のような事故が起こった場合には、学校の設置者に速やかに報告を行う。（★）
（参考様式4）参照

・全ての「学校の管理下（本指針においては登下校中を含む）において発生した死亡事故」
・治療に要する期間が30日以上以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故
（重篤な事故には、治療に要する期間が30日以上でなくても意識不明（人工呼吸器を装着、ICUに入る等）の場合や、身体への欠損（歯を含む）・身体機能の喪失を伴う事故等を含む。）

- 状況に応じて、学校の設置者に、必要な人員の派遣や助言等の支援を要請する。

私立・株式会社立学校の場合（★）

- ・（学校又は学校の設置者から）都道府県等担当課に事故報告を行い、必要に応じて事故対応の支援を要請する。

- 上記以外の事故についても、類似の事故発生を防ぐ観点等から、必要に応じて学校の設置者への報告等を行う。なお、校内で発生したヒヤリハット事例等も含め教職員間で共有するなど、学校において適宜調査を実施し、重大事故が発生する前に対策を講じることが必要である。

学校の設置者

- 必要に応じ、事故対応の知見を有する職員を含む複数の職員を派遣し、助言等の支援を行う。

- 同様の重大事故の発生を防ぐため、必要に応じて、所管の学校に対し速やかに注意喚起の働きかけを行うことが必要である。

- 必要に応じて、警察等の関係機関に対しても情報提供を行う。

- 市区町村教育委員会（指定都市を除く。）の場合

- ・ 都道府県教育委員会に速やかに事故発生を報告する。

- ・ 必要に応じて、都道府県教育委員会に事故対応の支援を要請する。

- 私立・株式会社立学校の場合

- ・（学校又は学校の設置者より）都道府県等担当課に事故報告を行う。

- ・ 必要に応じて、都道府県等担当課に事故対応の支援を要請する。

※ 公立学校の場合、事故の状況によっては、教育委員会会議や総合教育会議において報告等を行うことも検討すること。

都道府県等担当課

- 同様の重大事故の発生を防ぐため、必要に応じて、市区町村教育委員会や所管の学校に対し速やかに注意喚起の働きかけを行うことが必要である。

- 都道府県教育委員会の場合

- ・ 人口規模の小さな地方公共団体や都道府県等担当課において、事故対応の知見を有する職員を含む必要な派遣人員を確保することが難しい場合には、市区町村立学校

対象・目的
針・構
成

事故発生
防止
の
未
了

事故発生
前
の
態
勢
整
備
等

事故発生
後
の
対
応

調査の実
施
実
施
要
領

策再
定
防
止
策
の
実
施

被害児童
生徒等
の
保
護
者
へ
の
援
助

参
考
資
料

参
考
様
式

P.19 報告、支援要請連絡系統図参照

対象・目的
針・構
成

事故発生
防止
の
未
了

事故発生
前
の
態
勢
整
備
等

事故発生
後
の
対
応

調査の実
施
実
施
要
領

策再
定
防
止
策
の
実
施

被害児童
生徒等
の
保
護
者
へ
の
援
助

参
考
資
料

参
考
様
式

身の健康状態の把握を行う。なお、それらの症状は、事件・事故の直後には現れず、しばらく経ってから現れる場合があることを念頭に置く必要がある。

- 事故・災害等の状況により、現場に居合わせた児童生徒等だけでなく、学校全体の児童生徒等に対して、保護者に引渡しをしたり、保護者による登下校時の引率やボランティア等による巡回を依頼したりするなどの対応が必要である。

4-2 初期対応時（事故発生直後～事故後1週間程度）の取組

(1) 危機対応の態勢整備

学校

- 事故発生後の対応は、校長のリーダーシップの下、被害児童生徒等の保護者対応、報道対応等、チームとして対応する（「3 (1) 緊急時対応に関する事前の体制整備」参照）。

- 危機発生時には様々な対応を集中して行う必要があるため、的確な方針と実施のための人員が必要になる。学校だけでは手が回らない場合は、学校の設置者に人員の派遣等の支援を要請し、必要な人員を確保し対応に当たる。

- 事故発生後の対応を行う教職員には相当の心的負担がかかっていることに留意し、関係教職員に対する配慮も必要である。特に救命処置を実施する現場にいた教職員は強いストレス反応が生じることがあるため、メンタルヘルズケア等の実施について、学校の設置者等に支援等を求めることも考えられる。

(2) 被害児童生徒等の保護者への対応

学校

- 応急手当等、事故発生直後の対応終了後は、できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は、被害児童生徒等の保護者に対し正確に伝える等、責任をもって誠実な対応を行う。

- 被害児童生徒等の保護者に寄り添い、信頼関係にたたって事態への対応ができるよう、対応の責任者を決め、常に情報の共有化を図る。

- 被害児童生徒等の保護者の要望や状況に応じて、信頼できる第三者（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）を学校の設置者と相談の上紹介し、相談・支援が受けられるようにする。

学校の設置者

- 必要に応じて、被害児童生徒等の保護者の心情を理解し、被害児童生徒等の保護者、学校や学校の設置者をつなぐ役割を担う支援担当者確保する。（「7 (4) 中立的な立場で事故に係る対応を支援する「支援担当者」の設置」を参照）

- なお、複数の被害児童生徒等が事故等にあった場合、学校だけの対応で困難な場合があるため、複数の職員を派遣して支援対応することも考慮しておく必要がある。

対象・目的

未然防止

事前準備

対応の流れ

調査の実施

再発防止策

参考資料

参考様式

の事業や私立・株式会社立学校の事案に対しても、市区町村教育委員会や都道府県等担当課の求めに応じ、必要な人員の派遣や助言等の支援を行うことが望まれる。なお、その際には、必要に応じて、都道府県の危機管理部門とも連携し、対応に当たる。

- 私立・株式会社立学校の都道府県等担当課の場合
 - ・ 日頃より事故に関する情報収集に努めるとともに、学校からの求めに積極的に応じる。特に、死亡事故等の重篤な事故については、あらかじめ、学校又は学校の設置者から都道府県等担当課に対する報告の方法等を定めておくことが望ましい。
 - ・ 死亡事故等が起こった事実を把握した際には、後述する基本調査の結果を学校に求めるなど必要な措置を取るよう努める。

(参考) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (私立学校に関する事務に係る都道府県委員会の助言又は援助) 第二十七条の五 都道府県知事は、第二十二條第三号に掲げる私立学校に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(4) 国への一報

P.19 報告、支援要請連絡系統図参照

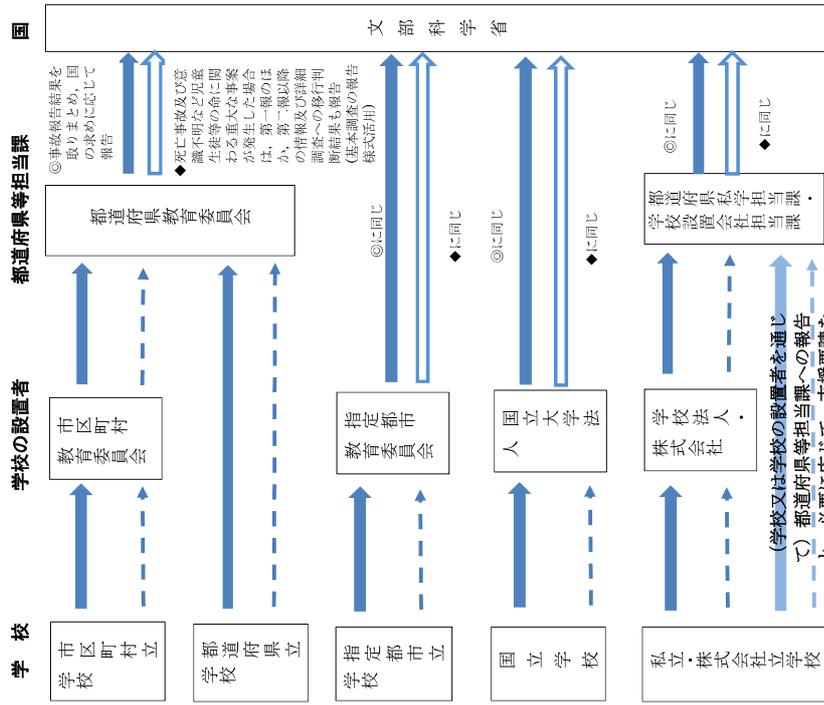
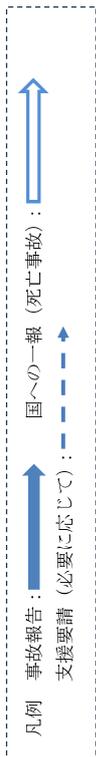
学校の設置者 都道府県等担当課

- 死亡事故及び意識不明など児童生徒等の命に関わる重大な事案が発生した場合、都道府県・指定都市教育委員会、国立学校の設置者及び私立・株式会社立学校の都道府県等担当課は、国まで一報を行う。(★)

- 死亡事故以外においても、事故の重大性を鑑み、国から都道府県等担当課を通じて、事故概要の情報提供を求める場合がある。
- 報告を基に、全国の学校における類似の事故防止に役立てる。
- なお、上記に限らず、「6 再発防止策の策定・実施」に記載のとおり、報告された詳細調査報告書の概要や、全国の学校における事故等の状況報告を基に有識者会議等による検討・分析の結果も類似の事故防止に役立てる。

報告、支援要請連絡系統図

- 「4-2 (3) 学校の設置者等への報告、支援要請」及び、「4-2 (4) 国への一報」の連絡系統を取りまとめたもの。
- 後述する「基本調査」及び「詳細調査」の報告系統も同様となる。



※消費者安全法に基づく報告についても、該当する場合は別途対応を要する。

対象
・
目的
・
構成

事
・
防
・
止

事
・
前
・
の
・
備
・
え

事
・
の
・
発
・
生
・
後
・
の

調
・
査
・
の
・
実
・
施

策
・
再
・
防
・
止
・
策
・
の
・
実
・
施

保
・
護
・
者
・
等
の
・
保
・
護
・
者
・
へ
の
・
保
・
護

参
・
考
・
資
・
料

参
・
考
・
様
・
式

(5) 基本調査の実施

学校の設置者

- 学校からの報告を踏まえ、「基本調査」の実施を判断する。
- 「基本調査」の調査対象は、下記に記載のとおり、4-2(3)の報告対象である全ての「死亡事故」を実施することとし、「治療に要する期間が30日以上以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故」については、被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、特別な事情が無い場合は実施することを前提に、調査の実施を判断する。

調査対象

- 少なくとも以下の事故については「基本調査」を行うことを基本とする。(★)

■ **全ての「学校の管理下(本指針においては登下校中を含む)において発生した死亡事故」**

■ **被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、学校の設置者が必要と判断した**

■ **「治療に要する期間が30日以上以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故」**

(重篤な事故には、治療に要する期間が30日以上でなくても意識不明(人工呼吸器を装着、ICUに入る等)の場合や、身体の欠損(歯を含む)・身体機能の喪失を伴う事故等を含む。)

※ これらは、4-2(3)で、学校の設置者等への報告を求めている事案である。

学校

- 「死亡事故」及び学校の設置者が必要と判断した事故については、学校は、速やかに「基本調査」に着手し、原則として3日以内を目的に、関係する全ての教職員から聞き取りを実施すると共に、必要に応じて、事故現場に居合わせた児童生徒等への聞き取りを実施する。(★)
- 基本調査の実施方法等については、「5-2 基本調査の実施」に記載する。

(6) 保護者への説明

学校

- 被害児童生徒等以外の保護者に対しても、状況に応じて、学校から速やかに正確な情報を伝えることが必要であり、保護者間に憾測に基づく部分的もしくは偏った情報が広がることを防ぐためにも、事故・事件の深刻さ等を勘案し、状況に応じて、保護者説明会等の開催など、必要な情報共有を行う。
- 情報を発信する際には、外部に出せる情報を明確にし、①発生事実の概要、②対応経過、③今後の取組・方向性などに整理して説明する。
その際、学校の設置者と対応等について事前に協議しておくなどの連携が必要である。

対
・
象
・
指
・
針
・
の
・
目
・
的
・
構
・
成

事
・
防
・
止
・
策
・
の
・
実
・
施

事
・
前
・
の
・
備
・
え

事
・
の
・
発
・
生
・
後
・
の

調
・
査
・
の
・
実
・
施

策
・
再
・
防
・
止
・
策
・
の
・
実
・
施

保
・
護
・
者
・
等
の
・
保
・
護
・
者
・
へ
の
・
保
・
護

参
・
考
・
資
・
料

参
・
考
・
様
・
式

- 保護者説明会の開催等、被害児童生徒等以外の保護者への説明の際には、あらかじめ被害児童生徒等の保護者の意向を確認し、説明の内容について承諾を得た上で行う。

学校の設置者

- 学校において把握した情報等を確認するとともに、対応等について、助言・支援等を行う。
- 必要に応じて、学校が実施する説明会に学校の設置者も同席する。

(7) 記者会見を含む情報の公表及び関係機関との調整

学校

- 情報の公表のためには、正確な情報の把握が必要となる。事故に対し、警察の捜査が行われている場合は、警察が公表している情報などにより事実確認を行うなど、関係機関等からも情報を収集しつつ調整を行う。
- 報道などの外部への対応については、学校と学校の設置者で調整の上、対応窓口を一本化し、情報の混乱が生じないよう、事実を正確に発信する。
- 状況によっては、報道対応窓口を学校ではなく学校の設置者に一本化し、学校は事故直後の対応(児童生徒等・保護者対応)に専念できるように考慮する。
- 記者会見を含む情報の公表の際には、あらかじめ被害児童生徒等及びその保護者の意向を丁寧に確認し、説明内容について承諾を得た上で行う。

学校の設置者

- 報道などの外部への対応については、学校との連絡を密にして、事実が正確に発信されるよう努めること。またその際、被害児童生徒等及びその保護者の意向を丁寧に確認し、説明内容について承諾を得た上で行う。

4-3 再発防止に向けた中長期的な取組（事故後1週間程度経過以降）：詳細調査の実施

学校の設置者

- 4-2 (5) の基本調査等を踏まえ、学校の設置者が、事案の経緯や再発防止策の検討に関しより詳細な調査が必要と判断した場合には、学識経験者や医師、弁護士、学校事故対応の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で構成する詳細調査委員会を学校の設置者の下に設置し、必要な再発防止策を検討することを目的とした「詳細調査」を行う。
- 詳細調査へ移行すべき事案の考え方については、「5-3 詳細調査への移行の判断」に記載する。
- 詳細調査委員会の設置については、「5-4 詳細調査の実施」に記載する。

5 調査の実施（基本調査・詳細調査）

ここでは、4 で示した事故発生後の対応のうち、「基本調査」及び「詳細調査」の詳細を示す。

5-1 調査の目的・概要及び目標

(1) 調査の目的・概要

- 事実関係を整理する「基本調査」等により得られた情報に基づき、事故に至る過程や原因の分析を行う「詳細調査」は、いずれも、基本的に、日頃の安全管理の在り方等、事故の原因と考えられることを広く集めて検証し、今後の事故防止に生かすために実施するものである。また、時には、被害児童生徒等の保護者や児童生徒等及びその保護者の事実向き合いなどへの希望に応える役割も併せて担うものである。
- これらの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校とその設置者として、上記目的を踏まえて事実に向き合うものである。（★）

(2) 調査の目標

- これらの調査を実施することによって到達すべき「目標」については、下記のことから挙げられる。
 - ① 事故の兆候（ヒヤリハットを含む）なども含め、当該事故に関する事実を可能な限り明らかにする
 - ② 事故当日の過程（①で明らかにならなかった事実の影響を含む）を可能な限り明らかにする
 - ③ 上記①②を踏まえ今後の再発防止への課題を考え、学校での事故防止の取組の在り方を見直す

対指
象針
・の
構目
成的

事
故
防
止
策
の
未
了
結
果
等

事
故
発
生
前
の
防
止
策
等

事
故
発
生
後
の
流
れ
の
対
応

調
査
の
実
施
基
本
調
査
・
詳
細
調
査

策
再
定
・
防
止
策
の
実
施

培
養
取
組
等
の
後
進
へ
の
援
手

参
考
資
料

参
考
様
式

5-2 基本調査の実施（原則として、学校が実施）

○ 「基本調査」とは、調査対象となる事案の発生後、速やかに着手する調査であり、その時点の情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものである。

(1) 基本調査の対象

学校の設置者

○ 学校からの報告を踏まえ、下記に記載のとおり、4-2(3)の報告対象である全ての「死亡事故」を実施することとし、「治療に要する期間が30日以上以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故」については、被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、特別な事情が無い場合は実施することを前提に、調査の実施を判断する。

○ 少なくとも以下の事故については「基本調査」を行うことを基本とする。(★)

■全ての「学校の管理下(本指針においては登下校中を含む)」において発生した死亡事故」

■被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、学校の設置者が必要と判断した

「治療に要する期間が30日以上以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故」

(重篤な事故)には、治療に要する期間が30日以上でなくても意識不明(人工呼吸器を装着、ICUに入る等)、歯を含め、身体の欠損・身体機能の喪失を伴う事故等を含む。)

○ 上記以外の事故についても、形式は問わず、事故発生に至る経緯や再発防止のための対策を整理することは言うまでもなく必要である。

○ 学校からの事故の報告を受け、治療に要する期間が30日以上となる場合でも、骨折や捻挫等の事案は事故の発生状況等により、基本調査の実施の有無を判断すること。

(2) 基本調査の実施主体

学校

○ 基本調査は、事実関係を整理するため、その時点の情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものである。このため、初期対応時において最も情報を把握しやすいと考えられる学校が、原則として実施主体となり、学校の設置者の指導・支援の下、実施する。

○ 状況に応じて、学校の設置者に、基本調査に必要な人員の派遣や助言等の支援を要請する。

○ 得られた情報に基づく、事故に至る過程や原因の分析等は、原則として「基本調査」においては実施しない(「詳細調査」において行う)。

○ ただし、基本調査において、学校の設置者が詳細調査に移行するまでもなく事故等の原因が明らかとなり、再発防止策を講じることが可能と判断した場合には、学校として再発防止策の検討を行う。

(この際の再発防止策の検討に当たっては、「(4)情報の整理・再発防止策の検討・報告」を参照)

学校の設置者 都道府県等担当課

○ 事故現場に居合わせた児童生徒等が大人数の場合の聴き取り、膨大・多様な情報が集まった場合の情報の整理には時間と人員が必要となる場合がある。その際には学校の設置者及び都道府県等担当課は、人的支援を行うよう努める。なお、上記に限らず、事故の重大性を鑑み、必要があれば、学校の設置者は職員(実務経験のある職員を含む)を学校現場に派遣し、適切な指導・助言を行うとともに、学校では手が回らない部分をサポートするなどの支援を行う。

○ 私立・株式会社立学校等の設置者の場合

・ 必要に応じて、都道府県等担当課に事故対応の支援・助言を要請する。

(3) 基本調査の実施に当たっての留意事項・手順

学校

○ 基本調査において、学校の教職員や児童生徒等に聴き取りを行う際には、事故の起こった背景などの事実関係を整理するなどの聴き取りの目的を明らかにした上で、以下の事前説明を行うなどして、聴き取り対象者の負担を軽減するよう努める。

- ・ 記憶していることをできるだけ正確に思い出して話してほしいこと。
- ・ 人の記憶はあいまいなので、正確な事実だけを覚えておくわけではないこと(記憶違いのこともあること)。
- ・ 一人の記憶に頼るのではなく、他の人の話などから総合的に判断してまとめていくこと。
- ・ 「誰が何を言った」ということが、そのまま外部に出ることはないこと。
- ・ できるだけ正確に話の内容を記録するため、録音することもあるが、録音データは、調査報告としての記録作成のみに使用すること。

○ 事故に関係する教職員や事故現場に居合わせた児童生徒等への対応では、「心のケア」と「事実関係の確認」の両立を図ることに努める。

○ 聴き取り調査を行うに当たっては、聴取・記録・心のケアへの配慮という各観点が必要であり、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて実施の判断を行い、実施の際には、発言を強要しないことを留意するとともに、必ず複数の教職員で対応するとともに、状況に応じてスクールカウンセラーを同席させることも必要であると考えられる。

「首藤委員提供資料」を参考に作成

対象・目的
・構成的

(3-1-1) 関係する全教職員からの聴き取り

学校

- 事故現場に居合わせた教職員は、精神的に大きなショックを受けている可能性があることから、調査実施に当たっては、心のケア体制を整えておく必要がある。
- あらかじめ決められた役割分担（「3（1）緊急時対応に関する事前の体制整備」参照）を踏まえ、聞き取り担当者（例えば、校長や副校長・教頭等）と記録担当者を決め、関係する全教職員から、以下の手順で、聴き取りを行う。

(参考様式5参照)

- ① 原則として3日以内を目途に実施する。(★)
- ② 事故後速やかに、関係する全教職員に記録用紙を配布し、事故に関する事実を記録する。なお、事故発生直後にメモ等の記録を残していた教職員は、記録用紙を提出する際に、メモ等の記録も併せて提出する。
- ③ 記録の内容を基に、聴き取り担当者が聴き取りを実施し、記録を行う。教職員が話しやすい相手・状況かどうかも考慮し、状況に応じて、聴き取り者の変更や、支援を行う学校の設置者及び都道府県等担当職が聴き取ることも考えられる。
- ④ 記録担当の教職員は、聴き取り担当及び関係する教職員が記載した記録用紙の情報を集約し、発生状況や事故後の対応について、時系列で整理する。

(参考) 聴き取る内容の例

- ・事故数日前からの被害児童生徒等の状況で気になっていたこと
- ・疾患の有無及び内容
- ・既往症の有無及び内容
- ・事故発生時に当該教職員がしたこと、見たこと、聞いたこと
- （被害児童生徒等及び事故現場に居合わせた児童生徒等の様子）等

- 関係する教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関を受診させる。
- 部活動指導員等、外部人材が学校に派遣・配置されている場合には、当該外部人材からも聴き取りを実施する。

学校の設置者

- 事故の発生状況を踏まえ、必要に応じ、学校における関係する教職員の聞き取りを支援する。

参考資料

(3-2) 事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取り

学校

- 事故現場に児童生徒等が居合わせたりするなど、事故発生時の事実関係を整理する上で関係する児童生徒等に対して聴き取りを行う必要がある場合には、児童生徒等への聴き取り調査の実施を検討する。ただし、多数の児童生徒等から聴き取りを行う必要があるなど、短期間での実施が難しい場合は、基本調査では聴き取れる範囲で実施し、詳細調査の中で引き続き実施することも検討する。

参考様式

対象・目的
・構成的

事故防止
・児童の未

事故発生
・前の準備等

対応の発生
・流れの

調査の実施
・実施の詳細

再発防止
・策の実施の

被害児童生徒等
・への支援

参考資料

参考様式

- 事故現場に居合わせた児童生徒等は、精神的に大きなショックを受けている可能性があることから、調査実施に当たっては児童生徒等・保護者の理解・協力、心のケア体制が整っていることが前提である。聴き取りの前には、保護者に連絡して理解・協力を依頼するとともに、保護者と連携してケア体制を完全に整える。

- 学級担任や養護教諭が聴き取りをすることが考えられるが、その他の部活動顧問や担任外の教諭など児童生徒等が話しやすい教職員が別にいる場合には、聴き取る主体を限定することなく柔軟に対応することが望ましい。

- また、児童生徒等が心のケアを受ける中で、何か気になっていることがあれば自然と語れる雰囲気をつくるよう工夫する。

- 事故現場に居合わせた児童生徒等が話しやすい雰囲気を作り出すことが困難な状況においては、教職員からの聴き取りと同様に、当該児童生徒等に対し、記録用紙を配布し、事故に関する事実を記録してもらう方法を取ることも考えられる。

(3-3) 関係機関との協力等

学校

- 関係機関については、例えば、事件性のある事案の捜査や検視等を行う警察との協力、亡くなった児童生徒等と関わりのある関係機関（これまで対応していた行政機関、医療機関等）との情報共有を図る。

- 警察において捜査が継続している場合などにおいては、捜査上、情報が開示されないこともあることに留意する必要がある。その際は、学校において確認できる範囲での基本調査を実施する。

(4) 情報の整理・再発防止策の検討・報告

P.19 報告・支援要請連絡系統図参照
(参考様式4, 5参照)

学校

- 基本調査で収集した記録用紙（メモを含む）や事故報告等の連絡に用いた電子メール等は、詳細調査を行う際に重要な資料となる。すぐに廃棄することなく、一定期間保存する。

- 得られた情報の範囲内で、情報を時系列にまとめ、事実と推察は区分し情報源を明記するなどして整理し、整理した情報を学校の設置者に報告する。

- 学校の設置者が詳細調査に移行するまでもなく事故等の原因が明らかとなり、再発防止策を講じることが可能と判断した場合には、学校として再発防止策を検討し、学校の設置者に報告する。

- (私立・株式会社立学校の場合)
(学校又は学校の設置者から) 都道府県等担当課にも報告する。

対指
象針
・
構目
・
成的

○ 学校における基本調査の実施において、当該指針を踏まえた適切な対応がとられていない場合には、学校に対し適切な対応を促す指導・助言を行う。

○ 基本調査の結果を、都道府県等担当課に報告する。
○ 基本調査において、詳細調査に移行するまでもなく事故等の原因が明らかとなり、再発防止策を講じることが可能となった場合には、学校に対して再発防止策を検討するよう指示をする。その際、必要に応じて、学校の設置者も再発防止策の検討に関わる必要がある。

○ 再発防止策が検討された場合には、基本調査の結果を都道府県等担当課に報告する際に、併せて報告する。なお、再発防止策の検討に時間を要する場合には、後日、報告する。
○ 詳細調査において、事故等の原因解明や再発防止策の検討を行う場合には、基本調査ではなく、詳細調査において都道府県等担当課に報告する。

○ (都道府県・指定都市教育委員会及び国立大学法人の場合)
・ 基本調査の結果は、年度ごとに取りまとめ、国からの求めに応じ報告する。(★)
・ ただし、死亡事故及び意識不明など児童生徒等の命に関わる重大な事案に係る基本調査結果については、結果がまとまった時点で速やかに国に報告する。また、国の求めに応じ報告する。(★)

都道府県等担当課

○ 事故等の発生状況、当該指針を踏まえた基本調査実施状況について把握し、学校及び学校の設置者の発生状況、当該指針を踏まえた適切な対応がとられていない場合には、適切な対応を促す指導・助言を行う。

○ 基本調査の結果は、年度ごとに取りまとめ、国からの求めに応じ報告する。(★)
○ ただし、死亡事故及び意識不明など児童生徒等の命に関わる重大な事案に係る基本調査結果については、結果がまとまった時点で速やかに国に報告する。また、国の求めに応じ報告する。(★)

(5) 基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり

学 校 学 校 の 設 置 者

○ 被害児童生徒等の保護者との関わりを通じて得た情報は、学校と学校の設置者との間で確実に共有することが重要である。基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わりにおいては、基本的には学校が行うことが想定されるが、事故発生の重大性を鑑み、必要に応じて、学校の設置者が被害児童生徒等の保護者への事実関係の説明や今後の調査の意向を確認する必要があることも考慮する。

○ 被害児童生徒等の保護者との関わりについては、事故発生(認知)直後から無理に状況確認をするのではなく、被害児童生徒等の保護者の心情に配慮した態度で接触するとともに、基本調査やその後想定される詳細調査も念頭に置いて、意向を丁寧に確認し、今後の接触を可能とするような関係性を構築する。

対指
象針
・
構目
・
成的

○ 上記(4)で取りまとめられた基本調査の経過及び整理した情報等について適切に被害児童生徒等の保護者に説明する。

○ 事実関係の整理に時間を要することがあり得るが、必要に応じて適時適切な方法で経過説明があることが望ましく、最初の説明は、調査着手からできるだけ1週間以内を目安に行う。

○ この時点で得られている情報は断片的である可能性があり、断定的な説明はできないことに留意する。

○ 説明に矛盾が生じないよう、全教職員で事故に関する情報を共有した上で、原則として、被害児童生徒等の保護者への説明窓口は一本化する。被害児童生徒等の保護者への情報提供を行う際は正確な情報の伝達を心がけ伝達した情報に誤りがあった場合にはすぐに修正するよう心がける。

○ 事実関係を基に、事故に至る過程や原因等を調査するには、「詳細調査」に移行することが必要であることに留意する。

○ 今後の調査についての学校及び学校の設置者の考えを被害児童生徒等の保護者に伝えて、被害児童生徒等の保護者の意向を確認する。

調 査 の 実 施
基 本 調 査 ・ 詳 細 調 査

策 再
定 防
止 策
・ 実 施 策 の

被害児童生徒等の保
護者への配慮

参 考 資 料

参 考 様 式

対指
象針
・
構目
・
成的

事 故 防 止 策 の 未
然 防 止 策 の 未

事 故 防 止 策 の 未
事 故 前 の 生 活 場 所
の 再 考 査

事 故 防 止 策 の 未
事 故 前 の 生 活 場 所
の 再 考 査

調 査 の 実 施
基 本 調 査 ・ 詳 細 調 査

策 再
定 防
止 策
・ 実 施 策 の

被害児童生徒等の保
護者への配慮

参 考 資 料

参 考 様 式

5-3 詳細調査への移行の判断

(1) 詳細調査の概要・移行の判断主体

「詳細調査」とは、基本調査等を踏まえ必要な場合に、学校事故対応の専門家などが参画した詳細調査委員会において行われる詳細な調査であり、事実関係の確認のみならず、事故に至る過程を丁寧に探り、事故が発生した原因を解明するとともに、事故後に行われた対応についても確認し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指すものである。

学校の設置者

- 詳細調査への移行の判断は、基本調査の報告を受けた学校の設置者が行う。
- (市区町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く。))及び私立・株式会社立学校の設置者の場合) 必要に応じて、都道府県等担当課から支援・助言を得ることとする。
- 詳細調査に移行するかどうかの判断については、「(2) 詳細調査に移行すべき事案の考え方」を参考としながら、例えば外部専門家等の意見を求めたりして、その意見を尊重する体制とすることが望ましい。
- 詳細調査の移行の判断に当たっては、被害児童生徒等の保護者の意向に十分配慮する。

都道府県等担当課

- (都道府県教育委員会の場合)
必要に応じて、市区町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く。)に対し、支援・助言を行うこととする。
- (私立・株式会社立学校の都道府県等担当課の場合)
必要に応じて、私立・株式会社立学校又は学校の設置者に対し、支援・助言を行うこととする。

(2) 詳細調査に移行すべき事案の考え方

P. 19 報告、支援要請連絡系統図参照

(参考様式4参照)

- 原則、基本調査を行った全ての事案について詳細調査を行うことが望ましいが、少なくとも以下の場合には、詳細調査に移行する。ただし、ア)・イ)・ウ)・オ)の場合でも、保護者の詳細調査を望まない意思が明確に確認される場合は、この限りではない。(★)

ア) 当該学校の教育活動の中に事故の要因があると考えられる場合

・ 事前の安全管理体制に十分でない点が認められる など

イ) 事故発生直後の対応の中に適切ではない点が認められる場合

ウ) 基本調査により、事故の要因が明らかとならず再発防止策が検討できない場合

エ) 被害児童生徒等の保護者の要望がある場合

オ) その他必要な場合

対象・目的・構成

事故防止の未

事故発生直前の組織構築等

事故対応の流れ後の

調査の実施
基本調査・詳細調査

再発防止策の実施の

被害児童生徒等の保護者への支援

参考資料

参考様式

- 教育活動とは、体育をはじめとした各教科活動、運動会などの学校行事、部活動などの課外活動等である。

学校の設置者

- 上述の考え方や保護者の意思を十分に踏まえ、詳細調査への移行の判断を行う。
- (市区町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く。))及び私立・株式会社立学校の設置者の場合)
 - ・ 基本調査の結果を都道府県等担当課に報告する際に、詳細調査への移行の有無及び、移行しない場合の理由についても併せて報告する。
- (都道府県・指定都市教育委員会及び国立大学法人の場合)
 - ・ 死亡事故及び意識不明など児童生徒等の命に関わる重大な事案の詳細調査への移行状況について、基本調査の結果とともに、国に報告する。また、国の求めに応じ報告する。(★)

都道府県等担当課

- 詳細調査に移行しない理由について確認し、不明な点がある場合には、学校の設置者に対して確認し、必要に応じて助言を行う。
- 死亡事故及び意識不明など児童生徒等の命に関わる重大な事案の詳細調査への移行状況について、基本調査の結果とともに、国に報告する。また、国の求めに応じ報告する。(★)

国

- 学校の設置者等における詳細調査への移行に関する対応が進んでいない場合等には、必要に応じ、助言等の支援を行う。(★)

対象・目的・構成

事故防止の未

事故発生直前の組織構築等

事故対応の流れ後の

調査の実施
基本調査・詳細調査

再発防止策の実施の

被害児童生徒等の保護者への支援

参考資料

参考様式

対象・目的
・構成的

事故防止
・未発生

事前防止
・準備等

事故発生
・後の流れ

調査の実施
・実施

再発防止
・実施

被害児童生徒等
への配慮

参考資料

参考様式

5-4 詳細調査の実施

(1) 詳細調査の実施主体

学校の設置者 都道府県等担当課

- 調査の実施主体（詳細調査委員会を立ち上げその事務を担う）は、学校の設置者が考えられる。
- 市区町村教育委員会、都道府県等担当課が調査を実施する場合は、その求めに応じて都道府県教育委員会が支援を行うことが望まれる。
- 私立学校及び株式会社立学校における調査の実施主体は、学校の設置者であるが、死亡事故等が発生した場合であって、学校の設置者の求めに応じ、必要と認められる際には、当該事故が発生した学校における教育の根幹に関わる重大事態であることに鑑み、都道府県等担当課が行うことができることとする。

(2) 詳細調査委員会の設置

学校の設置者

- 死亡事故等の詳細調査は、外部の委員等で構成する詳細調査委員会を設置して行う。なお、地方公共団体によって、首長部局に常設の調査機関を有している場合には、当該機関を活用することも考えられる。また、詳細調査委員会における調査に当たっては、必要に応じて、関係者の参加を求める。
- 詳細調査は原因究明及び再発防止のための取組について検討するためのものであるため、責任追及や処罰等を目的としたものではないが、事故に至る過程や原因を調査するには高い専門性が求められるため、中立的な立場の外部専門家等が参画した詳細調査委員会とすることが必要であり、調査の公平性・中立性を確保することが求められる。

(2-1) 詳細調査委員会の構成等

学校の設置者

- 詳細調査委員会の構成については、学識経験者や医師、弁護士、学校事故対応の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保することが求められる。
- 詳細調査委員会の構成員について、守秘義務を課すこと、氏名は特別な事情がない限り公表することが望ましい。
- 詳細調査委員会の構成員は、先入観を排除し、公平・中立な立場から、その専門的知識を生かし、可能な限り、多角的な視点から調査を行う。
- 学校の設置者等においては、詳細調査委員会の構成員を事前にリストアップするなど、検討を進めておく必要がある。これまで行われてきた詳細調査委員会において、構成員（『学校事故対応に関する指針』に基づく詳細調査報告書の横断整理より）として共通しているのは、大学教授、医師、弁護士、教育委員会職員等であり、これに、必

対象・目的
・構成的

事故防止
・未発生

事前防止
・準備等

事故発生
・後の流れ

調査の実施
・実施

再発防止
・実施

被害児童生徒等
への配慮

参考資料

参考様式

要に応じて事故につながった運動種目に関する専門家、学校種や障害種に応じた専門家で構成されている。

- なお、基本調査の結果等を踏まえ、詳細調査において、関係者に対し再度聴き取り調査を行う場合、多数の児童生徒等からの聴き取り調査等を外部専門家が直接全て行うのはかなりの時間的制約があるとして予想される。このため、例えば、聴き取り調査等を行い、事実関係を整理するための補助者を、詳細調査委員会の構成員とは別に置いておくといった方法も考えられる。補助者については、児童生徒等の聴き取り調査等を行う関係上、当該学校の教職員や学校の設置者の担当職員その他委員等を受けた外部有識者等が想定される。その役割については詳細調査委員会の指示の下、聴き取り調査等を行い、事実関係を整理することにとどめるものとする。

都道府県等担当課

- 小規模の地方公共団体など、設置が困難な地域も想定されることを踏まえ、都道府県教育委員会においては、これらの地域を支援するため、職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平常時から整えておくことが望ましい。

国

- 必要に応じて、学校の設置者等における詳細調査委員会の設置に支障がないよう、助言等の支援を行う。（★）

(2-2) 詳細調査の計画・実施手順

詳細調査委員会 学校の設置者

- 詳細調査委員会において、詳細調査の計画と見直しを立て、調査の実施主体との間で共通理解を図る。具体的には、調査の趣旨等の確認と、調査方法や期間、被害児童生徒等の保護者への説明時期（経過説明を含む）、調査後の児童生徒等・保護者などへの説明の見直し等を検討する。
- プライバシー保護の観点から、委員会は非公開とすることができる。公開/非公開の範囲については、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮した上で、個別事例ごとに関係者を含めて十分に協議する。関係者ヒアリングのみ非公開とするなど、「一部非公開」等の取扱いも考えられる。なお、委員会を非公開とした際には、詳細調査委員会の内容については、報告を受けた学校の設置者が被害児童生徒等の保護者に適切に情報共有を行うものとする。
- 詳細調査委員会においては、以下のような手順で情報収集・整理を進めることが想定される。

① 基本調査の確認

基本調査の経過、方法、結果の把握、関係する教職員や児童生徒等に対する追加調査実施の必要性の有無を確認

② 学校以外の関係機関への聴き取り

警察や医療機関等、これまで対応していた行政機関等があれば聴き取りを依頼（守秘義務が課されていることが前提）

対象・目的・構成

事故防止の未

事故発生し備え

対応の発生流れの

調査の実施

再発防止策の

被害児童生徒等の保

参考資料

参考様式

- ③ 状況に応じ、事故が発生した場所等における実地調査（安全点検）
- ④ 被害児童生徒等の保護者からの聴き取り
- 上記の情報収集においては、事故に至る過程の調査及び問題点・課題の抽出ができるよう、必要な情報を明確にして行うこととする。例えば、下記のような情報が必要であると考えられる。
 - ・ 事故当日の健康状態など、児童生徒等の状況
 - ・ 死亡事故に至った経緯、事故発生直後の対応状況（AEDの使用状況、救急車の出動情報、救急搬送した医療機関の情報等）
 - ・ 教育活動の内容、危機管理マニュアルの整備、研修の実施、職員配置等に関すること（ソフト面）
 - ・ 設備状況に関すること（ハード面）
 - ・ 教育活動が行われていた状況（環境面）
 - ・ 担当教諭（担任、部活動顧問等）の状況（人的面）
 - ・ 事故が発生した場所の見取図、写真、ビデオ等

○ 児童生徒等や教職員への聞き取りに当たっては、「5-2（3）基本調査の実施に当たった際の留意事項・手順」の聞き取りを行う場合の目的を明らかにすることや事前説明を行うなどを参考に、聴き取り対象者の負担を軽減するよう努める。

（3）被害児童生徒等の保護者からの聴き取りにおける留意事項

詳細調査委員会 学校の設置者

- 被害児童生徒等の保護者は調査への協力を求める場合は、信頼関係の醸成と配慮が必要であり、学校の設置者は、必要に応じて、被害児童生徒等の保護者の心情を理解し、被害児童生徒等の保護者、詳細調査委員会、学校や学校の設置者をつなぐ役割を担う支援担当者（17（4）中立的な立場で事故に係る対応を支援する「支援担当者」の設置）を参照）を確保する。（★）
- 客観性を保つ意味から、原則複数で聴き取りを行う。

（4）事故に至る過程や原因の調査（分析評価）と再発防止・学校事故予防への提言

詳細調査委員会 学校の設置者

- 事故に至る過程や原因の調査（分析評価）は、目的と目標に基づいて客観的に行われることが必要であり、詳細調査委員会の構成員は常に中立的な視点を保つことが必要である。
- 事故が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、可能な限り、偏りのない資料や情報を多く収集、整理し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 基本的にはある程度委員間で一致した見解を取りまとめる方向での調整が必要だが、それぞれの委員の専門性の違いなどがある場合には、複数の視点からの分析評価を取りまとめることも想定しうる。

○ 事故に至る過程や原因の調査で、複雑な要因が様々に重なったことが明らかになる場合もあると思われるが、それぞれの要因ごとに、児童生徒等の事故を防げなかったことの考察などを踏まえて課題を見つけ出すとともに、児童生徒等を直接対象とする安全教育の実施を含め、当該地域・学校における児童生徒等の事故の再発防止・事故予防のために何が必要かという視点から、今後の改善策を、可能な範囲でまとめる。

（5）報告書の取りまとめ

① 報告書の作成

詳細調査委員会 学校の設置者

- 報告書に盛り込むべき下記の記事の項目及び記載内容を参考に、それまでの詳細調査委員会における審議結果から報告書の素案を作成する。

（参考様式7）参照

記載すべき項目	記載内容
1 調査の目的及び方法	詳細調査委員会としての、調査の目的と方法
2 事故の概要	事故の種類、被害状況、活動種別
(1) 基礎情報	事故の概要を時系列的に記載（事故発生時期と発生場所、事故被害者と事故の内容（種別）・被害の程度、事故後の被害児童生徒の保護者への対応）
(2) 概要	名称、構成メンバー、開催状況、事務局、公開・非公開
3 詳細調査委員会の紹介	事故発生後の経緯と対応
4 事故発生時の経緯と対応	事故発生日時の時系列的に記載
(1) 事故発生後の保護者への対応	事故発生後の保護者への対応を時系列的に記載
(2) 事故発生後の児童生徒への対応	事故発生後、現場に居合わせた児童生徒に対する対応
(3) 事故発生後の児童生徒への対応	委員会による調査内容
5 委員会による調査内容	詳細調査委員会が実施した調査内容
(1) 基本調査の扱い	基本調査の調査内容・調査手続きの確認
(2) 調査方法	調査した方法
(3) 調査内容	学校関係者、教育委員会、教員、病院、警察等に聴き取りした内容
6 事故発生時の原因	調査結果をもとに事故を引き起こした要因
(1) 研修の有無と内容	事前の研修等が実施状況
(2) マニュアルの整備の有無と内容	事故防止のためのマニュアルの整備状況
(3) 指導計画の有無と内容	指導計画の策定状況と、教職員の配置状況
(4) 施設や器具の安全管理	救う施設や器具についての安全点検実施状況
(5) 事故当時の環境	物理的環境や事故に影響を与えたと考えられる環境
(6) 担当教員に関する要因	事故発生当時の指導する教員側の被害児童生徒への対応
(7) 被害児童生徒に関する要因	事故発生当時の被害児童生徒の体調や精神面の状況
(8) 学校の管理体制	事故に結びついた活動に対する指導体制や指導方法、安全管理の実施方法
(9) その他	特記事項があれば記載
7 事故防止への提案（提言）	再発防止及び事故予防への提案（提言）
8 調査の報告	調査結果を報告した経緯、報告書の公表状況
(1) 学校関係者への報告	調査結果を学校関係者に報告した経緯
(2) 報告書の公表	報告書公表の有無
(3) 報告書のウェブサイトに掲載の有無	調査報告書について、自治体や学校等のウェブサイトに掲載の有無
9 参考資料	調査の過程で入手した図、写真、文献、基本調査等

対象・目的・構成

事故防止の未

事故発生し備え

対応の発生流れの

調査の実施

再発防止策の

被害児童生徒等の保

参考資料

参考様式

- ③ 状況に応じ、事故が発生した場所等における実地調査（安全点検）
- ④ 被害児童生徒等の保護者からの聴き取り
- 上記の情報収集においては、事故に至る過程の調査及び問題点・課題の抽出ができるよう、必要な情報を明確にして行うこととする。例えば、下記のような情報が必要であると考えられる。
 - ・ 事故当日の健康状態など、児童生徒等の状況
 - ・ 死亡事故に至った経緯、事故発生直後の対応状況（AEDの使用状況、救急車の出動情報、救急搬送した医療機関の情報等）
 - ・ 教育活動の内容、危機管理マニュアルの整備、研修の実施、職員配置等に関すること（ソフト面）
 - ・ 設備状況に関すること（ハード面）
 - ・ 教育活動が行われていた状況（環境面）
 - ・ 担当教諭（担任、部活動顧問等）の状況（人的面）
 - ・ 事故が発生した場所の見取図、写真、ビデオ等

○ 児童生徒等や教職員への聞き取りに当たっては、「5-2（3）基本調査の実施に当たった際の留意事項・手順」の聞き取りを行う場合の目的を明らかにすることや事前説明を行うなどを参考に、聴き取り対象者の負担を軽減するよう努める。

（3）被害児童生徒等の保護者からの聴き取りにおける留意事項

詳細調査委員会 学校の設置者

- 被害児童生徒等の保護者は調査への協力を求める場合は、信頼関係の醸成と配慮が必要であり、学校の設置者は、必要に応じて、被害児童生徒等の保護者の心情を理解し、被害児童生徒等の保護者、詳細調査委員会、学校や学校の設置者をつなぐ役割を担う支援担当者（17（4）中立的な立場で事故に係る対応を支援する「支援担当者」の設置）を参照）を確保する。（★）
- 客観性を保つ意味から、原則複数で聴き取りを行う。

（4）事故に至る過程や原因の調査（分析評価）と再発防止・学校事故予防への提言

詳細調査委員会 学校の設置者

- 事故に至る過程や原因の調査（分析評価）は、目的と目標に基づいて客観的に行われることが必要であり、詳細調査委員会の構成員は常に中立的な視点を保つことが必要である。
- 事故が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、可能な限り、偏りのない資料や情報を多く収集、整理し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 基本的にはある程度委員間で一致した見解を取りまとめる方向での調整が必要だが、それぞれの委員の専門性の違いなどがある場合には、複数の視点からの分析評価を取りまとめることも想定しうる。

対象・目的・構成

○ 記載方法等は、「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理を参照する。

○ 報告書に何をどこまで記載するのかと、誰に何を（報告書か概要版か）どのような方法で公表するのかとは密接に関係するため、調査の実施主体と協議して詳細調査委員会にて判断する。

② 調査結果の報告

詳細調査委員会

○ 調査結果を調査の実施主体に報告する。なお、学校の設置者以外が調査の実施主体となっている場合には、調査の実施主体は、学校の設置者にも情報提供する。

③ 報告書の公表

学校の設置者

○ 報告書の公表は、調査の実施主体が行うこととする。
○ 報告書を公表する段階においては、被害児童生徒等の保護者や児童生徒等など関係者へ配慮して公表内容、方法及び範囲を決める。

○ 先行して報道がなされている場合など、状況に応じ、報道機関への説明についても検討する（報告書のうち報道機関に提供する範囲については、被害児童生徒等の保護者の了解をとる。）。

○ 報道機関に対して報告書を公表する場合、被害児童生徒等の保護者への配慮のみならず、児童生徒等への配慮も必要であり、例えば個人が特定できないような措置をとるなど公表する範囲についても留意する。

④ 被害児童生徒等の保護者への適切な情報提供

詳細調査委員会 学校の設置者

○ 詳細調査委員会での調査結果について、詳細調査委員会又は学校の設置者が被害児童生徒等の保護者に説明する。なお、調査の経過についても適宜適切な情報提供を行うとともに、被害児童生徒等の保護者の意向を確認する。

⑤ 報告書の調査資料の保存

学校の設置者 都道府県等担当課

○ 調査結果の報告を受けた学校の設置者又は都道府県等担当課は、報告書に係る調査資料を、学校の設置者等の文書管理規定に基づき適切に管理する。

6 再発防止策の策定・実施

「5-1 調査の目的・概要及び目標」に照らし、今後の学校事故予防・再発防止に調査結果を役立てることが必要である。

(1) 詳細調査委員会の報告書等の活用

P.19 極告、支援要請連絡系統図参照

学校

○ 報告書の提言を受けて、当該学校の教職員や同地域の学校の教職員間で報告書の内容について共通理解を図り、危機管理に関する研修を位置付けたり、不十分である可能性が明らかとなった部分の安全管理を徹底したりするなど、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及びその実施状況について、適時適切に点検・評価する。その際、必要に応じて市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）は都道府県教育委員会に、私立・株式会社立学校は、都道府県等担当課に必要な支援・助言を得る。

○ 学校又は学校の設置者は、報告書の提言を受けて、被害児童生徒等の保護者の意見も聴取するなどして、具体的、実践的な再発防止策を策定し、マニュアル等にまとめ、その徹底を図られるよう努める。

○ 詳細調査委員会から調査結果の報告を受けた学校の設置者は、以下のとおり報告する。その際、報告書の公表の取扱いについても併せて情報共有する。

(市区町村教育委員会（指定都市立学校を除く。）)

・ 都道府県教育委員会を通じて報告書を提出する。

(指定都市教育委員会及び国立大学法人の場合)

・ 学校の設置者は国に報告書を提出する。

(私立・株式会社立学校の場合)

・ 学校又は学校の設置者は、都道府県等担当課を通じて報告書を提出する。

(都道府県・指定都市教育委員会及び国立大学法人の場合)

○ 都道府県・指定都市教育委員会及び国立大学法人の調査から、前年度の所管の学校管理下で発生した事故等の基本調査及び詳細調査から、事故原因・傾向、再発防止策等の事故等の状況についてとりまとめ、所管の学校に周知し再発防止に努めるとともに、国の求めに応じてその状況を報告する。(★)

都道府県等担当課

○ 学校の設置者において、報告書の提言を受けた具体的な措置及びその実施状況を適時適切に点検・評価する際に、その求めに応じて、必要な支援・助言を行う。

(都道府県教育委員会の場合)

・ 市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）の求めに応じて、支援・助言を行う。

(私立・株式会社立学校の都道府県等担当課の場合)

・ 私立・株式会社立学校又は学校の設置者の求めに応じて、支援・助言を行う。

対象・目的・構成

自然事故防止

事前の準備

対応の流れ

調査の実施

策定・防止策の実施

被害児童生徒等への支援

参考資料

参考様式

対象・目的
・ 構成

○ 事故等の発生状況、当該指針を踏まえた基本調査及び詳細調査の実施状況について把握し、学校及び学校の設置者が、当該指針を踏まえた適切な対応をとっていない場合には、適切な対応を促す指導・助言を行う。

○ 学校の設置者から提出された詳細調査の報告書を国に報告する。
○ 毎年の年度当初に、前年度の当該都道府県内の学校管理下で発生した事故等の基本調査及び詳細調査から、事故の原因や傾向、再発防止策等の事故等の状況についてとりまとめ、国に報告するとともに、当該都道府県内に周知し再発防止に生かす。(★)

○ 都道府県内に周知する際には、公立学校及び私立学校の状況を合わせて行うことも学校における事故の再発防止に有益な情報となることから、都道府県教育委員会と私立・株式会社立学校の都道府県担当課との連携した取組も大切である。

○ また、再発防止策が継続して取り組まれているかを把握し、再発防止策が継続して講じられるよう働き掛ける。

国

○ 全国の学校における事故等の発生状況、当該指針を踏まえた基本調査及び詳細調査の実施状況、再発防止策等について把握する。

○ 毎年、都道府県等から報告された調査報告書の概要や事故等の状況報告を基に事故情報を蓄積し、有識者会議等による検討や分析を行い、教訓とすべき点を整理した上で学校、学校の設置者及び都道府県等担当課に周知することにより、類似の事故の発生防止に役立てる。

○ 当該指針を踏まえた事故等の対応事例や再発防止策について、都道府県教育委員会等を対象とした研修や会議等で共有し、事故発生時の対応や再発防止の普及啓発を行う。

○ 必要に応じ、周知を図った再発防止策の実施状況を調査等により確認するなど、継続した再発防止に役立てる。

7 被害児童生徒等の保護者への支援

学校教育は、学校が安全で安心して学べる環境であるという前提の下で行われている。被害児童生徒等の保護者への支援に当たっては、その前提に立ち返り、学校及び学校の設置者が組織的に、丁寧かつ誠実に対応していく必要がある。

(1) 被害児童生徒等の保護者への関わり

学校 学校の設置者

○ 被害児童生徒等の保護者への支援に当たっては、被害児童生徒等の保護者の心情に十分に配慮した対応を行う。

【参考例】「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(【参考資料6】参照)

- 被害児童生徒等の保護者への説明は対応窓口を一本化し、説明が矛盾することなく、事実を正確に伝えるようにする。
- 被害児童生徒等の保護者への支援は、継続的に行う必要がある。人事異動で学校又は学校の設置者の対応窓口が変わる場合も、継続的な支援が行えるよう、情報共有と引き継ぎの体制を構築する。
- 事故にあった児童生徒等の兄弟姉妹へのサポートは学校の大切な役割となる。兄弟姉妹が他校にいれば、他校と連携し、継続的なサポートを行う。

(被害児童生徒等が死亡した場合)

- 被害児童生徒等の保護者の意向を確認の上、学校として通夜や葬儀にどう対応するか方針を定める。
- 葬儀が終わった後も、被害児童生徒等の保護者への関わりは継続して行い、学校との関わりを継続を求める被害児童生徒等の保護者に対しては、他の児童生徒等の気持ちにも配慮しつつ、クラスに居場所を作る等の工夫をする。
- 被害児童生徒等の保護者の意向も確認し、卒業式への参列等も検討する。
- 被害児童生徒等の保護者の感情に配慮し、専門的なケアの希望が出た場合には、信頼できる専門機関等を紹介又は情報提供を行う。

(被害児童生徒等に重度の障害が残った場合)

- 長期の入院等から復学した際の当該児童生徒等の学校生活を支援する(学校施設の改修、安全管理、学習体制、学びの保障等)とともに、医療、福祉、心理等の信頼できる専門機関等を紹介したり支援チームを組織したりするなど、家族への継続的なサポートを行う。

(被害児童生徒等が複数の場合)

- 複数の児童生徒等に被害が生じている場合は、当該学校で重大な事故が発生している可能性が高い。事故の報告を受けた学校の設置者等は、当該学校に対し、必要な人員の

対象・目的
・ 構成

事故発生
防止策
の未
実施

事故発生
前の
準備
等

対応の
発生
流れ
の

調査の実
施
の実
態

策定・実
施の

被害児童生徒等の保
護者への支援

参考資料

参考様式

対象針・構成的

派遣や助言等の支援を行う。なお、学校が行う被害児童生徒等の保護者に対する支援もサポートする。

○ それぞれの被害児童生徒等の保護者に担当者を決め、被害児童生徒等の保護者一人一人に丁寧な支援を行うとともに、担当者同士が連携して情報を共有し、被害児童生徒等の保護者間の対応に差が生じないようにする。

○ 学校や学校の設置者に対する被害児童生徒等の保護者の要望が異なる場合は、それぞれの被害児童生徒等の保護者の意向を十分に踏まえながら、支援担当者等を活用し、調整を図るよう努める。

○ 被害児童生徒等の保護者同士が連携し、家族会等の団体を立ち上げている場合は、団体の代表者を窓口にする等、団体の意向も確認しつつ必要な支援を行う。被害児童生徒等の保護者への支援は、段階に応じた対応が必要であり、以下のように継続的な支援を行っていくことが必要である。

(以下、指針内に既出の内容を再掲)

< 事故発生直後 >

○ 被害児童生徒等の保護者に対し、事故の発生（第1報）を可能な限り早く連絡する。なお、その際には、事故の概況、けがの程度など、最低限必要とする情報を整理した上で行う。

○ 被害の詳細や搬送先の医療機関名等、ある程度の情報が整理できた段階で、第2報の連絡を行う。

< 初期対応時 >

○ 応急手当等の事故発生直後の対応終了後は、できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は、被害児童生徒等の保護者に対し正確に伝える等、責任のある対応を行う。

○ 学校は、被害児童生徒等の保護者に寄り添った対応を行い、その求めに応じて、相対できる第三者（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）を紹介し、相談・支援が受けられるようにする。

< 基本調査 >

○ 学校及び学校の設置者は、取りまとめられた基本調査の経過及び整理した情報等について適切に被害児童生徒等の保護者に説明する。

○ 事実関係の整理に時間を要することもあり得るが、必要に応じて適時適切な方法で経過説明があることが望ましく、基本調査における最初の説明は、調査着手からできるだけ1週間以内を旨に行う。

○ 説明に矛盾が生じないよう、原則として、被害児童生徒等の保護者への説明窓口は一本化する。

○ 今後の調査についての学校及び学校の設置者の考えを被害児童生徒等の保護者に伝えて、被害児童生徒等の保護者の意向を確認する。

< 詳細調査への移行の判断 >

対象針・構成的

○ 詳細調査の移行の判断に当たっては、学校の設置者は被害児童生徒等の保護者の意向に十分配慮する。

< 詳細調査 >

○ 被害児童生徒等の保護者に調査への協力を求める場合は、信頼関係の醸成と配慮が必要であり、必要に応じて、被害児童生徒等の保護者の心情を理解し、被害児童生徒等の保護者、詳細調査委員会、学校や学校の設置者をつなぐ役割を担う支援担当者確保する。

○ 客観性を保つ意味から、原則複数で聴き取りを行う。

○ 学校の設置者は、調査の経過についても適宜適切な情報提供を行うとともに、被害児童生徒等の保護者の意向を確認する。

< 最終報告 >

○ 詳細調査委員会での調査結果について、調査委員会又は学校の設置者が被害児童生徒等の保護者に説明する。

< 再発防止策 >

○ 報告書の提言を受けて、学校又は学校の設置者は、被害児童生徒等の保護者の意見も聴取するなどして、より具体的、実践的な再発防止策を策定し、それを実践するよう努める。

(2) 児童生徒等の心のケア

学校

【参考例】「子どもの心のケアのために一災害や事件・事故発生時を中心に一」

「学校における子供の心のケア一サインを見逃さないために一」

○ 災害等に遭遇すると、恐怖や喪失体験などの心理的ストレスによって、心の症状だけでなく、腹痛や頭痛、眠れない、食欲不振などの身体の症状も現れやすいため児童生徒等のストレス症状の特徴であることを理解する。

○ 災害や事件・事故発生時における児童生徒等のストレス反応は誰でも起こり得ることであり、ストレスが強くない場合には、心身に現れる症状は悪化せず数日以内で消失することが多いが、激しいストレスにさらされた場合は、「急性ストレス障害（ASD）」や「外傷後ストレス障害（PTSD）」を発症することがある。

○ 災害や事件・事故発生時におけるストレス症状のある児童生徒等への対応は、基本的には平常時と同じであり、健康観察等により速やかに児童生徒等の異変に気づき、問題の性質を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携を密に取り、学級担任や養護教諭をはじめ、校内組織と連携して組織的に支援に当たることである（【参考資料7】参照）。

○ 危機発生時の児童生徒等の心身の健康問題を把握するための方法としては、児童生徒等の様子の直接的な観察、保護者との話し合いによる間接的観察及び質問紙を使った調査等の方法があるが、いずれも記録に残すことが大切である。

○ 事故の状況等を踏まえ、事件等を目撃した児童生徒等のみでなく、被害児童生徒の兄弟姉妹や、目撃していない被害児童生徒とそれまでにも関連を持ったことが

対象針・構成的

事故防止策

事故発生直後の対応

事故発生後の対応

調査の実施

再発防止策の実施

被害児童生徒等の保護者への支援

参考資料

参考様式

対象・目的
・構成

ある（前学年や縦割り活動・クラブ・習い事など）児童生徒等への配慮も必要であることに留意する。また、関係する保護者等への適切な情報提供にも留意することが必要である。

- 心のケアを必要としているのは児童生徒等だけではないことを理解し、被害児童生徒等の保護者や教職員に対しても継続的な心のケアを行う。
- 教職員は、児童生徒等のために、自分の心身の不調のケアが後回しになっていないか、早めに自分の心身の不調に気づき、休息したり、相談したりすることが児童生徒等の支援にとっても重要であることを理解する。

(3) 災害共済給付の請求

学校

- 学校の管理下及び登下校中に発生した児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対しては、独立行政法人日本スポーツ振興センター法による「災害共済給付制度」により、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金等が給付されること及び必要な手続きについて説明する（制度に加入していない場合を除く）。ただし、給付対象外となる災害や治療もあるため、事前に独立行政法人日本スポーツ振興センターに確認し、給付制度について正しく理解した上で説明する。

○ 災害共済給付の請求に当たっては、被害児童生徒等の保護者の感情に十分配慮し、適切な時期に被害児童生徒等の保護者に説明を行うとともに、申請手続きについても十分に意思疎通を図りながら進める。

- 給付金の請求期間は、給付事由が発生してから2年間であることに十分注意し、保護者への説明の際にもこのことを正確に伝える等の留意が必要である。

◆独立行政法人日本スポーツ振興センター
災害共済給付 Web サイト

<https://www.jpmsport.go.jp/anzen/saigai/tabid/56/Default.aspx>



(4) 中立な立場で事故に係る対応を支援する「支援担当者」の設置

学校

- 被害児童生徒等の保護者への対応においては、学校に連絡担当となる教職員を置き、窓口を一元化することにより、学校と被害児童生徒等の保護者間の連絡を円滑にできるようにすることが望ましい。

学校の設置者

- 他方、学校の設置者等は、被害児童生徒等の保護者と学校の二者間ではコミュニケーションがうまく図れず、関係がこじれてしまうおそれがあると判断したときは、被害児童生徒等の保護者と学校、双方にコミュニケーションを取ることで、中立の立場で現場対応を支援する支援担当者を設置することを検討する。(★)

対象・目的
・構成

○ 支援担当者は、被害児童生徒等の保護者と学校では立場が異なることを理解した上で、中立的な視点で被害児童生徒等の保護者と教職員双方の話を丁寧に聴き、情報を整理し、当事者間の合意形成を促す等、常に公平な態度で双方の支援を行うことで、両者が良好な関係を築けるよう促すことを主な役割とする。

- また、支援担当者は、必要に応じ、被害及び加害児童生徒等の保護者間における対応に関する相談に係る支援の役割も有するものとする。

○ 支援担当者は、事故対応の知見を有する都道府県又は市区町村の職員が想定される。また、地域の実情によっては、学校の設置者が事故対応に精通した学識経験者（大学教員・元教員その他これらに準ずる者）に支援担当者を委嘱する等も考えられる。なお、委嘱する場合には、個人の情報を扱うことから、守秘義務を課すなどの対応が必要となる。

- 支援担当者は、継続的な支援を行う必要があることから、複数人のチームで対応することも考えられる。その際、担当者間において対応の共通認識を図りながら支援等ができるように努める必要がある。(★)

○ 支援担当者は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「学校等事故事例検索データベース」を活用するなど、過去の事故事例を参照しながら事故対応の知見を広めるよう努める。

都道府県等担当課

- 人口規模の小さな地方公共団体や、都道府県等担当課において、支援担当者に適した者を選定することが難しい場合、都道府県教育委員会は、市区町村教育委員会や都道府県等担当課の求めに応じ、支援担当者に適した者を推薦する等、支援を行うことが望まれる。

策定・防止策の
実施の

被害児童生徒等の保
護への支援

参考資料

参考様式

おわりに

学校の安全を確保するに当たり、まずは、事件・事故等の発生を未然に防ぐこと（事前の危機管理）が重要です。万一事故が発生してしまった場合には、学校や学校の設置者は、事実にかつかりと向き合い、事実を明らかにするという姿勢が重要です。そして、そこで明らかとなった事故の教訓を真摯に受け止め、今後の事故防止のための安全管理や安全教育に生かす、児童生徒等の安全確保の取組を徹底していくと同時に、被害児童生徒等の保護者に対しては、誠意をもって支援を継続していくことが必要です。

文部科学省では、平成26年度から「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議を設置し、学校において、重大事故の発生を未然に防止するための方策とともに、事故後の対応の在り方について議論を重ね、平成28年3月に「学校事故対応に関する指針」を策定しました。さらに、「第3次学校安全の推進に関する計画（令和4年3月25日閣議決定）」を踏まえ、令和4年度から「学校安全に関する有識者会議」で指針見直しに向けた検討を始め、令和5年度には「学校事故対応に関する指針の見直しワーキンググループ」を設置し更に検討を重ね、指針の改訂を行いました。今回の改訂に当たり、改めて、事件・事故が発生した場合には、学校及び学校の設置者が、誠意をもって、組織的に対応していくことの重要性が議論されたところです。

本指針は、こうした議論等を踏まえ、学校事故対応に関して一定の方向性を示したものです。したが、今後、各学校及び学校の設置者、都道府県等担当課において、この指針を参考に具体的に取り組んでいただくことが重要です。

学校及び学校の設置者、都道府県等担当課においては、取り組みやすいようチェックリストも作成しましたので是非参照いただき、まずは事故の未然防止、事故発生に備えた事前の準備に取り組み願います。また、万が一事故等が発生してしまった場合には被害児童生徒等やその保護者の方々に寄り添うこと、その対応を組織的に行うことを念頭に対応することも、事故を振り返り返っての調査を行い、国への報告を含め、その事故等から得られた教訓を共有していただき、日本全体としての学校安全の強化に寄与いただきたいと思います。

今後、事故対応等の取組事例が蓄積され、新たな課題が明らかとなった場合には、その課題を基に、更に改善を加えていきます。その際には、事故の未然防止の在り方や事故発生時の適切な対応、被害児童生徒等及びその保護者に対する支援の在り方等についても、再度検討し、必要な改善・見直しを行うこととします。

文部科学省においては、この指針が、現場を支援し、事件・事故の未然防止や被害の最小化、事故等が発生してしまつた場合には被害児童生徒等やその保護者に寄り添った対応を行うとともに、再発防止を行うことを実効性をもって後押しするものとなるよう、引き続き、各学校や学校の設置者、都道府県等担当課と連携した取組を進めてまいります。

指針
対象
・目的
・構成

事
然
防
止
の
未
来

事
故
発
生
に
前
の
設
置
等

事
故
の
発
生
後
の
流
れ

調
査
の
実
施
策
略
等
の
詳
細

策
再
発
止
の
実
施
の
策

事
故
発
生
時
の
保
護
者
等
の
保
護

参
考
資
料

参
考
様
式

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 9 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各国公私立高等専門学校担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」
の活用について（依頼）

「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）は、学校保健安全法第29条に基づき各学校で作成が義務付けられており、学校で危機管理を具体的に実行するために必要な事項や手順等を示すものとされています。

すでに各学校では、学校保健安全法の定めに基づき、地域や学校の実情を踏まえた危機管理マニュアルを作成しておりますが、危機管理マニュアルは、一度作成すればよいというものではなく、学校で実施した訓練等の検証結果や、学校を取り巻く様々な状況の変化、国内外で発生した事故・災害事例の教訓、先進校の取組事例などを基に、常に見直し・改善を行うことが必要です。

また今般、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）が成立し、新たな避難情報として避難勧告が廃止されたことなど、状況の変化を踏まえ、危機管理マニュアルの適切な見直しが急務となっています。

さらに、平成29年の水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正により、市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に位置付けられている学校のうち、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に立地している学校においては、避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づく避難訓練の実施が義務付けられておりますので、該当する学校におかれては、遅滞なく確実に対応する必要があります。なお、別添写しのとおり、6月8日付3施参事第10号での調査結果を受け、当該計画の作成や避難訓練の実施の状況につ

いては、別途確認させていただく予定です。

こうした状況を踏まえ、文部科学省ではこの度「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を作成しました。

本ガイドラインは「チェックリスト編」「解説編」「サンプル編」の3編で構成されており、各学校でこうした危機管理マニュアルの見直し・改善を行う際の評価の観点（チェックリストや考え方）、その他参考となる情報などの提供を目的として取りまとめました。学校で危機管理マニュアルの見直しを行う際に活用することはもちろんのこと、学校設置者等が学校の危機管理マニュアルの内容を確認し、改善に向けた指導・助言等を行う際にも適宜活用願います。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

○「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm



【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 防災教育係
電話：03-5253-4111(内線 2670)
E-mail: anzen@mext.go.jp

浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する学校に関する調査の結果をお知らせするとともに、水害・土砂災害対策の実施について重要なお願いをするものです。必ず確認をお願いします。

写

3 施参事第 10 号
令和 3 年 6 月 8 日

各都道府県教育委員会施設主管課長
各都道府県教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各都道府県専修学校主管課長 殿
各都道府県教育委員会専修学校主管課長
各都道府県認定こども園主管課長
各国公私立大学施設担当部課長
各国公私立高等専門学校施設担当部課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官

野口 健

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

石塚 哲朗
(公印省略)

浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する学校に関する調査の結果及び
水害・土砂災害対策の実施について (通知)

近年、気候変動に伴う水害・土砂災害の激甚化・頻発化により学校においても甚大な被害が発生しています。また、学校における水害・土砂災害対策は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施等によるソフト面の対策と、施設整備によるハード面の対策の両方から実施することが重要です。このため、浸水想定区域^{*1}・土砂災害警戒区域^{*2}に立地しており、かつ、市町村地域防災計画で要配慮者利用施設として位置づけられた公立学校を対象として、水害・土砂災害対策の実施状況調査を初めて実施し、その結果を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

この調査結果によれば、ソフト面の対策について、いまだに、水防法や土砂災害防止法^{*3}により義務付けられている避難確保計画の作成や避難訓練の実施を行っていない学校が見られます。このような学校においては、「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン (令和 3 年 6 月)」^{*4}を参考に、今年度中に速やかに避難確保計画を作成し、避難確保計画に基づいた避難訓練を確実に実施する必要があります。学校安全所管課においては、本調査で未作成・未実施であった学校に対し、避難確保計画 (各学校の危機管理マニュアルが、水防法又は土砂災害防止法に基づく避難確保計画に求められている事項を満たしていれば可) の作成と、避難確保計画に基づいた避難訓練や防災教育の実施について指導願います。さらに、各学校における避難確保計画の作成状況や、避難訓練等の実施予定についても、速やかに確認願います。

また、ハード面の対策については、児童生徒等の安全の確保、避難所としての運営、学校教育

活動の早期再開等に支障のないよう、例えば、老朽化対策に合わせて、「学校施設の水害・土砂災害対策事例集（令和3年6月）」^{※5}を参考に、学校設置者が主体となって水害・土砂災害から学校を守る取組や、防災担当部局等の要請に学校設置者が協力し、水害から地域を守ることに学校が貢献する取組を検討していただきますようお願いいたします。また、「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために（令和2年3月）」^{※6}を参考に、施設・設備の点検や重要書類等の保管場所の検討をお願いいたします。

このことについて、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては所管の私立学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人においては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体においては所管の学校設置会社及び当該会社が設置する学校に対し、都道府県専修学校主管課及び都道府県教育委員会専修学校主管課においては所管の専修学校に対し、都道府県認定こども園主管課においては域内の市区町村認定こども園主管課及び所管の認定こども園に対し、厚生労働省の専修学校主管課においては所管の専修学校に対し、それぞれ周知いただくようお願いいたします。

※1 国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域（洪水浸水想定区域）、都道府県知事又は市町村長が指定した排水施設等について、想定最大規模降雨により雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域（雨水出水浸水想定区域）、都道府県知事が指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域（高潮浸水想定区域）のこと（水防法第14条、第14条の2、第14条の3関係）

※2 土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域のこと（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項関係）

※3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

※4 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和3年6月）

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm

(QRコード)



※5 学校施設の水害・土砂災害対策事例集（令和3年6月）

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/mext_00001.html

(QRコード)



※6 台風等の風水害に対する学校施設の安全のために（令和2年3月）

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/mext_00477.html

(QRコード)



(本件連絡先)

大臣官房文教施設企画・防災部

参事官（施設防災担当）付施設防災企画係

電話：03-6734-3184

メール：bousai@mext.go.jp

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室防災教育係

電話：03-6734-2670

メール：anzen@mext.go.jp



4 令和7年度

福岡県学校安全推進

委員会委員名簿

令和7年度 福岡県学校安全推進委員会 委員名簿

区分	所属	職名	氏名	部会
学識者	九州大学大学院	教授	志堂寺 和則	交通
	九州国際大学	教授	姜 信一	生活
	山口大学大学院	准教授	瀧本 浩一	災害
関係課	総務部防災危機管理局消防防災指導課	防災指導係長	前田 幸輝	災害
	人づくり・県民生活部生活安全課	交通安全係長	北川 敬之	交通
	人づくり・県民生活部生活安全課	地域安全推進係長	大内田 英昭	生活
	県土整備部道路維持課	交通安全係長	中森 日登美	交通
警察本部	福岡県警察本部交通部交通企画課	課長補佐	正入木 拓馬	交通
	福岡県警察本部交通部交通規制課	課長補佐	松尾 直大	交通
	福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課	課長補佐	梅本 耕誠	生活
	福岡県警察本部生活安全部少年課	課長補佐	青木 博徳	生活
教育事務所	福岡教育事務所	指導主事	名切 太志	生活
	北九州教育事務所	指導主事	谷口 誠	交通
	北筑後教育事務所	指導主事	鶴本 健	災害
	南筑後教育事務所	指導主事	鎌倉 祐児	生活
	筑豊教育事務所	指導主事	石川 直也	交通
	京築教育事務所	指導主事	東 直美	災害
市町村教育委員会	宗像市教育委員会	指導主事	小島 恵太	生活
	うきは市教育委員会	指導主事	坂本 正明	災害
	大任町教育委員会	主任	渡邊 研策	交通
関係団体等	博多あん・あんリーダー会	相談役	小森 勝輝	災害
	福岡県交通安全協会	安全部長	長田 真輔	交通
	福岡管区気象台気象防災部	地域防災推進課長	萩原 光治	災害
	福岡県防犯協会連合会	専務理事	加藤 雅秋	生活
	福岡県PTA連合会	副会長	郷原 真一	交通

区分	所属	職名	氏名	部会
事務局	教育庁教育振興部義務教育課	課長	矢野 勝也	
		主幹指導主事	佐藤 円	
		主任指導主事	河島 健治	
		指導主事	大里 恭太郎	
		指導主事	福井 慎也	災害
	教育庁教育振興部高校教育課	指導主事	嘉手苺 真紀	交通
	教育庁教育振興部特別支援教育課	指導主事	高岩 洋輔	生活

令和7年度学校安全総合支援事業
実践事例集
令和8年3月発行

問合せ先：福岡県教育庁教育振興部義務教育課
〒811-8575 福岡市博多区東公園7番7号
電話 092-643-3911（教育相談室）